

小牧市地域防災計画

—地震災害対策計画—

令和7年11月修正

小牧市防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針	1-1-1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 市地域防災計画の作成又は修正	
第5節 防災ビジョン	
第2章 本市の特質と災害要因	1-2-1
第1節 本市の地形・地質	
第2節 本市における既往の地震とその被害	
第3節 社会的条件	
第3章 被害想定	1-3-1
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震被害の予測	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	1-4-1
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-5-1
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	2-1-1
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティア団体との連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	2-2-1
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	2-3-1
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の推進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	2-4-1
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 液状化対策の推進	
第3節 宅地造成の規制誘導	
第4節 土砂災害の防止	
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	2-5-1
第6章 避難行動の促進対策	2-6-1
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	

第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第7章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	<u>2-7-1</u>
第1節	避難所の指定・整備等	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第8章	火災予防・危険性物質の防災対策	<u>2-8-1</u>
第1節	火災予防対策に関する指導	
第2節	消防力の整備強化	
第3節	危険物施設防災計画	
第4節	高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節	毒物劇物取扱施設防災計画	
第9章	広域応援・受援体制の整備	<u>2-9-1</u>
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節	防災活動拠点の確保等	
第10章	防災訓練及び防災意識の向上	<u>2-10-1</u>
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	
第4節	防災意識調査及び地震相談の実施	
第11章	震災に関する調査研究の推進	<u>2-11-1</u>
第12章	市民のとるべき措置	<u>2-12-1</u>
第3編	災害応急対策	
第1章	活動態勢（組織の動員配備）	<u>3-1-1</u>
第1節	災害対策本部の設置・運営	
第2節	職員の派遣要請等	
第3節	災害救助法の適用	
第2章	避難行動	<u>3-2-1</u>
第1節	地震情報等の伝達	
第2節	避難情報	
第3節	住民等の避難誘導等	
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	<u>3-3-1</u>
第1節	被害状況等の収集・伝達	
第2節	通信手段の確保	
第3節	広報	
第4章	応援協力・派遣要請	<u>3-4-1</u>
第1節	応援協力	
第2節	応援部隊等による広域応援等	
第3節	自衛隊の災害派遣	
第4節	ボランティアの受入れ	
第5節	防災活動拠点の確保等	
第6節	南海トラフ地震発生時における広域受援	
第5章	救出・救助対策	<u>3-5-1</u>
第1節	救出・救助活動	

第2節	航空機の活用	
第6章	消防活動・危険性物質対策	3-6-1
第1節	消防活動	
第2節	危険物施設対策計画	
第3節	高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節	毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章	医療救護・防疫・保健衛生対策	3-7-1
第1節	医療救護	
第2節	防疫・保健衛生	
第8章	交通の確保・緊急輸送対策	3-8-1
第1節	道路交通規制等	
第2節	道路施設対策	
第3節	空港施設対策	
第4節	鉄道施設対策	
第5節	緊急輸送手段の確保	
第9章	浸水対策	3-9-1
第1節	浸水対策	
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	3-10-1
第1節	避難所の開設・運営	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第11章	水・食品・生活必需品等の供給	3-11-1
第1節	給水	
第2節	食品の供給	
第3節	生活必需品の供給	
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	3-12-1
第1節	環境汚染防止対策	
第2節	地域安全対策	
第13章	遺体の取扱い	3-13-1
第1節	遺体の捜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第14章	ライフライン施設等の応急対策	3-14-1
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設の応急措置	
第6節	郵便業務の応急措置	
第7節	ライフライン施設の応急復旧	
第15章	住宅対策	3-15-1
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	
第2節	被災住宅等の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における対策	3-16-1

第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	
第17章	企業及び市民のとりべき措置	3-17-1
第1節	企業においてとりべき措置	
第2節	市民のとりべき措置	
第18章	災害救助法の適用	3-18-1
第4編	災害復旧・復興	
第1章	復興体制	4-1-1
第1節	復興本部の設置等	
第2節	復興計画等の作成	
第3節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	4-2-1
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	復旧に取り組むに当たっての体制づくり	
第4節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	4-3-1
第4章	震災復興都市計画の手続き	4-4-1
第1節	第一次建築制限	
第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	4-5-1
第1節	罹災証明書等の交付	
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	
第4節	住宅等対策	
第6章	商工業・農業の再建支援	4-6-1
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農業の再建支援	
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	5-1-1
1.	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	
2.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
3.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	
第6編	南海トラフ地震防災対策	
第1章	総則	6-1-1
第1節	推進計画の目的	
第2節	事務又は業務の大綱	
第2章	災害対策本部の設置等	6-2-1
第1節	災害対策本部の設置	
第2節	災害対策本部等の組織及び運営	
第3節	災害応急対策要員の参集	
第3章	地震発生時の応急対策等	6-3-1
第1節	地震発生時の応急対策	
第2節	資機材、人員等の配備計画	
第3節	他機関に対する応援要請	
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-4-1

第5章 防災訓練計画	6-5-1
第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	6-6-1
別紙 東海地震に関する事前対策	
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	別-1-1
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	
第2節 東海地震に関連する情報	
第2章 災害対策本部の設置等	別-2-1
第1節 災害対策本部の設置	
第2節 警戒宣言発令時の情報伝達	
第3節 警戒宣言発令時等の広報	
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	別-3-1
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章 発災に備えた直前対策	別-4-1
第1節 避難対策	
第2節 消防、浸水等対策	
第3節 社会秩序の維持対策	
第4節 道路交通対策	
第5節 鉄道	
第6節 バス	
第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係	
第8節 生活必需品の確保	
第9節 金融対策	
第10節 郵便事業対策	
第11節 病院、診療所	
第12節 百貨店等	
第13節 緊急輸送	
第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策	別-5-1
第1節 道路	
第2節 河川等	
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第5節 工事中の建築物等に対する措置	
第6章 他機関に対する応援要請	別-6-1
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	
第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼	
第7章 市民のとるべき措置	別-7-1
第1節 家庭においてとるべき措置	
第2節 職場においてとるべき措置	

第1編 総則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、小牧市防災会議が定めるもので、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画（地震災害対策計画）

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて作成されている「小牧市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画を効果的に推進するため、市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) この計画は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (4) この計画は、本市をとりまく諸条件の変化及び愛知県地震災害対策計画の修正等により、必要に応じて修正を加える等、その弾力的な運用を図っていくものとする。

2 その他運用等について

- (1) 市及び防災関係機関における本計画の習熟
- (2) 本計画に基づく「職員初動体制マニュアル」、「地域防災カルテ」及び「行動計画」の作成

3 計画で定める基本的な内容

この計画の目的を遂行するため、次の事項に関する基本的な内容について定めるものとする。

- (1) 市の地域に係る市、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画

4 その他の計画との関連

本計画に基づいて、以下の事項について本計画を具体化する段階で個別に定めるものとする。

- (1) 市民への啓発活動や地域づくり、人づくりのための取り組み

- (2) 職員の初動体制等の各種マニュアル
- (3) 地域の災害に対する状況を把握することのできる「地域防災カルテ」等

5 計画の基本目標

- (1) 災害に強い防災体制の整備
- (2) 市民の防災行動力の向上
- (3) 地震災害の防止に関する調査研究と防災知識・防災思想の普及
- (4) 災害に強い都市基盤の整備

6 地域目標

中央防災会議では、東海地震、東南海地震の大規模地震に対して、社会全体が効果的かつ効率的に被害軽減策を講じていくため、達成時期を含めた具体的目標等を定めた地震防災戦略を策定した（平成17年3月30日決定）。

地震防災戦略は、被害想定を基に人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される。

このうち、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と協力が不可欠であることから、関係地方公共団体においては、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとされている。

市は、地震防災戦略に沿って、第3章 第2節 地震被害の予測にある海溝型地震、内陸直下型地震の被害予測を基に、市、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標等を定めた地域目標を別に定めるものとする。

7 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

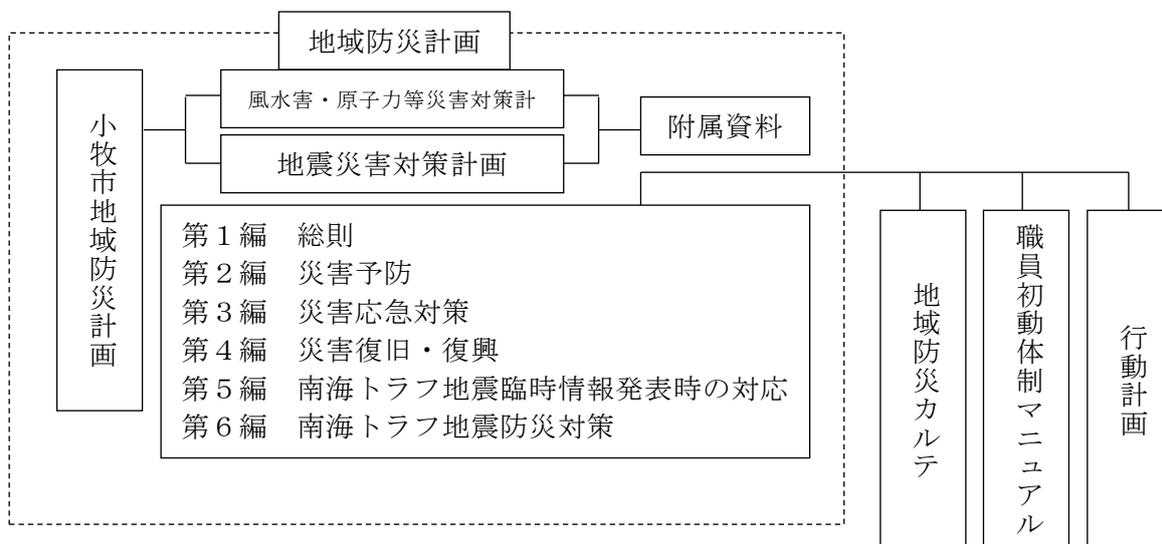
このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ア 県民の生命を最大限守る
- イ 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- エ 迅速な復旧復興を可能とする

第3節 計画の構成

1 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことで、この3本の柱で本計画を構成する。



第4節 市地域防災計画の作成又は修正

市防災会議は、市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、特にこの計画において、計画事項に示すものについては、市で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第5節 防災ビジョン

1 阪神・淡路大震災の教訓

(1) 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日、未曾有の大被害をもたらした「阪神・淡路大震災」が発生したのは、記憶に新しいところである。

この大震災は、マグニチュード7.2の、直下型大地震であり非常に大きな災害となったが、単に強い地震であったというだけでなく、これまでにない大都市における直下型地震であったために、都市型の災害につながった。

(2) 都市型災害としての特徴

都市型災害としての特徴は、本計画を見直すに当たって次の点にあったといわれている。

ア 6,000有余の死者の大半は、倒壊した家屋の下敷きになっての「圧死」であるといわれている。

イ 火災の発生は同時多発的であり、しかも大規模であったため、多くの犠牲者を

出した。

ウ ライフラインが途絶したことによって、消防活動が困難な状況に陥り、二次的な被害が発生するという状況もみられた。

(3) 今後の取り組みの強化

防災への取り組みは、生命、身体及び財産等、かけがえのない貴重なものを災害から守ることにある。

阪神・淡路大震災における大災害を再び繰り返さないためにも、災害に強いまちづくり・施設づくり、災害に対応できる地域づくりや人づくりを進めていかなければならない。

本計画書は、阪神・淡路大震災の教訓を忘れることなく、本市において災害に強いまちづくりを進めるための計画である。

2 改定に当たっての基本的な考え方

(1) 見直しに当たっての基本的な考え方

ア 人口の稠密な都市部で発生する直下型の大地震にも耐えることのできるまちづくりを目指す（直下型大地震への対応）。

イ 発災後にも、早急な対応を行えるように、阪神・淡路大震災の教訓を生かした予防体制を整備する（予防体制の強化）。

ウ 発災後の迅速な対応を目指すため、各種マニュアル等の整備、防災知識の普及・啓発活動に取り組む（応急体制の強化）。

エ 緊急時の応急体制における行政の初期活動には限度があり、関係団体や市民の自主的な活動が重要であったとの認識から、地域づくり、人づくりを目指した取り組みを進める（地域づくり・人づくり）。

(2) 見直しに当たっての強化・具体化

見直しに当たって、以下の点について特に強化・具体化することを目指した。

ア 地域における取り組みへの支援やそれを支えるリーダーの育成

イ 応急時における迅速な対応を実現するための各種マニュアル類の整備

ウ 計画の具体化のため、本計画書全体にわたり、実施事項の具体化に努めるとともに、取り組みの主体の明確化に努めること

エ 事業者や市民の自主的な取り組みを促し、育てる活動を強化すると共に、防災知識の普及・啓発・防災訓練の充実等を目指すこと。（インターネットホームページを活用した防災知識の普及等）

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の地形・地質

1 本市の地形・地質の概要

本市は愛知県の北西部、小牧丘陵を背に南西に広がる濃尾平野の北東部に位置している。名古屋市の北方約12kmにあり、東西14.82km、南北9.22km、面積62.81km²を有し、地形的には北東部の天川山（標高279.6m）を最高峰とした東西に延びる山地とその南側に分布する篠岡地区の丘陵を経て、南西にゆるやかな平野が続いている。小牧市の地形の特徴は北東部から南西部にかけて階段状に低くなっており、北東部の山地、東部の丘陵地そして西部地域のほぼ平坦に広がる段丘地あるいは低地とに、3大別される。

(1) 北東部地域（大山山地）

北東部は東西に連なる白山、児山、天川山等を中心に定高性の比較的傾斜の急な山地からなり、標高は70～280mに及び、大山山地（あるいは尾張山地）と称されている。

児山、天川山等の山々は、大部分は中・古生層に属し、チャートを主体に砂岩や頁岩等からなる。また、白山は中生代の花崗岩（石材名でみかげ石という）から構成されている。大山山地の南縁は、久保山団地の南側と野口の旧県老人ホーム小牧寮とを東西に結んだ線であり、これより北側は中・古生層や花崗岩が分布し、比較的傾斜の急な山地からなる。

(2) 東部地域

東部の丘陵は標高30～80mで、ゆるやかな傾斜を有し、小牧丘陵（あるいは尾張丘陵）と称されている。

大山山地の南側には泥岩、砂岩、凝灰岩からなる新第三紀層の丘陵地が分布し、これらの丘陵地間に固結度の低い沖積層が薄く分布する。

(3) 西部地域

西部はほぼ平坦な濃尾平野の段丘あるいは低地となっている。この平坦地に小牧山や岩崎山が分布し、良きランドマークとなっている。

小牧山では中・古生層がそのまま、岩崎山では中生代の花崗岩がこれらの中・古生層に貫入後、侵食を受けて地表に露出しているものである。

西部地域では、3段の洪積世の段丘面と沖積地が認められる。これらの段丘面は上位から熱田面、小牧面、鳥居松面の名称が与えられている。

熱田面は下末の南付近で、標高30～35mに分布する。その分布面積は狭小である。

小牧面は西部地域の大半を占め、小牧山周辺から小牧市街地の東側に分布する。その標高は小牧市街地の北側で34m、南側で20mである。

鳥居松面は小牧面の南西側に分布する。その標高は北側で20m、南側で8mである。

これらの段丘面の間を矢戸川、巾下川、小針川、池田川、大山川、西行堂川等の現世の河川によって堆積した礫、砂、粘土からなる沖積層が分布する。

2 地盤の概要

本市を地質的にみると、北東部の山地では中・古生層や花崗岩類が、東部の丘陵地では新第三紀層、段丘堆積層が、西部の段丘や低地では洪積層や沖積層が分布しており、また、土地改変地が散在している。

以上のように特性を考慮して、本市の地盤を10区分し、地震に対しての地盤の強さを見ることができるとしている。

表：地盤の区分

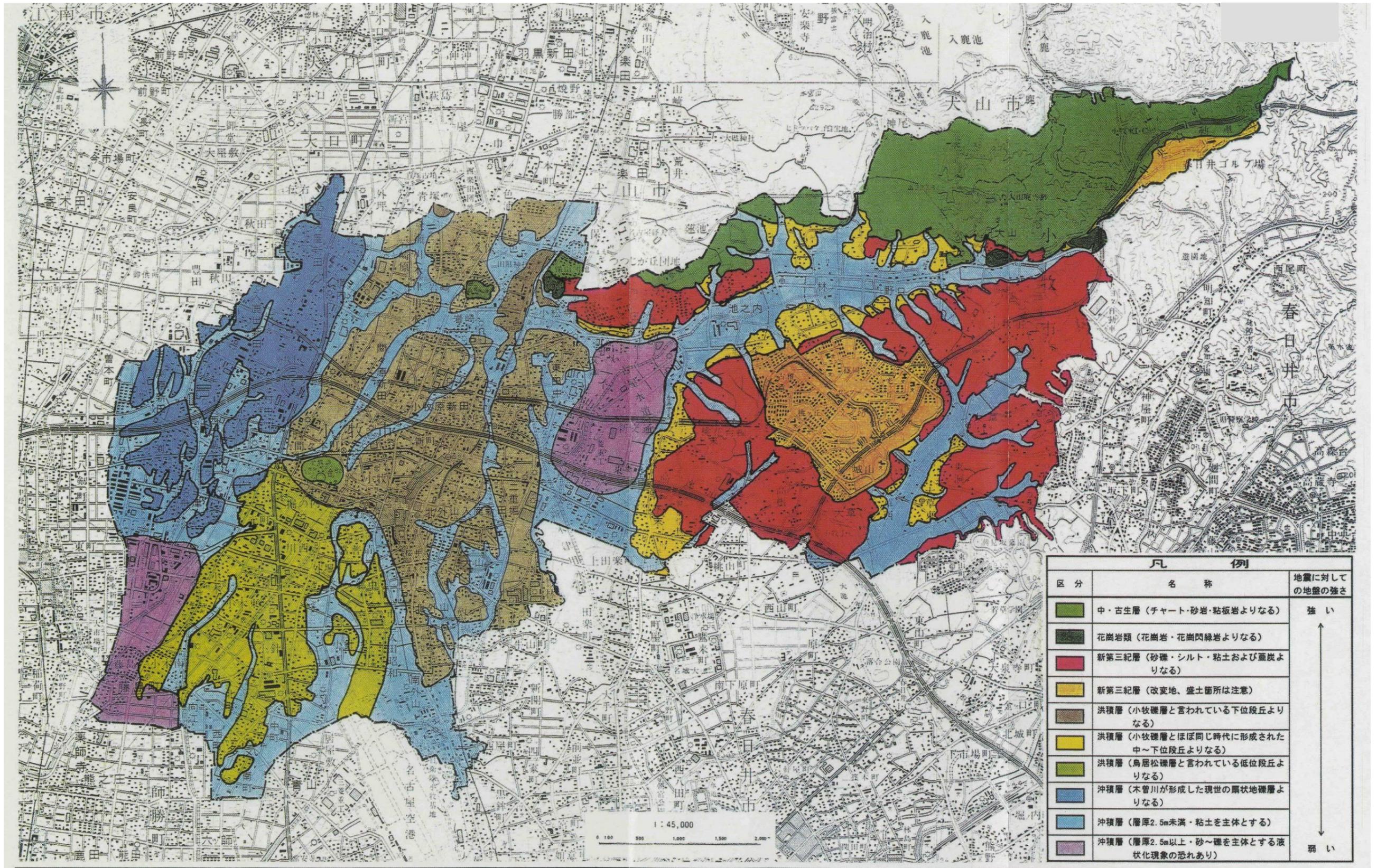
名 称	地震に対しての地盤の強さ
中・古生層（チャート・砂岩・粘板岩よりなる）	強い↑
花崗岩類（花崗岩・花崗閃緑岩よりなる）	
新第三紀層（砂礫・シルト・粘土及び亜炭よりなる）	
新第三紀層（改変地・盛土箇所は注意）	
洪積層（小牧礫層といわれている下位段丘よりなる）	弱い↓
洪積層（小牧礫層とほぼ同じ時代に形成された中～下位段丘よりなる）	
洪積層（鳥居松礫層といわれている低位段丘よりなる）	
沖積層（木曾川が形成した現世の扇状地礫層よりなる）	
沖積層（層厚 2.5m未満。粘土を主体とする）	
沖積層（層厚 2.5m以上。砂～礫を主体とする。 液状化現象おそれあり）	

上記の地盤区分より、地震に対しての地盤の強さをみると、強い地盤は、中・古生層、花崗岩類、新第三紀層の3つである。

地形面は山地や丘陵で、地質構成はチャート、砂岩、粘板岩よりなる中・古生層、花崗岩や花崗閃緑岩からなる花崗岩類及び砂岩、シルト、粘土、亜炭よりなる新第三紀層となっている。なお、改変地については、桃花台ニュータウンが該当するが、造成後の盛土面は切土面に比べると、地震に対しての地盤は弱いといえる。

次に強い地盤は、洪積層であり、地質構成は段丘堆積層を主体としている。

弱い地盤は、沖積層であり、地質は砂や礫よりなっている。



3 本市周辺の活断層

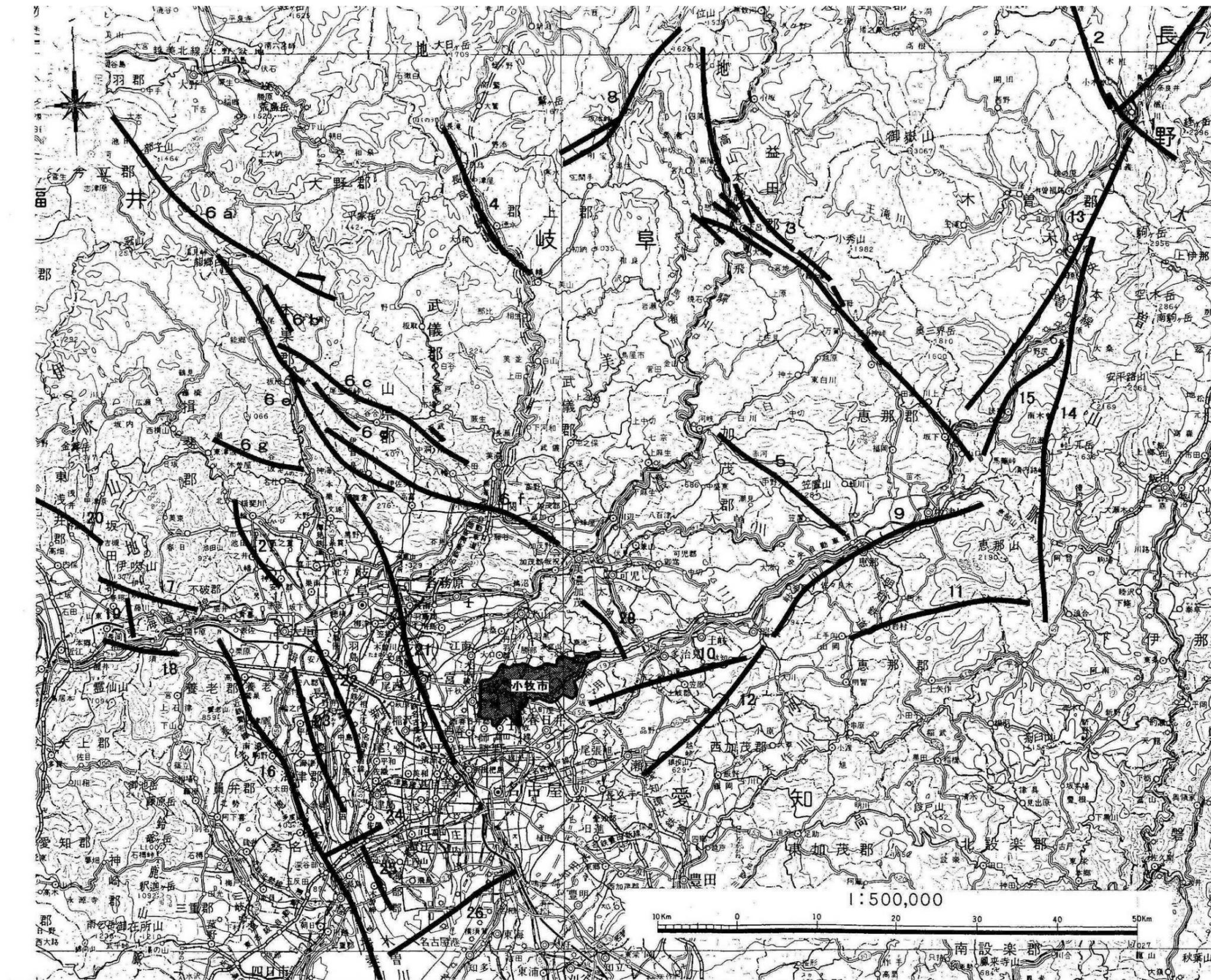
中部地方は活断層の分布密度が世界的にみても特に高い地域であり、規模の大きいものがよく発達している。ここでは北西・南東方向と北東・南西方向の活断層が格子形の分布形態をもち、それらの主な運動様式は前者が左ずれ、後者が右ずれである。

また、南北方向の活断層は逆断層の活動様式を示している。これらの活断層に囲まれた地塊となっていることもある。

木曾川流域の南部では東の山地（脈）から西の平野へと傾き下がっているため、濃尾傾動地塊といわれている。濃尾平野の西側には伊吹山地や養老山地があつて、それらの山麓を池田山断層や養老断層が走っており、この傾動地塊の西縁は限られている。

中部地方では歴史時代に内陸直下型の大地震が発生したことがあり、その時に活断層が動いただけでなく、大規模な地殻運動や二次的な災害も伴って起こった。現在でも地震活動はかなり活発であり、各地で大小の地震が発生している。地震は活断層に沿う急激なすべり破壊によって起こるので、活断層と密接に関連している。

本市に比較的近く規模の大きな活断層としては、根尾谷断層や養老断層があげられる。



■活断層の名称

番号	断層(系)名
1	神谷
2	境峠
3	阿寺(主)
4	八幡(系)
5	赤河
6	濃尾(系)
	a 温見
	b 黒津
	c 武儀川
	d 長滝
	e 根尾谷
	f 梅原
	g 谷汲
7	奈良井
8	大原
9	屏風山
10	笠原
11	恵那山
12	猿投山北
13	上松
14	清内路峠
15	馬籠峠
16	養老
17	関ヶ原
18	今須
19	大清水
20	鍛冶屋
21	岐阜一宮
22	大藪一津島
23	大垣一今尾
24	弥富
25	木曾岬
26	天白河口
27	池田山
28	華立

第2節 本市における既往の地震とその被害

愛知県は過去しばしば大地震に襲われており、地震日本でも有数の地震県であるといえる。過去に本市及び本市周辺に大きな被害を与えた地震は、次のとおりである。

1 海溝型地震

- (1) 1944年12月7日(昭和19年) 東南海地震 M=7.9

震源地：熊野灘沖(33.7° N, 136.2° E)

地震の被害は、愛知、静岡、三重の三県をはじめ、東は長野、山梨、西は岐阜、滋賀、奈良、和歌山、大阪、兵庫の各府県に及んだ。地震動による被害は愛知、静岡の両県、津波は三重、和歌山の両県が主として受けた。

全体で死者998人、傷者3,059人、住家全壊26,130棟、半壊46,950棟、流失3,059棟といわれているが、戦争による混乱のため被害実数は文献により大きく異なる。愛知県の被害は死者438人、傷者1,148人、住家全壊6,411棟、全壊率1.0%、半壊19,408棟、非住家の全壊10,121棟、半壊15,890棟、住家の被害率は2.4%であった。

現小牧市周辺の震度階は5であり、東春日井郡小牧町(現小牧市)で住家半壊1棟、西春日井郡北里村(現小牧市)で半壊40棟であった。

- (2) 1946年12月21日(昭和21年) 南海道地震 M=8.0

震源地：紀伊半島沖(33.0° N, 135.6° E)

一宮・津島等の尾張西部地方を中心に被害があり、名古屋では南部と西部にわずかに家屋被害があっただけで、人の被害は少なかった。

2 内陸直下型地震

- (1) 1891年10月28日(明治24年) 濃尾大地震 M=8.0

震源地：揖斐川上流(35.6° N, 136.6° E)

日本中にわたって強い地震動を感じた。濃尾平野、美濃北西部から越前平野に渡って最も激しかった。

東春日井郡小牧町、岩崎村(現小牧市)の被害は、小牧町(戸数974戸、人口4,030人)の死者6人、負傷者43人、住家の全壊219戸、半壊582戸、破損114戸、非住家の全壊444戸、半壊422戸、破損735戸。岩崎村(戸数245戸、人口988人)では死者1人、負傷者1人、住家全壊40戸、半壊89戸、非住家の全壊57戸、半壊93戸、破損212戸となっている。

- (2) 1909年8月14日(明治42年) 江濃地震(姉川地震、江州地震、虎姫地震)

M=6.8 震源地：琵琶湖東岸虎姫付近(35.4° N, 136.3° E)

近江東部から美濃西部にかけての局所的な破壊があった。

東春日井郡小牧町(現小牧市)では陶器窯破損、製品の被害があった。

- (3) 1945年1月13日(昭和20年) 三河地震 M=6.8

震源地：渥美湾(34.7° N, 137.2° E)、震源の深さ11km

東は関東から、西は中国、四国まで人体に地震動を感じたが、規模としては大きくなかった。地震の被害は主として愛知県に発生し、一部静岡に及んだ。

愛知県での被害は、幡豆郡、碧海郡、宝飯郡を主とする三河平野周辺、渥美郡及び知多郡の三河湾側の軟弱な地盤に集中している。

愛知県の被害は死者2,306人、傷者3,866人、住家全壊7,221棟、半壊16,555棟、非住家の全壊9,187棟、全壊15,124棟であった。

愛知県北西部の震度階は、春日井市(現春日井市)4、西春町(現西春町)4、稲沢町(現稲沢市)5、丹陽町(現一宮市)5、一宮市(現一宮市)4~5で、被害は報告されていない。小牧町(現小牧市)、北里村(現小牧市)には震度階は報

告されていない。

(4) 1983年3月16日（昭和58年） M=5.7

震源地：静岡県西部（34.47° N、137.37° E）

名古屋市で震度4、静岡、飯田、浜松、彦根、敦賀、京都、奈良で震度3が観測され、東海地方を中心に近畿地方から関東地方にかけて広い範囲で揺れを感じた。震源の深さは40kmで、内陸直下型地震とみられる。

第3節 社会的条件

1 地震災害の特徴

地震災害は、地形、地盤等の自然条件に起因するものと、都市基盤整備の状況、人口の粗密、土地利用のあり方等社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に起こるといった特徴をもっている。

災害を大きくする社会的要因は、主として次のような点が指摘される。

2 災害を大きくする社会的要因

(1) 都市への人口の集中

第1に阪神・淡路大震災においてもそうであったように、都市への人口の集中や建築物の密集をあげることができる。

本市の人口は150,000人、世帯数56,000世帯（平成16年7月）を超え、その結果住宅需要が増大し、桃花台ニュータウンの建設をはじめ各地においてさまざまな宅地造成が進められ市街地は拡大した。また、既成市街地における建物の高層化等による構造的な変化も進んだが、必ずしもすべての建築物が耐震性に優れているとはいえない。

(2) 生活様式の変化

第2に自動車の増加と燃焼エネルギーの変化がある。

近年、自動車の普及は目を見張るものがあり、特に本市においては三大高速道路の結節点という地の利を得た地域であることから、流通関連施設が立地し、また多くの企業が誘致されてきた。このため、道路には自動車があふれている。自動車は、それ自体ガソリン等の危険物を内蔵しており、出火・延焼の原因ともなり、また、大量の自動車によって引き起こされる交通の混乱によって被害が著しく拡大されることが予想される。

一方、一般家庭用の燃料は、かつての木炭、薪炭が都市ガス、液化ガスに変わり、これらは地震の場合一応の消火は容易である反面、器具の破損によるガスの漏れは、爆発火災の原因ともなる。

(3) 障がい者や高齢者等の要配慮者

第3に障がい者や高齢者、また、外国人等の要配慮者の増加をあげることができる。阪神・淡路大震災においても、障がい者や高齢者が逃げ遅れて被害にあったが、このような要配慮者の増加も災害を大きくする社会的要因であるといえる。

(4) 地域における相互扶助機能の脆弱化

第4に、発災直後の救援活動を担う地域における相互扶助機能の脆弱化をあげることができる。

地域組織やコミュニティ意識の低下は、防災活動や救援活動に対する地域の取り組みの力を弱めている。

本市に限らず、このような急速な社会変化によって地震による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時に複合的な現れ方をするものと考えられるが、現状では、こうした新しい危険要因に対する対応は決して満足すべき状態に

あるとはいえない。まちづくりや防災施設、防災施策の強化に取り組むと同時に、市民の草の根の取り組みがもためられているといえる。

第3章 被害想定

第1節 基本的な考え方

本市（尾張地方）に被害を及ぼすと考えられる地震には、海溝型地震と内陸型地震（遠方大地震・直下型地震）があり、各々その発生危険性を分析し、最も大きな被害をもたらす可能性の地震と最も発生可能性の高い地震を想定する必要があるため各々について概観する。

第2節 地震被害の予測

1 想定地震等

想定地震については、次の地震とした。

(1) 海溝型地震

- ・東海地震・東南海地震・南海地震等（過去地震最大モデル）
- ・東海地震・東南海地震・南海地震等（理論上最大想定モデル）

(2) 内陸直下型地震

- ・想定濃尾地震

2 海溝型地震

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果（平成23～25年度実施）より、本市に影響を及ぼす地震想定と被害予想結果をまとめた。

なお、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に「過去地震最大モデル」として想定した。また、命を守るという観点であらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波について「理論上最大想定モデル」として想定した。

小牧市の被害予測結果（愛知県 最終発表平成26年5月30日）

区 分		対 象 地 震	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル
		最大震度	6 弱	6 弱
死者数（人）	建物倒壊等	*	*	*
	浸水・津波	*	*	*
	急傾斜地崩壊等	*	*	*
	火災	*	*	*
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	*	*	*
	合 計	*	*	*
建物全壊・焼失棟数（棟）	揺れ	約 30	約 80	
	液状化	*	*	
	浸水・津波	*	*	
	急傾斜地崩壊	*	*	
	火災	約 10	約 40	
	合 計	約 40	約 100	

「*」：5未満

（※「理論上最大想定モデル」の合計数は、十の位を四捨五入し、端数処理を行っているため、各項目の和に一致しない。）

3 内陸直下型地震

平成27年7月に公表した地震被害想定調査では、名古屋から岐阜にかけての帯において極めて甚大な被害を及ぼした濃尾地震（1891年）が再び発生した場合を想定した。

(1) 想定濃尾地震

ア 想定条件

断層の位置：温見断層（北西部）、根尾谷断層帯、梅原断層帯が連なったもの

地震の規模：マグニチュード8.0

最大震度：6強

傾斜角：90°（地表面に対して垂直の方向）

震源深さ：10km（小牧市に近い梅原断層帯の平均深さ）

イ 各種条件の算出方法等

地震被害想定の数値については、愛知県が実施した平成23～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査との整合性を図るために、ほとんどの数値がその調査の手法や計算率をベースに算出している。

- (ア) 液状化危険度
- (イ) 急傾斜地崩壊危険度
- (ウ) 建物の倒壊
- (エ) がけ崩れによる建物被害の予測
- (オ) 地震火災の予測
- (カ) 交通施設被害（道路被害・鉄道被害）
- (キ) ライフライン被害
- (ク) 人的被害
- (ケ) 避難者数の予測
- (コ) 帰宅困難者の予測

ウ 留意事項

この被害想定調査については、次に発生する地震を具体的に想定したものではなく、過去の地震における被害結果等をもとに検討された統計的な手法を用いて予測したものであり、個々の想定被害についても、調査結果のとおり起こることは限らないことに留意する必要がある。

また、想定濃尾地震の被害想定をまとめるに当たって、小牧市独自のデータを使って南海トラフ巨大地震の被害想定もまとめたことから、下記のとおり併記して記載する。

エ 被害想定結果（被害が最大となる冬・夕方（18時）の災害発生を想定）

項目		想定濃尾地震	南海トラフ巨大地震	
建物被害	揺れ・液状化による	全壊棟数(率)	2,673棟(5.1%)	143棟(0.3%)
		半壊棟数(率)	8,609棟(16.3%)	1,481棟(2.8%)
	がけ崩れによる	全壊棟数	3棟	1棟
		半壊棟数	6棟	3棟
火災による焼失棟数(率)		271棟(0.5%)	0棟(0%)	
道路被害	被害箇所数(率)	7.2箇所 (0.11箇所/km)	5.5箇所 (0.09箇所/km)	
上水道被害	被害箇所数(率)	843箇所 (0.91箇所/km)	333箇所 (0.36箇所/km)	
下水道被害	被害延長(率)	24.9km(4.1%)	12.0km(2.0%)	
人的被害	死者	建物被害による	131人	6人
		火災による	43人	0人
		がけ崩れによる	0人	0人
	負傷者 (うち重傷者)	建物被害による	1,059人(140人)	163人(7人)
		火災による	23人(17人)	0人(0人)
がけ崩れによる		0人(0人)	0人(0人)	
避難者	地震発生 1日後	避難所避難者	6,517人	499人
		避難所外避難者	4,345人	333人
		合計	10,862人	832人
	地震発生 1週間後	避難所避難者	19,343人	10,431人
		避難所外避難者	19,343人	10,431人
		合計	38,685人	20,863人
	地震発生 1ヶ月後	避難所避難者	9,638人	3,260人
		避難所外避難者	22,488人	7,607人
		合計	32,126人	10,867人
帰宅困難者	小牧市内に通勤・通学する他の市町村の滞留帰宅困難者	1,140人～1,385人		
	他の市町村に通勤・通学する小牧市民の帰宅困難者	1,297人～1,361人		

※小数点以下を四捨五入しているため、各項目の合計値と合計欄の値が整合しないことがある。

※南海トラフ巨大地震の被害想定結果は、愛知県のものと同手法等と同じだが、小牧市の独自データを使って計算していることと、より詳細なメッシュで計算しているため、愛知県の被害想定と一部整合しない。

附属資料	1.4.4 震度階級表
------	-------------

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「人と緑 かがやく創造のまち」を将来都市像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを目指している本市において、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる可能性は60～90%程度以上と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施してくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取り組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を的確に配分する。
- (2) 被害者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要するもの（以下、「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

災害発生後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画、愛知県地域防災計画を踏まえ、本市の地域防災計画において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、空港、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図るとともに、広域ネットワークの多重性を確保する道路整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市・県の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書等の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地域防災計画の位置付けと地区住民等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市は県と連携し住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県関係機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市民の防災事業への関心を喚起し、知識の普及・啓発に努めるとともに、防災に対応できる地域づくり、人づくりへの取り組みを市民とともに進める。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共機関の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性を考慮して、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の収集伝達を行う。

(2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

(3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）を行う。

(4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

- を行う。
- (5) 避難の指示を行う。
 - (6) 被災者の救助を行う。
 - (7) 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
 - (8) 消防活動及び浸水対策活動を行う。
 - (9) 被災児童、生徒等に対する応急の教育を行う。
 - (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
 - (11) 農作物、家畜、林産物に対する応急措置を行う。
 - (12) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
 - (13) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
 - (14) 地下街等の保安確保に必要な消防施設の指導、助言及び立入検査を行う。
 - (15) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
 - (16) 災害時には、災害対策基本法第23条に基づき、災害応急対策の強力な推進のため、小牧市災害対策本部を設置し活動体制を確立する。
 - (17) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
 - (18) 防災上必要な教育、訓練及び防災思想の普及を行う。
 - (19) 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動を行う。
 - (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の配備、確認を行う。

2 県関係機関

(1) 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- イ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- ウ 避難場所、避難路その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- エ 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は他の市町村長に応援の指示を行う。
- オ 避難の指示を代行することができる。
- カ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- キ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ク 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ケ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
- コ 被災児童、生徒等に関する応急の教育を行う。
- サ 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- シ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- ス 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- セ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- ソ 消防、浸水対策、救助その他の防災に関する施設・設備の整備を行う。
- タ 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達もしくはあっせんを行う。
- チ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ツ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- テ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ト 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影

響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

- ナ 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
 - ニ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
 - ヌ 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用し、被害状況の把握を行う。
 - ネ 市町村の実施する被災建築物・宅地の応急危険度判定に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。
 - ノ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
 - ハ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
 - ヒ 名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。
- (2) 愛知県小牧警察署
- ア 災害時における警備対策及び交通対策の企画、調整及び推進に関するものを行う。
 - イ 災害警備に関する災害非常物資及び装備資機材の整備を行う。
 - ウ 気象予警報等の伝達に対する協力を行う。
 - エ 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む）の伝達を行う。
 - オ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
 - カ 避難の指示、警告及び誘導を行う。
 - キ 人命救助を行う。
 - ク 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
 - ケ 災害時における交通秩序の保持を行う。
 - コ 警察広報を行う。
 - サ 災害時における犯罪の取り締まりを行う。
 - シ 危険物の取り締まりを行う。
 - ス 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
 - セ 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
 - ソ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (3) 愛知県尾張県民事務所
- ア 災害予警報等情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
 - イ 市の災害対策業務に対する支援を行う。
 - ウ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (4) 愛知県尾張建設事務所
- ア 公共土木施設に対する応急措置を行う。
 - イ 公共土木施設の新設、改良及び災害復旧を図る。
- (5) 愛知県春日井保健所
- ア 尾張北部医療圏保健医療調整会議を設置して、市町、災害拠点病院、医師会等の関係機関と連携・調整を行う。
 - イ 災害時の医療調整防疫その他保健衛生に関する指示等を行う。
- (6) 愛知県尾張農林水産事務所
- ア 農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
 - イ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、災害復旧事業の実施に関する指導及び助言指導を行う。

3 指定地方行政機関

(1) 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

4 指定公共機関

(1) 日本赤十字社

- ア 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資機材の整備点検を行う。
- イ 避難所の設置に係る支援を行う。
- ウ 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。
- エ 血液製剤の確保と供給を行う。
- オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分に当たっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- カ 義援金等の受付と配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

(2) 日本郵便株式会社

- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(3) 中部電力株式会社（中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。））

- ア 電力設備の災害予防措置を講じるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- イ 発災後、被災状況を調査し、早期復旧を図り、需要家に対し早期供給を図る。
- ウ 他電力会社との電力融通のための対策を実施する。

(4) 東邦瓦斯株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。））

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。

- イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- (5) 中日本高速道路株式会社
- ア 名神、東名両高速道路及び中央自動車道の維持、修繕又はその管理を行うとともに、災害復旧を行う。
- (6) 西日本電信電話株式会社
- ア 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- イ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- ウ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- エ 気象等警報を市へ連絡する。
- オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- (7) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。
- エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- (8) KDDI株式会社
- ア 災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。
- イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (9) NTTドコモ株式会社
- ア 発災後に備えた災害応急対策用資器材及び人員の配備を行う。
- イ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ウ 携帯電話サービス契約約款等に基づき災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (10) ソフトバンク株式会社
- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (11) 楽天モバイル株式会社
- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ア 市からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

5 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人愛知県トラック協会
 - ア 緊急輸送対策本部及び支部対策室は関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
- (2) 各ガス事業会社
 - ア ガス施設の災害予防措置を講じる。
 - イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。
- (3) 名古屋鉄道株式会社
 - ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
 - イ 旅客の避難、救護を実施する。
 - ウ 列車の運転規制を行う。
 - エ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
 - オ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
 - カ 死傷者の救護及び処置を行う。
 - キ 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
- (4) 報道機関
 - ア 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。
 - イ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
 - ウ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
 - エ 緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。
 - オ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 各土地改良区
 - ア 各土地改良区の管理する農業用施設等その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止、変更及び災害復旧を行う。
- (2) 小牧市医師会
 - ア 会員の医師を派遣し、医療の業務を行う。
 - イ 会員が開設する医療施設を臨時救護所、委託医療機関又は委託助産施設として協力する。
 - ウ 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 小牧市歯科医師会
 - ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (4) 小牧市薬剤師会
 - ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
- (5) 小牧市社会福祉協議会
 - ア ボランティア活動の体制づくりに協力する。
 - イ 要配慮者の救援活動に協力する。
 - ウ 避難支援体制の構築に協力する。
- (6) 産業経済団体
 - ア 尾張中央農業協同組合、小牧商工会議所、小牧市管工事業協同組合等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

- (7) 区・自治会等
 - ア 関係区域内の被害調査及び救援物資の配布等に協力する。
- (8) 自主防災会・婦人消防クラブ
 - ア 地域内の被害調査等応急対策の協力をする。
- (9) 文化・厚生・社会団体
 - ア 赤十字奉仕団・青年団・体育関係団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。
- (10) 危険物施設その他重要な施設の管理者
 - ア 危険物施設その他重要な施設の管理者は、当該施設について防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

7 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
 - イ 災害派遣計画を作成する。
 - ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。
- (2) 発災後の対処
 - ア 即時救援活動
 - 人命救助を最優先として救援活動を実施する。
 - イ 応急救援活動
 - 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
 - ウ 方面隊による本格対処
 - 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

第2編 災害予防

地震は自然災害であり、巨大なエネルギーをもつ地震を人間の力で消滅させることは今後とも恐らく不可能であると考えられるが、その被害を軽減することは可能である。

災害予防とは、自然災害に対して発生する被害を最小限に留めるための取組みであるといえる。

本編においては、こうした観点から、市、事業者、市民及び各防災関係機関の災害予防に関する取り組みを明らかにするものである。

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会のさまざまな主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。
- 大地震が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されるおそれが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。このため、市は、地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。
- 行政、市民、自主防災組織等が対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、さまざまな分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入れ体制の整備とボランティアの相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。このため、県及び市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等のボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制を推進するものとする。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定に取り組む等、予防対策を進める必要がある。
- 大規模かつ広域な災害においては公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み
第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	市	1 (1) 消防団の充実強化 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化 1 (3) 災害ボランティア支援センター 1 (4) 自主防災組織の推進 1 (5) 防災ボランティア活動の支援 1 (6) 連携体制の確保
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進
第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用 1 (2) 生命の安全確保 1 (3) 二次災害の防止 1 (4) 地域との共生と貢献
	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画（BCP）の策定促進 2 (2) 相談体制の整備
	名古屋地方気象台	3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、さまざまな主体を通じた防災意識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民等の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力する等、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団・自主防災組織の育成強化・ボランティア団体との連携

実施担当	福祉総務課、消防総務課、予防課、防災危機管理課
------	-------------------------

1 市における措置

(1) 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、婦人消防クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(3) 災害ボランティア支援センター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、小牧市地域防災計画等において、災害ボランティア支援センターを運営する者（小牧市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティア支援センターの設置予定場所については、小牧市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 自主防災組織の推進

ア 自主防災組織の設置・育成

阪神・淡路大震災後、市民の防災への関心は高まっている。

また、災害時に地域の取り組みがどれだけ重要かといった報道が多数行われたこともあり、市の地域における取り組みの意欲も高まっているものと考えられる。そのため、自主防災組織の設置育成が重要な課題となる。

市は、自主防災会及び婦人消防クラブに対し、防災知識の普及行事等を計画的に実施し各組織の指導育成につとめるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

自主防災会及び婦人消防クラブの育成に当たっては、次のような観点での取り組みを進める。

(ア) 地域で防災に取り組むことの重要さのPR

自主防災組織の育成に当たっては、市民が地域で防災に取り組むことの重要さをPRし、地域のムードづくりが重要になる。

(イ) 活動の普及と活動内容のレベルアップ

地域での活動を市内の他地域に伝え、その普及に努めるとともに、消防署や関係機関との連携等により、レベルの高い活動にしていく。

イ 自主防災組織等の環境整備

県及び市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(5) 防災ボランティア活動への支援

地域の活動に対しては、防災訓練の実施、講習会・講演会の実施等活動のノウハウを提供するとともに、経済的な支援を含む多面的な支援を継続して行う。

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織等に対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

阪神・淡路大震災においては、ボランティア団体による活動が、被災地の復旧に大きく貢献した。

今後もこのようなボランティア団体による活動が期待されるが、本市においても、ボランティア活動に対する意識を高め、災害ボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行うとともに広範囲な活動を展開できるよう、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

自主防災組織の活動に当たって、情報の収集・伝達体制の明確化、資機材備蓄拠点の確認等は、市担当課と防災組織リーダーとの間で密接な確認が必要であり、各地域防災拠点リーダーの研修会を開催するものとする。

(6) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災会及び婦人消防クラブは、地域の実情に応じた自主防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的な防火、防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難情報の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、県は啓発用資機材を整備し、市は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

災害時の具体的な受入体制の確立に関しては、「職員初動体制マニュアル」によるものとするが、以下の点に留意しつつ災害時に備えるものとする。

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、ボランティアの受入れ及び活動依頼などを行う災害ボランティア支援センターの設置運営に関することについて、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

- 1 災害ボランティア支援センターにおけるボランティア受入れに必要なテント、机、イス及び電源、水道、照明、電話等の資機材の確保に関すること
- 2 NPO・ボランティア関係団体等へ要請するボランティアコーディネーターの派遣に関すること
- 3 その他災害ボランティア支援センターの運営に関すること

イ 市及び社会福祉協議会は、防災訓練等においてNPO・ボランティア関係団体等の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティア支援センター

の立ち上げ訓練を行う。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

ア 市は、社会福祉協議会と協力し、被災地の支援を行うボランティア者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの養成講座を実施するなど、その確保に努めるものとする。

イ 市は、市内の養成講座を修了した者を愛知県の主催するレベルアップ研修等に派遣するなど、知識、技術の向上の支援に努めるものとする。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

5 自主防災組織・ボランティア組織の連携強化

自主防災組織、ボランティア組織に対しては、以下のような対策を実施し、災害時における対応力を高めるとともに、ボランティア相互の連携を強化する。

- ア 自主防災組織、ボランティア団体等のリーダーの連絡・協議の場の提供
- イ シンポジウム及び意見交換会の場の提供
- ウ 各種の研修や講習の場の提供

6 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

愛知県の実施する「愛知県防災ボランティアグループ登録制度」の普及・啓発に努め、体制の充実に努める。

附属資料	5.2.1 自主防災会 5.2.2 婦人消防クラブ
------	------------------------------

第3節 企業防災の促進

実施担当	企業立地・次世代産業推進課、商工振興課
------	---------------------

1 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び会社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止等、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 県、市及び商工団体等における措置

県、市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備等の支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

県、市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

県、市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に關

する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、県及び市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。
- 文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立と防災施設の整備促進を図る。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	県及び市	1 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 1 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第4節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	市	1 「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第1節 建築物の耐震推進

実施担当	建築課 各公共施設における耐震化の推進については、関係各課
------	----------------------------------

1 県及び市における措置

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレット等により普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市はこれらの活動を円滑に進めるために次の市有施設のうちから応急対策の有効性地域特性等を考慮し、特に防災上重要と思われる建築物を指定する。

指定された各施設は耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

ア 震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防本部等

イ 震災時に緊急の救護所、避難所となる病院、学校等

(2) 防災上重要な建築物に対する対応

ア 新設建築物の耐震設計・施工の確保

イ 既設建築物の耐震化整備計画の策定

- ウ 既設建築物の耐震補強の検討
- (3) その他市有建築物の耐震性確保
- 既設の市有建築物については、前項の重要建築物に準じて、重要度に応じ順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。
- 特に、災害時の拠点となる庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。
- (4) 民間の防災上重要建築物の耐震性確保
- 市は、学校、病院、劇場、スーパーマーケット等の多数の人が集合する建築物を中心に、民間の防災上重要建築物について耐震性の調査、耐震補強方法について、前項に準じて民間建築関係団体等の指導に努めるものとする。
- 4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進
- (1) 個人住宅の耐震性能診断
- 昭和56年5月以前の旧建築基準で建てられた木造住宅については、無料耐震診断を行っている。この診断は、愛知県に登録した木造建築物耐震診断員が、現地診断を希望する者のために実施している
- (2) 住宅の減災化の促進
- 県は旧基準住宅を対象に、市の実施する減災化の促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。
- (3) 建築物の耐震化の促進
- ア 普及・啓発
- 県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及啓発に努めるものとする。
- イ 避難路沿道建築物の耐震診断への助成
- 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、耐震診断費補助事業を実施するものとする。
- ウ 市の耐震診断費・除却費補助事業への助成
- 県は特定既存耐震不適格建築物や防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。
- エ 市の耐震改修費補助事業への助成
- 県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物や特定既存耐震不適格建築物に対する市の耐震改修、除却の補助事業に助成するものとする。
- (4) 特定既存耐震不適格建築物の耐震性の向上
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、「学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない。」としている。
- これら特定既存耐震不適格建築物のうち、不特定多数の人が利用する一定規模以上等のものについては、建築物の所有者・管理者等に対して普及・啓発を行う。
- また、この法律に定める「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。
- (5) 指導用資料の作成
- 住宅の地震に対する知識を広めるため、ポスターの掲示を行い、また、建物の補強方法等のパンフレットを配布する等、その周知普及を図るものとする。
- (6) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 都市建築物の防災対策

(1) 高層建築物の防災対策

11階以上又は高さ31mを越える高層建築物は、年々増加しており、今後ますます建築されることが予想されるので、これら対象物については発災時における危険がきわめて高いので、消防機関としては立入検査の強化をはじめ現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火・防災管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の励行について指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

県、市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

実施担当	関係各課、関係機関
------	-----------

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、地下道、横断歩道等が損壊することは、震災後における市民の避難、消防、医療活動及び緊急物資の輸送等に大きな支障を生じるものであり、復旧時においても重大な障害となる。

このため、道路施設が地震時においても、その機能を発揮できるようにするため、まず点検を行い、これに基づき緊急度の高い箇所から順次耐震性の向上を図る。

なお、県では緊急輸送道路の指定を行っているが、本市においても主要幹線については本市独自の緊急輸送道路に指定し、安全性の確保を図る。

また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路、橋梁以外の道路構造物（横断歩道橋、盛土区間等）についても、耐震対策を必要とするものは、緊急度の高いものから順次整備する。

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高架橋の倒壊、高盛土箇所
の崩壊、沖積層地帯、埋立地内等軟弱地盤のある道路のき裂沈下、ガス管、上下
水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊等が想定される。

このため、これら被害の想定される箇所を把握し、対策工法を決定するため点
検を実施し、補強等対策工事の必要な箇所の指定を行い、緊急度が高く、かつ、
実施可能な箇所から順次、対策等工事を実施するとともに、国・県等の管理する
施設については、対策を要望する。

イ 橋梁の整備

「道路橋示方書V耐震設備編（平成24年3月）」により、橋梁の耐震点検を
実施し、改築、補強等対策工事の必要な橋梁を指定する。

指定した橋梁のうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施する。

また、橋梁の新設に当たっては、上記示方書に基づき強い耐震性を備えた橋梁
を建設する。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの安全性・信
頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急
対策の円滑な実施を図るため、ライフライン共同収容施設である共同溝・電線共
同溝整備の取り組みを検討するとともに、関係各方面に要望する。

(2) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網
を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要
物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(3) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして「建築物の耐震改修の促進に関
する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を沿道建築物の耐
震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(4) 応急復旧作業のための事前措置

発災後、緊急輸送のための道路交通を確保するため、以下の事前措置に取り組む。

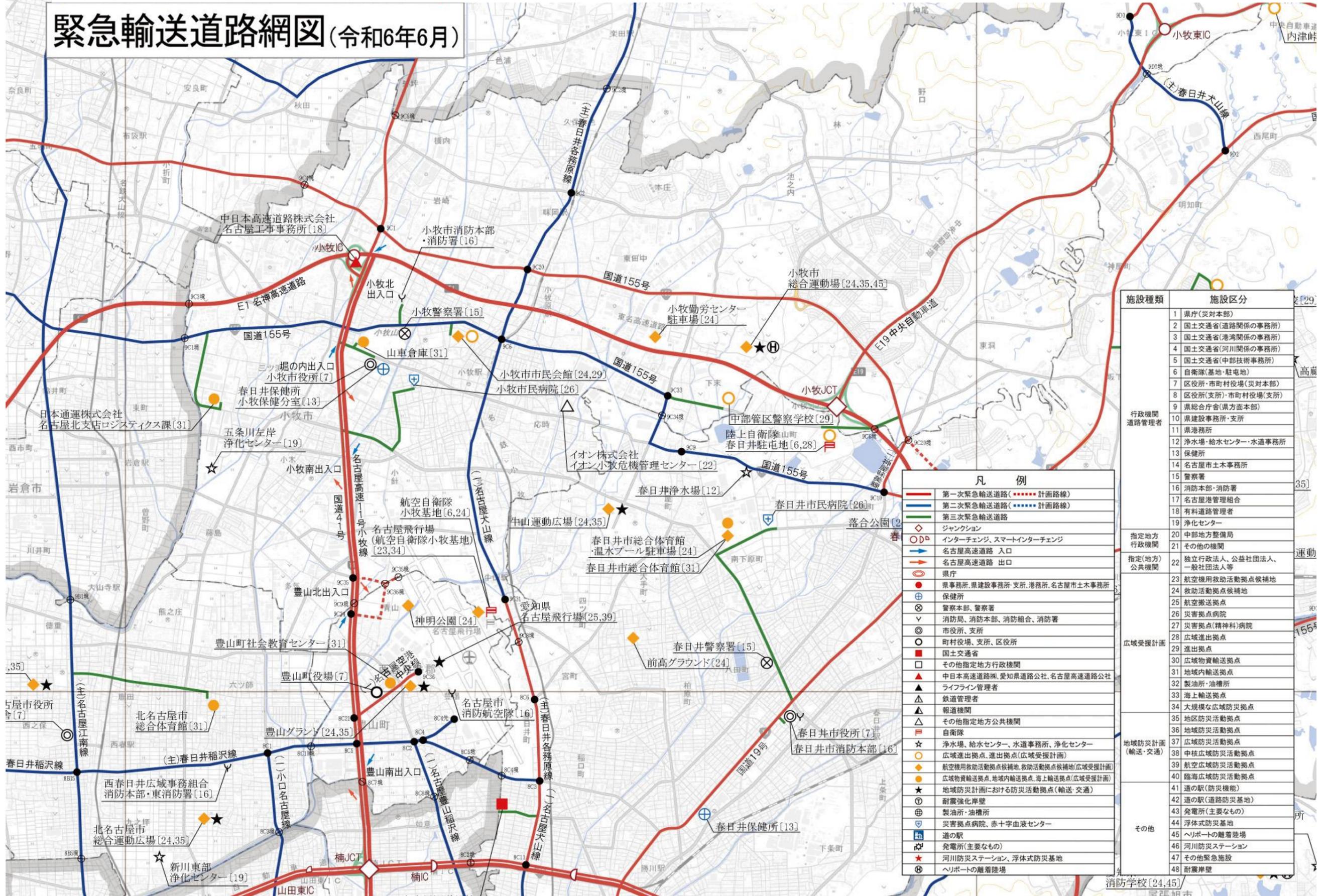
ア 応急復旧のための被害状況把握体制の確立と復旧用資機材の調達体制づくり

発災後、道路等の被害状況の把握と復旧用資機材の調達体制づくりは、「小牧
市職員初動体制マニュアル」に定められた手順に従って行う。

イ 応急復旧作業担当者との協定

平成24年7月27日、小牧土木建設協会、その他市内土木事業所と「災害時
における応急対策業務に関する協定」を締結した。

緊急輸送道路網図(令和6年6月)



凡例

- 第一次緊急輸送道路(計画路線)
- 第二次緊急輸送道路(計画路線)
- 第三次緊急輸送道路
- ジャンクション
- インターチェンジ、スマートインターチェンジ
- 名古屋高速道路 入口
- 名古屋高速道路 出口
- 県庁
- 県事務所、県建設事務所、支所、港務所、名古屋土木事務所
- 保健所
- 警察本部、警察署
- 消防局、消防本部、消防組合、消防署
- 市役所、支所
- 町村役場、支所、区役所
- 国土交通省
- その他指定地方行政機関
- 中日本高速道路㈱、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
- ライフライン管理者
- 鉄道管理者
- 報道機関
- その他指定地方公共機関
- 自衛隊
- 浄水場、給水センター、水道事務所、浄化センター
- 広域進出拠点、進出拠点(広域受援計画)
- 航空機用救助活動拠点候補地、救助活動拠点候補地(広域受援計画)
- 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点、海上輸送拠点(広域受援計画)
- 地域防災計画における防災活動拠点(輸送・交通)
- 耐震強化岸壁
- 製油所・油槽所
- 災害拠点病院、赤十字血液センター
- 道の駅
- 発電所(主要なもの)
- 河川防災ステーション、浮体式防災基地
- ヘリポートの離着陸場

施設種類	施設区分	
行政機関 道路管理者	1 県庁(災対本部)	
	2 国土交通省(道路関係の事務所)	
	3 国土交通省(港湾関係の事務所)	
	4 国土交通省(河川関係の事務所)	
	5 国土交通省(中部技術事務所)	
	6 自衛隊(基地・駐屯地)	
	7 区役所・市町村役場(災対本部)	
	8 区役所(支所)・市町村役場(支所)	
	9 県総合庁舎(県方面本部)	
	10 県建設事務所・支所	
	11 県港務所	
	12 浄水場・給水センター・水道事務所	
	13 保健所	
	14 名古屋土木事務所	
	15 警察署	
	16 消防本部・消防署	
	17 名古屋港管理組合	
	18 有料道路管理者	
	19 浄化センター	
指定地方 行政機関	20 中部地方整備局	
	21 その他の機関	
	指定(地方) 公共機関	22 独立行政法人、公益社団法人、一般社団法人等
		23 航空機用救助活動拠点候補地
広域受援計画	24 救助活動拠点候補地	
	25 航空機送迎拠点	
	26 災害拠点病院	
	27 災害拠点(精神科)病院	
	28 広域進出拠点	
	29 進出拠点	
	30 広域物資輸送拠点	
	31 地域内輸送拠点	
	32 製油所・油槽所	
	33 海上輸送拠点	
	34 大規模な広域防災拠点	
	35 地区防災活動拠点	
地域防災計画 (輸送・交通)	36 地域防災活動拠点	
	37 広域防災活動拠点	
	38 中核広域防災活動拠点	
	39 航空広域防災活動拠点	
	40 臨海広域防災活動拠点	
その他	41 道の駅(防災機能)	
	42 道の駅(道路防災基地)	
	43 発電所(主要なもの)	
	44 浮体式防災基地	
	45 ヘリポートの離着陸場	
	46 河川防災ステーション	
	47 その他緊急施設	
	48 耐震岸壁	

3 交通安全施設等

災害時における緊急交通路の確保を図るため、緊急輸送路に対しては、信号機等の交通安全施設の増強、整備を関係機関に要請する。

また、阪神・淡路大震災においては、渋滞が著しく復旧作業が滞ったが、そのようなことのないよう、適正な情報を収集・提供するとともに、迅速な規制処理に配慮する。

また、地下道、横断歩道橋の安全性確保についても、調査を進めていく。

(1) 増強すべき交通安全施設

増強すべき交通安全施設には、次のものがある。

- ア 信号機
- イ 信号機用発動発電機
- ウ 交通情報収集・提供機器
- エ 交通規制用資機材

4 鉄道

阪神・淡路大震災においては、鉄道施設が各地で寸断され、復旧に1年以上の歳月を要した。

震災時には、道路が緊急輸送路として交通規制されることを考慮すると、市民の鉄道への依存性は、都市部におけるほど高くなる。

本市においては、阪神地区ほど鉄道依存度は高くないが、鉄道施設については、十分に耐震性のあるものとし、必要な箇所については、補修、改良を図って耐震性の強化、並びにその整備に努める。

また、運転規制、巡回、点検等によって予防対策を講じる。

(1) 名古屋鉄道株式会社

ア 構造物の耐震性

構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行う。

古い構造物についても、機会あるごとに、最近の耐震設計に合うよう改良に努め、引き続き耐震性の強化を図る。

イ 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

ウ 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

エ 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため、通信設備の計画的な増備・増強を図る。

オ 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

カ 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいて旅客の救護誘導を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

(ア) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(ウ) 運転を再開する場合は、注意運転によって、最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(エ) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

5 空港

名古屋飛行場は、震災状況の迅速な把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航空保安施設の耐震措置等の強化を推進する。

なお、阪神・淡路大震災において各種の用途にヘリコプターが活用されていたが、現在、小牧市民病院のヘリポートとして中島スポーツ広場、ヘリポートの一般離着陸場として総合運動場が指定されている。

6 河川

河川、堤防については整備されつつあるが、地域開発の増進により排水量が急増し、施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、恒久対策として堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、河川の維持水位を極力低下させる河川改修計画を樹立するとともに、農業用取水施設として設けられている水門、樋門等で耐震性の劣る施設については、地震に対してその機能が保持できるよう改築、整備を図る。

地震による堤防の大きな被害は生じないと予想されるが、堤防の機能及び強度の低下をきたしている部分については、暫定工法により機能回復を図る。

また、恒久対策としては、地域の幹線である一級河川の改修事業の整備を進める。

なお、準用河川及び普通河川についても改修事業を施行し、護岸等の補強を図る。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

実施担当	関係各課、関係機関
------	-----------

1 施設管理者、県及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

2 電力施設

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

主要設備主要機器は、ほとんど被害が生じないものと思われるが、過去に発生した災害やこれにともなう被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講じる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のため、日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食料その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力会社との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、各社の実情に応じて、以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯そう、大型の貯油そう、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講じるため、供給区域内主要点に地震計を設置し、地震データを収集できるよう整備する。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備

を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他。

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報マニュアルの整備を進める。

4 上水道施設

阪神・淡路大震災においては、断水によって消火活動が滞る等、悲惨な事態が続発した。

また、避難した市民の飲み水や生活用水も不足した。

震災による上水道への被害は、極力回避しなければならない。そのため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできる限り短縮するよう、施設の耐震性の強化に努めることが重要である。

震災により水道が被害を受けた場合は、被害箇所の早期把握に努め、応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、活用可能な水源、配水池を最大限に利用するとともに、防災用資機材を整備拡充、防災非常体制の確立が必要である。

他方、水道水にたよらずに井戸水等から生活用水を確保する方策についても、検討を進める。

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、十分考慮する必要がある。本市における最近の水道の拡張工事並びに配水池等の新設工事においては、耐震施工を行っているが、本計画における想定地震を考慮して、さらに緊急遮断弁の設置や水道幹線のダクタイル（鋳鉄管）化等により耐震性の向上を図る。

また、その他の施設については必ずしも耐震構造とはいえず、さらに一部の配水池をはじめ水道幹線等が老朽化していることも考えられ、災害発生の場合は、水道施設の拡張及び改良事業による新設施設等を活用して配水又は給水を行うものとする。

さらに商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

また、平成22年度からφ50mmからφ150mm管は、耐震性を有したポリエチレンパイプを使用している。

(2) 応急給水用資機材の点検補修

給水車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）、水質検査用器具（残塩計、PH計）等の資機材を平素から整備し、点検補修しておかなくてはならない。また、借上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておかなくてはならない。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

災害発生時における水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。この場合の給水場所は指定避難場所、主要な医療施設並びに配水池等

での拠点給水を原則とする。

なお、上水道が使用できないケースも考え、井戸水の活用についての検討を進める。

応急給水は、水道各水源（ポンプ場）で定着式発電機を運転し時間給水が行えるよう配水幹線等を最大限に利用する。

なお、配水管は指定避難場所へ路上配管等応急布設を行うこともある。

各水源の利用が困難な断水地域に対しては、給水タンク等による指定避難場所等の主要地点へ給水する。

資機材については、必要なものは常備しているが今後諸情勢を勘案しながら、さらに整備拡充していくものとする。

応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置も講じられるよう配置していくものとする。

なお、小牧市管工事業協同組合及びフジ地中情報株式会社と連絡を密にし、その全面的協力を得て活動できるよう措置をとるものとする。

(4) 防災非常時の協力体制の確立

市自ら行う飲料水の供給あるいは水道施設の復旧が困難な場合は、愛知県及び県下全市町村による「水道災害相互応援に関する覚書」が交わされ、協力体制が確立されているので、この覚書により相互応援を要請するものとする。また、関係職員、関係業者及び関係行政機関等の非常招集、連絡体制を平素から確立しておくことが必要であり、毎年、非常通信連絡方法の調査を行う。

5 下水道施設

下水道施設は、過去の震災例からして、大きな被害は生じないものと考えられるが、管渠接合部の離脱、終末処理場及びポンプ場のき裂、傾斜等が想定されるもので、今後、新設する施設については、地質、構造等の状況を考慮して、地盤改良等の対策を実施し、耐震性の強化に努める。

(1) 管渠

下水道管理者は、管渠を敷設する場合には、基礎の均等化を十分に考慮し、管種の選定については、可撓性、復元性の大きいものを選び、また、管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等地震による被害の縮小に努める。

(2) 終末処理場及びポンプ場

下水道管理者は、終末処理場及びポンプ場と下水管渠の連結箇所は地震動により破損しやすいため、今後の設計に当たっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」及び「下水道の地震対策マニュアル」の基準に従い、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

6 通信施設

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からもきわめて重要な問題である。

そのため、災害時において通信手段を確保する方策について電気通信、専用通信、放送等について検討する。また、これらの施設の安全確保にも全力をあげて取り組む。

(1) 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重

要拠点の通信確保に配慮するものとする。

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を考慮して、災害時においても通信の確保ができるよう、施設の耐震・耐火及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物の耐震対策
- ② 局内設備の固定・補強等

(イ) 防火及び危険物に対する対策

- ① 火気使用箇所の防火対策の実施
- ② 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- ③ 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- ① 伝送器の多ルート化
- ② 洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種防災機器の整備

- ① 孤立防止用衛星電話機の配備
- ② 可搬型無線機の増配備
- ③ 非常用移動電話局装置及び電源装置の増配備
- ④ 船艇の増配備
- ⑤ 防災用資機材の増配備

(オ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達の訓練
- ② 災害時における通信の疎通訓練
- ③ 設備の災害応急復旧訓練
- ④ 職員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

(キ) 災害用伝言板 (web171) の活用

災害用伝言板 (web171) は、被災者の安否確認を直接電話連絡で行わず、全国約50箇所に配備された災害用伝言センタを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービスだが、震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、各種災害が発生した場合には電話の輻輳が予測される時に災害用伝言板 (web171) を実施する。

なお、東海地震に関する対策としては、判定会招集時より提供を開始する。

附属資料	7.9 災害時の伝言サービス
------	----------------

(ク) 災害用ブロードバンド伝言板の活用

インターネットを利用して安否確認を行う災害用ブロードバンド伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大震災を教訓に、長時間商用電力供給停

止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物、鉄塔の耐震対策
- ② 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火対策

- ① 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- ② 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

(ウ) 通信網の整備

- ① 国際伝送路の多ルート化
- ② 国内外代替伝送路の確保

(エ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達の訓練
- ② 災害時における通信の疎通訓練
- ③ 国際通信設備等の応急復旧訓練
- ④ 社員の非常参集訓練

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- ① 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
- ② 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
- ③ 可搬型国際電話ブース配備の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

- ① 緊急社員呼出しシステム導入の検討
- ② アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討

(キ) 緊急輸送対策

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設損壊等の障害が予想されるため、このような場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携をとり、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(ア) 設備の耐震対策

- ① 建物、鉄塔の耐震対策
- ② 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- ① 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- ② 防水扉の設置

(ウ) 通信網の整備

- ① 伝送路の多ルート化
- ② 重要通信センタの分散化

(エ) 各種災害対策機器の配備

- ① 移動無線基地局車の配備
- ② 移動電源車の配備
- ③ 非常用マイクロ配備の配備

- ④ 衛星携帯電話及び携帯電話の配備
- (オ) 防災に関する訓練
 - ① 災害予報及び警報伝達の訓練
 - ② 災害時における通信の疎通訓練
 - ③ 設備の災害応急復旧訓練
 - ④ 社員の非常呼集の訓練
- (カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策
蓄電池、発電装置の長時間化
- (キ) 被災地域への通信の疎通確保対策
 - ① 災害対策機器による通信の疎通確保
 - ② 非常用基地局による通信の疎通確保
- エ ソフトバンク株式会社
ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確認し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。
 - (ア) 設備の耐震対策
 - ① 建物、鉄塔の耐震対策
 - ② 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火・防潮対策
 - ① 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - ② 防水扉・防潮板の設置
 - (ウ) 通信網の整備
 - ① 伝送路の多ルート化
 - ② 主要な中継交換機の分散設置
 - ③ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
 - (エ) 防災に関する訓練
 - ① 災害予報及び警報伝達
 - ② 非常招集
 - ③ 災害時における通信疎通確保
 - ④ 各種災害対策用機器の操作
 - ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - ⑥ 消防
 - ⑦ 避難と救護
 - (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
衛星回線により基地局伝送路の検討
 - (カ) 緊急輸送対策
委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備
- オ 楽天モバイル株式会社
楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確認し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。
 - (ア) 設備の耐震対策
 - ① 建物、鉄塔の耐震対策
 - ② 通信機械設備の固定・補強等
 - (イ) 防火対策
 - ① 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
 - (ウ) 通信網の整備
 - ① 伝送路の多ルート化

- ② 主要な中継交換機の分散設置
- ③ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

(エ) 防災に関する訓練

- ① 災害予報及び警報伝達
- ② 非常招集
- ③ 災害時における通信疎通確保
- ④ 各種災害対策用機器の操作
- ⑤ 電気通信設備等の災害応急復旧
- ⑥ 消防
- ⑦ 避難と救護

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(キ) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、きわめて有効な方法である。特に災害時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されている。現在、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、さらに電力、ガス会社、私鉄等において、設置されているが、これら専用通信の確保については各機関において具体的な計画を作成し、対応していくべきものであるが、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

建物及び装置等について、耐震等の防災工事を実施するものとする。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、避難場所等の地域拠点施設への災害情報の伝達手段として、地域系無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯無線機等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設・装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、技術力の向上と機能の確保に努める。

カ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用を努めるものとする。

(3) 非常通信

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、非常通信訓練等を実施し、災害の未然防止を図る。

附属資料	2.3 通信施設・設備等
------	--------------

(4) その他の通信手段の確保

その他、阪神・淡路大震災において活用された各種の通信手段を考慮して、震災時の通信手段を確保するため、以下のような方策の検討を行う。

- ア アマチュア無線の活用
- イ 放送事業者の活用
- ウ 携帯電話の活用
- エ 臨時営業所の確保
- オ 国際公衆電話の臨時設置等
- カ インターネットの活用

7 農地及び農業用施設

農地及び排水ポンプ、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみならず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

(1) 農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、合わせて市土の保全に資するため、農地防災事業を実施しており、引き続きこの事業を強力に推進する。

(2) 実施中の主な事業

ア たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するために行う排水機、樋門排水路等の改修等を行う。

イ 老朽ため池整備事業

かんがい用又は災害防止用のため池のうち老朽化による決壊を防止するため早急に整備を要するものについては、堤体の補強、その他必要な管理施設の改修等を行う。

ウ 用排水施設整備事業

築造後の自然的社会的状況の変化に対応して早急に整備を要する排水機、樋門、水路等の農業用施設の改修、補強を行う。

(3) 農業用施設の一覧表

地震の発生による堰堤の決壊等により浸水被害の発生が想定される農業用施設(ため池等)は次のとおりとする。

ア 重要樋門

イ 河川注意箇所

ウ ため池注意箇所

(4) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれのあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池等の耐震補強整備を行う。

また、防災重点農業用ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池)について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

附属資料	1.1 河川 2.4.3 重要樋門 3.5 ため池注意箇所
------	-------------------------------------

第4節 文化財の保護

実施担当	文化財課、小牧山課
------	-----------

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え管理者等は、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺環境整備

文化財及び周辺環境整備を常に実施する。

附属資料	3.9 指定文化財
------	-----------

2 重要文化財の耐震対策

平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

(2) 対処方針の作成・提出

(3) 耐震対策推進の周知徹底

(4) 補助事業における耐震予備診断の必須

(5) 耐震予備診断実施の徹底

(6) 県の指導・助言

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸等の二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成しており、市は、これらの計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、県及び市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

附属資料	7.6 地震防災緊急事業五箇年計画
------	-------------------

2 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等
 - 第1号 避難地
 - 第2号 避難路
 - 第3号 消防用施設
 - 第4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - 第5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
 - 第6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - 第7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第9号 公立の小学校もしくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - 第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - 第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
 - 第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - 第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - 第15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - 第17号 地震災害時において必要となる非常食用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - 第18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
 - 第20号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

3 単独事業等

(1) 防災対策事業

県及び市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(2) 補助事業

県は、地震防災対策事業の推進を図るため、市に対して県費補助金を交付し、市は、これを活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅の建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。
- 地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める都市の防災対策に関する総合的な計画の策定を促進しなければならない。本市も人口の増加に伴い都市の拡大と高密度化、危険物施設の増大、自動車の激増等、震災拡大につながる社会的要因が増加しており、都市部における地震による被害を最小限に留めるための取り組みが求められている。これらの災害の危険に対処するためには、（1）都市防災上枢要な地域における建物の耐震・不燃化の推進（2）災害時の避難場所としての緑地の確保（3）公園、街路、土地区画整理事業等の事業実施による総合的な都市施設の整備等への取り組みが求められている。
- 特に阪神・淡路大震災においては、おおむね街路等が未整備の地域における被害が大きかったため、消防活動困難地域の解消に資する道路の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地整備の推進を図る。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	市	1 (1) 都市計画のマスタープランの策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	市	1 (1) 都市における道路の整備 1 (2) 都市における公園等の整備 1 (3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等
第3節 建築物の不燃化の促進	市	1 (1) 防火・準防火地域の指定 1 (2) 建築物の不燃対策
第4節 市街地の面的な整備・改善	市、土地区画整理組合等	1 (1) 市街地開発事業等の推進 1 (2) 災害対策等に関する土地利用規制

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

実施担当	都市計画課
------	-------

1 市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

小牧市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

附属資料	3.8 土地区画整理事業実施状況
------	------------------

第2節 防災上重要な都市施設の整備

実施担当	都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課、用地課
------	------------------------------

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、県広域緑地計画及び緑の基本計画に基づき、特別緑地保全地区や緑地保全地域の指定、都市公園の整備を積極的に進めていく。

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能するよう、都市公園（防災公園）の整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。また、住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の推進

実施担当	建築課、都市計画課
------	-----------

1 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、市街地の延焼防止を図るため、防火地域又は準防火地域以外の区域においても、建築物の屋根の不燃対策を図るべき地域として都市計画区域全域を指定している。その区域内における木造建築物等については屋根を不燃材料で葺く等の防火対策をするとともに、外壁のうち延焼のおそれのある部分を土塗壁等、延焼防止に有効な構造としなければならないこととしている。

また、市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用する人命に危険性の多い建築物は、防火上、避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物等とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設ける等、避難上又は消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善

実施担当	建築課、都市計画課、都市整備課、みどり公園課、区画整理課
------	------------------------------

1 市における措置

阪神・淡路大震災においては街路等の都市基盤が未整備な地域において火災等による大きな被害が発生した。このようなことから、災害を予防するための都市基盤整備に取り組む重要な事業として土地区画整理事業を位置づけ、その推進を図る。

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防

■ 基本方針

○ 土地は生活、生産活動の基盤であり、都市化の進行とともに、従来の農地や森林等が住宅や工場等々の都市的な土地利用に転換されてきた。地震の発生によりこうした地域を中心に、地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤を十分考慮の上、土地利用の適正化を図る。さらに、土砂災害警戒区域等については、地震及びその後の豪雨による二次災害のおそれがあることから、これらの地域を的確に把握し、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	1 適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	市	1 (1) 液状化危険度の周知 1 (2) 建築物における対策工法の普及
第3節 宅地造成の規制誘導	市	1 (1) 造成宅地防災区域 1 (2) 宅地危険箇所の防災パトロール 1 (3) 宅地危険箇所の耐震化
第4節 土砂災害の防止	市	1 (1) 地盤災害に対処するための通常の方策 1 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1 (3) 小牧市防災ガイドブックの周知 1 (4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	1 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1 (2) 相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

実施担当	道路課、河川課、都市計画課、都市整備課、農政課
------	-------------------------

1 市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。また、平成26年度に行った防災アセスメント結果に基づき、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する必要がある。

第2節 液状化対策の推進

実施担当	防災危機管理課、建築課
------	-------------

1 市における措置

(1) 液状化危険度の周知

地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、小牧市防災ガイドブック等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

(2) 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、個々の地盤に対応した適切な対策工法で実施されることが必要である。

そこで、あらかじめ液状化の可能性を予測した平成27年7月に公表した地震被害想定調査結果をもとに、市民や建築物の施工主に周知を図るとともに、対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成等の規制誘導

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 宅地造成等工事規制区域

市は盛土規制法にもとづき、県が指定した宅地造成等工事規制区域内における宅地造成や特定盛土等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

市は県が「造成宅地防災区域」の指定をするにあたり、その判断に必要となる大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動報告により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を明確にし、ホームページ等で情報を公表し、災害防止のための必要な啓発を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4節 土砂災害の防止

実施担当	防災危機管理課、河川課
------	-------------

1 市における措置

地震によって起こる土砂災害は地震動によって直接起きるものと、地震後の降雨により二次災害として起きるものがある。

土砂災害を防止するため、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域が指定されていない箇所については、土砂災害危険箇所）の住民への周知体制、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表・伝達、大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査に基づく土砂災害緊急情報の通知その他警戒避難体制の確立を図る

(1) 地盤災害に対処するための通常の方策

ア 土地利用の適正誘導

イ 土砂災害の防止のための防止工事、危険箇所の周知、災害を助長・誘発する行為の規制

ウ 地盤沈下の防止

(2) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

市内にある土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、別途小牧市地域防災計画附属資料に記載する。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

「避難情報に関するマニュアル」に基づき、適正に伝達を行い、早めの避難を呼びかける。また土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）発表時には、直ちに避難指示を発令することを基本とし、警戒区域近隣に居住する住民等にFAXを利用して周知を行う。

イ 警戒区域ごとの最寄の指定避難所等

野口大山区：リサイクルプラザ、野口会館

本庄区：本庄保育園、本庄小学校、タウン本庄会館、小松寺団地会館、本庄会館

池之内区：池之内会館

避難路等については幅員が広く土砂災害の影響を受けにくい道を選定すること。

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

土砂災害の情報伝達から避難、避難誘導等の一連の流れについての避難訓練を適宜実施することとする。

エ 警戒区域内の要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設については、小牧市地域防災計画附属資料「3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」に記載する。

オ 救助に関する事項

災害対策本部に救助要請があった場合、必要に応じて自衛隊派遣要請、災害救助法の適用申請を行う。

(3) 小牧市防災ガイドブックの周知

土砂災害警戒区域等を記載した小牧市防災ガイドブックを使用して、小牧防災リーダー会と協力し、各地区訓練などの機会にて周知を行い、適切な情報提供を行う。

(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

附属資料	3.3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
------	--------------------------

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、県と協力して土木・建築技術者を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

- 地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を習得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災拠点施設の整備 2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進 2 (2) 公的機関の業務継続性の確保 2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等 2 (4) 人材の育成等 2 (5) 防災中枢機能の充実 2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化 2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理 2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備 2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示 2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備 4 情報の収集・連絡体制の整備 5 救助・救急に係る施設・設備等 7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 9 災害廃棄物処理に係る事前対策 10 罹災証明書等の発行体制の整備
	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

実施担当	防災危機管理課、資産管理課、消防署、消防総務課 「市有施設の自衛消防体制の整備」については、関係各課
------	---

1 防災拠点施設の整備

防災拠点は、応急対策活動時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、耐震性を図るものとする。また、非常用電源設備等の整備を図り、外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入など多様な通信手段の確保に努める。市の防災拠点施設について、以下のとおりまとめる。

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては、早期に復旧できるように体制等を強化する。

防災拠点施設	役割等	備考
市役所（本庁舎・東庁舎）	市災害対策本部運営	
消防署	消火・救急・救助活動	各支署も含む
保健センター	災害医療・保健衛生活動	
市民病院	医療救護活動	災害拠点病院
リサイクルプラザ 小牧岩倉エコルセンター 小牧市クリーンセンター	災害廃棄物・ごみ・し尿処理等清掃活動	
上水道管理センター	応急給水・復旧活動	
小牧市スポーツ公園駐車場 勤労センター（駐車場）	応援隊の宿営場所	
各災害復旧用オープン スペース候補地	消防・自衛隊・ライフライン 復旧・応急仮設住宅・災害廃 棄物要用地	附属資料 7.1.7 にて掲載
各緊急物資集積場所	物資の受入・搬出	附属資料 7.1.3 にて掲載
各指定避難所 （地震避難所 40 箇所）	避難者の収容等	附属資料 7.1.1 にて掲載
小牧市スポーツ公園駐車場	進出拠点	

附属資料	7.1 避難施設等
------	-----------

2 市、県及び防災関係機関における措置

(1) 市町村業務継続計画等の策定促進

県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

(2) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(3) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知す

るとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市及び県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(4) 人材の育成等

ア 市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 県及び名古屋市は、消防学校において、消防職団員に対する教育訓練の徹底を図るとともに、企業等における自衛消防隊員に教育訓練を実施し、その技能向上を図る。

ウ 市及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市、県及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

エ 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(5) 防災中枢機能の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(6) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

イ 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

ウ 市、県及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

エ 市、県及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、掛矢等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(10) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(11) 防災拠点施設の屋上番号表示

災害発生時にヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に進められるよう市役所、市民病院等の屋上について、番号表示を行う。

(12) 市有施設の自衛消防体制の整備

市有施設については、自衛消火体制の整備を進める。

ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 予想される地震に関する知識

ウ 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として現在講ぜられている知識

カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(13) 防災情報システムの整備

県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。なお、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。

3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査

大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

附属資料	2.2 消防施設・設備等
------	--------------

4 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市及び県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要

に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が生じた場合に備え、非常電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

附属資料	2.3 通信施設・設備等
------	--------------

5 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救助工作車、救命ボート、担架及び救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善並びに点検を行う。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、市及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について、関係機関とあらかじめ協議する。

附属資料	2.5 救助施設・設備等
------	--------------

6 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定に当たっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量を把握しておかなければならない。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～15日	100	おおむね 100m 以内	同上
16日～21日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

(2) 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定して平素から維持管理をしておく必要がある。

ア 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

イ 水道用貯留施設の利用

浄水場、ポンプ井、配水池等

ウ 受水槽の利用

公共施設の受水槽を利用して応急給水する。

エ 井戸の利用

浅井戸あるいは深井戸は、地震により井戸の崩壊、水脈変化による水質及び水量の変化等の心配があるので使用に当たっては特に水質に十分留意してから使用する。

7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム(B-PLo)を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市及び県は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。
- (3) 市及び県は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (4) 県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが

困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図るものとする。

- (5) 市は、玄米スナック、アルファ米等を始めとして、地震被害想定調査結果における想定濃尾地震の避難所避難者及び帰宅困難者等を基に、主食等の備蓄を行う。

8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- (1) 県は、事業者団体と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。
- (2) 市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

9 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物対策指針（環境省 策定：平成26年3月、改定：平成30年3月）に基づき、平成29年11月に市災害廃棄物処理計画を策定した（令和5年3月改定）。本計画においては、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市は、地震等の災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティア支援センターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10 罹災証明書等の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第6章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

○ 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
○ 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
○ 市は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	市、県	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 2 防災行政無線等の維持管理
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	市	1 (1) マニュアルの作成 1 (2) 判断基準の設定等に係る助言 1 (3) 事前準備
	県	判断基準の設定等に係る助言
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要施設の管理者	1 避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市、県、名古屋地方気象台	1 (1) 緊急避難場所等の広報 1 (2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

実施担当	防災危機管理課、広報広聴課
------	---------------

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、

関係事業者の協力を得つつ、広報車による広報やX・フェイスブックなどのSNS、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県における措置

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。

また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Lアラート）を活用するための体制を整備する。

3 県、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

実施担当	防災危機管理課、関係各課
------	--------------

市における措置

1 緊急避難場所の指定

（1）緊急避難場所とは

緊急避難場所には、広域避難場所、一時避難場所等いくつかの形態があり、その主旨を整理する。

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

ア 広域避難場所

広域避難場所とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

イ 一時避難場所

一時避難場所とは、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもち、また、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。

ウ 避難路

避難路とは、広域避難場所へ通じる道路又は緑道であって、避難圏域内の市民を当該広域避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した、又は整備する道路等をいう。

エ 避難所

避難所とは地震等の災害における家屋の倒壊、焼失等現に被害を受けた者又は、被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館等既存建築物等に収容し、保護するものをいう。

(2) 広域避難場所

大地震の場合消火活動に阻害要素が考えられる密集市街地では火災の延焼が心配されるので、市長は市民の生命、身体の安全を確保するため必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、大地震からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配慮するものとする。

エ 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なげき崩れや浸水等の危険のないところ及び付近に多量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

キ 地区分けをするときは、区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできる限り避ける。

附属資料	7.1.1 指定避難所・指定緊急避難場所
------	----------------------

(3) 一時避難場所

一時避難場所の選定に当たっては以下の基準により選定し、確保しておくものとする。

ア 学校のグラウンド、公園、緑地等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

イ 地域単位に臨時応急的に集団を形成することとなるので、市民の生活圏を考慮した場所とすること。

ウ 避難者1人当たりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2 避難路の選定

緊急避難場所を指定した市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。

エ 浸水等の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

実施担当	防災危機管理課
------	---------

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

イ 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考にすること。

ウ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえることとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果(平成26年5月30日愛知県防災局公表)の浸水想定区域

エ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県(水防、砂防所管)や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

実施担当	関係各課
------	------

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案

しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法
- エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (イ) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
- オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項
 - (ア) 緊急避難場所、避難所の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による広報
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 市民組織を通じたの広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健、衛生、給食等の実施方法について定める。
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合においては、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第7章第2節 要配慮者支援対策 (4) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

実施担当	広報広聴課、秘書政策課、河川課、防災危機管理課
------	-------------------------

1 市、県及び名古屋地方気象台における措置

市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、ハザードマップ、広報誌、PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

指定した緊急避難場所、避難所について、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置

- ウ 避難地区分け
 - エ 緊急避難場所、避難所への経路
 - オ 緊急避難場所、避難所の区分
 - カ その他必要な事項
 - ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること
- (2) 避難のための知識の普及
- 必要に応じて、次の事項を市民に対して普及のための措置をとるものとする。
- ア 平常時における避難のための知識
 - イ 避難時における知識
 - ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
 - ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
 - ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと
 - ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得
- (3) 広報の方法
- 防災担当者は、これらの広報活動に当たって、広報、小牧市防災ガイドブックによる広報、相談窓口での対応、講習会、防災訓練等を実施するものとする。
- (4) その他
- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
 - イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
 - ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動等に努める。
- 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 県及び市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 指定福祉避難所の指定 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 1 (7) 避難者等の情報把握 1 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

区分	機関名	主な措置
第2節 要配慮者支援 対策	市、社会福祉 施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント
第3節 帰宅困難者対 策	県、市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

実施担当	防災危機管理課、関係各課
------	--------------

1 市における措置

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊や焼失、ライフラインの途絶、余震に対する不安等からピーク時には、被災地内で1,200箇所以上の避難所が開設され、約34万人の避難住民が避難生活を余儀なくされた。

また、避難所は、避難者が生活再建をはじめるための「基地」であり、生活再建のための基盤を提供することにあるということを目標としつつ整備を進めていく。

(1) 避難所等の整備

市は、平成27年7月に公表した地震被害想定調査に基づく避難者数を想定し、さらに隣接市町相互の応援協力体制によるバックアップのもとに、避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政区界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、農地を避難場所等として活用できるよう、農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、指定に際しては、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者

との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

- キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

- ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- イ 運営事務機能整備：コピー機、パソコン等
- ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テント等の備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

- ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。また、平成29年3月に「小牧市避難所開設運営マニュアル」、令和2年8月に「小牧市避難所開設運営マニュアル（新型コロナウイルス

ス感染症対策編)」を作成し、公表したため、この冊子を参考に各避難所において運営体制の整備を進めていく。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(7) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

実施担当	要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課 外国人：多文化共生推進室 災害ケースマネジメント：関係各課
------	--

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 対象者の把握

要配慮者に関しては、対象者ごと、地区ごとの緻密な把握が、震災時の救援につながるものと考えられるため、対象者の把握方法等に関する詳細は、次の部署で検討を進めるものとする。

ア 障がい者・介護及び救護を要する高齢者：福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課

イ 外国人：多文化共生推進室

さらに、事業者及び地域における取り組みを進めるものとする。

(2) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震体制の整備

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、震災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急通報システム等の整備

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(4) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行

動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、災害発生時あるいは災害発生の恐れがある時に避難支援の協力を依頼する企業団体等との協定の締結を検討する。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(ア) 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(イ) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成は、福祉部福祉総務課にて執り行う。その際は、災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、福祉部等関係部局が保有する各施策の受給者情報を集約し、活用することに努める。

1. 避難行動要支援者名簿に掲載する者

- ア. 要介護3以上の介護保険認定者
- イ. 身体障害者手帳の等級が1～3級の身体障がい者（児）
- ウ. 療育手帳の判定区分がA、B判定の知的障がい者（児）
- エ. 市長が必要と認めた者

2. 避難行動要支援者名簿に記載する事項

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他連絡先・避難支援を必要とする理由等を記載する。

3. 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手方法

市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要と認められるときは、災害対策基本法第49条の10第4項にて、関係都道府県等その他の者に対して情報提供を求めることができる。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者名簿に登載される者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を半年に1度更新し、関係者間で共有する。

(エ) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等関係者は下記の者とする。なお、避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対する災害情報の伝達及び避難支援を行うこととする。

- ア. 区長
- イ. 民生・児童委員
- ウ. 自主防災組織
- エ. 小牧市社会福祉協議会
- オ. 愛知県小牧警察署
- カ. 小牧市消防本部
- キ. その他市長が認めた団体、個人

(オ) 避難支援等関係者への情報提供

避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿の情報について、本人の同意の上で、平常時から情報の提供を行う。

情報の提供に際し、市は情報漏えいを防止するための以下の事項を講じる。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

1. 提供される名簿については、施錠可能な場所での保管を徹底し、複製の制限等による情報管理の徹底を図る。
2. 避難支援関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に理解してもらい、必要以上に複製しないよう指導する。
3. 区長、民生・児童委員、自主防災組織に対しては、該当地区の情報のみを提供する。

(カ) 避難支援体制の構築

避難支援等関係者は、地域の実情に応じ、避難支援体制を構築する。なお、構築にあたっては、市と小牧市社会福祉協議会が連携して支援を行う

(キ) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者の避難支援を行うためには、避難支援等関係者の安全確保が大前提となる。市は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行えるように地域住民全体で話し合いルールや計画を作り周知することで、避難支援等関係者における安全確保の措置も決めておくよう、配慮する。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、市の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(5) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターとの連携を推進する。

(6) 災害ケースマネジメント

市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市及び県における措置

市及び県は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第8章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

- 市は火災予防のための指導の徹底に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。
- 大地震発生に伴う火災の損害を最小限に抑制する手段としては、初期消火及び都市の不燃化に依存するところが大きい。なお、同時多発火災に対処するため、消火力による火災の鎮圧効果を確保することは、対策上重要なことである。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	市	1 (1) 一般家庭に対する指導 1 (2) 防火対象物の防火・防災体制の推進 1 (3) 立入検査の強化 1 (4) 建築同意制度の活用
第2節 消火力の整備強化	市	1 (1) 常備消火力の強化 1 (2) 消防水利の増設、開発 1 (3) 地域消火力との連携強化と地域消火力の強化
第3節 危険物施設防災計画	市 危険物施設の管理者	1 保安確保の指導 2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性の強化 2 (3) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	2 (1) 高圧ガス製造施設の対策 2 (2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策 2 (3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	市	1 毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化

第1節 火災予防対策に関する指導

実施担当	予防課、消防署、消防総務課、防災危機管理課
------	-----------------------

1 市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

地区の町内会、自主防災会及び婦人消防クラブ等各種団体や消防団を通じて、一般市民に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保等普及徹底を図るとともに、これらの取扱方法を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

ア 指導の形態

指導方法：パンフレット、回覧版、地区ごとに消火訓練

イ その他

(ア) 防火相談の実施

(イ) 学校、地域、家庭一体となった消火訓練の実施等

(2) 防火対象物の防火・防災体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の被害が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について自衛消防組織を設置させ防火・防災管理者を必ず選任させるとともに、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づき消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って当該対象物に対する防火・防災体制の推進を図るものとする。

(3) 立入検査の強化

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 建築同意制度の活用

建築物を新築、改築、増築等計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

(5) 危険物等の保安確保の指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安監督者の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設について必要に応じて、立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、小牧市火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理、取扱いについても所有者に対し同様の措置を講じるよう指導に努めるものとする。

(6) 震災時の出火防止対策の推進

市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

実施担当	消防総務課、予防課、消防署、上下水道施設課、防災危機管理課
------	-------------------------------

1 市における措置

(1) 常備消防力の強化

小牧市消防計画 第3章 消防力等の整備計画に基づき車両の増強、予備消防資機材の整備、備蓄を図る。

(2) 消防水利の増設、開発

消防活動に必要な消防水利の確保については、水道送配水管の破損等による消火栓の使用不能状態が予想されるため次の施策を積極的に進め、必要数の確保に努める。

ア 上水道対策は、緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を行い、消火栓の機能拡大を図るとともに、大口径配水管への消火栓設備についても検討を行う。

イ 消火栓依存度を低くするため、防火水槽の増加を図る。

ウ 耐震性貯水槽を年次計画を立て増設していく。

エ 飲料水兼用の耐震性貯水槽の設置を検討する。

(3) 地域消防力との連携強化と地域消防力の強化

常備消防の整備強化を進めると同時に、消防団等の地域消防力との連携強化を図る。また、地域消防組織の育成、強化を図るため、消防技術の普及及び向上に努めるとともに、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

附属資料	2.2.2 消防本部（署）、消防団車両現況表 2.2.3 消防水利
------	--------------------------------------

第3節 危険物施設防災計画

実施担当	予防課、関係事業者
------	-----------

1 市における措置

本市の危険物施設は点在する工場内に多量に保有されている。その種類は石油類を中心としているため、地震が発生した場合、火災、爆発、流出、漏洩等の事故が予想され、当該事務所のみならずその周辺にも大きな被害を及ぼすことは明らかである。

従って、地震時の災害予防については、法令に基づく設備の構造面からその安全性を確保することが第一に検討されなければならない問題である。さらには事業所における自主管理体制の強化についても配慮することが必要である。

また、対策については、過去における地震被害例に基づき年々危険物施設に対する消防法及び関係政省令等が改正されるとともに、施設の位置、構造及び設備の基準も年々強化されてきた。本市もこれらを予防査察によりその徹底を期し、地震に対する構造上の安全策は講じられてはいるものの、これらの要因以外による損傷や、夜間無人となる事業所での地震時における問題点について、事業所の消防計画及び予防規程を整備し、自主管理体制、災害時における初期体制の確立を図るよう指導するとともに、被害を局限化するための調査研究を進める。

附属資料	4.1 石油類等大量保有事業所
------	-----------------

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000k1以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500k1以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

実施担当	予防課、関係事業者
------	-----------

1 市における措置

市内には多種多様な高圧ガスが大量に取り扱われており、その危険度はきわめて大きい。

これらの施設の所在する事業所周辺も過密化傾向にある。従って高圧ガスを大量に貯蔵、消費している事業所において事故が発生すれば周辺住宅地域に被害を及ぼすおそれがある。

このため、従来から高圧ガス保安法等による法的基準の遵守はもとより自主的な保安体制の整備、充実を図ってきている。

しかしながら破壊的地震時には、高圧ガス施設も損傷を受ける場合があるので、高圧ガス災害を最小限に抑止し、周辺地域住民には被害を及ぼさないことを基本方針として次の事項の対策を推進する。

- (1) 各事業所における高圧ガス施設や重要な保安施設が大災害の原因になるような損傷を受けないようにする。
- (2) 万一、これらの施設が損傷を受けても、当該事業所で対策措置ができるようにする。
- (3) 各事業所に地震防災応急計画を定めるよう指導する。

附属資料	4.4 消防活動阻害物質（圧縮アセチレン等取扱・貯蔵事業所）
------	--------------------------------

2 高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法（以下この章において「法」という。）に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

(1) 高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。

また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部等、強い応力の係る部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保し、耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

水源の分散のほか、配管のループ化を検討する。

また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。
また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

(2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画

実施担当	予防課、関係事業者
------	-----------

1 市における措置

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留そう等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、みやすい場所に「保管管理責任者氏名、電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備機材等の配備の促進を図る。

附属資料	4.3 消防活動阻害物質（毒物・劇物貯蔵事業所）
------	--------------------------

第9章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○ 県、市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	市	1 資料の整備
	市、県	2 (1) 応援要請手続きの整備 2 (2) 応援協定の締結等 2 (3) 受援体制の整備 2 (4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 2 (5) 訓練、検証等
	防災関係機関	3 応援協定の締結等
第2節 応援部隊等に 係る広域 応援・受援体制 の整備	市	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 尾張中北消防指令センター
第3節 支援物資の円 滑な受援供給 体制の整備	市、県	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点 の確保等	市、県	1 防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

実施担当	防災危機管理課、消防総務課、関係各課
------	--------------------

1 市における措置

市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておく。

2 市及び県における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市及び県は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、市、県等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

市及びその他の防災関係機関は、県が策定した国の活動に対応した受援計画に基づき、必要な準備を進める。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

市は、県が作成した広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めて

いくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

附属資料	5.1 協定等
------	---------

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

実施担当	消防総務課、防災危機管理課
------	---------------

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に消防庁長官の判断に基づき、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援協定

市は、愛知県下に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 尾張中北消防指令センター

市は、犬山市、江南市、岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山町、大口町及び扶桑町において火災等の緊急通報を広域的に一元管理し、大規模災害が発生した場合において、消防応援活動が迅速かつ的確に実施できるように努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 市及び県における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努

めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 訓練・検証等

県及び市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 市及び県における措置

市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する「愛知県基幹的広域防災拠点」を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。当該拠点には、臨空消防学校（仮称）と愛知県防災公園を整備し、拠点の本部機能を確保するとともに、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊、TEC-FORCEのベースキャンプ用地や、国からのプッシュ型支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第10章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 国、県及び市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 地震災害を最小限に食い止めるには、市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日頃から各種災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 特に東海地震については、地震予知から短い時間を有効に活用して地震防災対策を実施するため、また、誤情報・混乱を防止するため、防災担当者はもとより市民が正しい知識をもっていることが不可欠であり、広報・教育がとりわけ重要である。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市	1 (1) 総合防災訓練 1 (2) 個別の防災訓練 1 (3) 浸水対策訓練（水防訓練） 1 (4) 招集訓練 1 (5) 広域応援訓練 1 (6) 防災訓練の指導協力 1 (7) 訓練の検証 1 (8) 図上訓練等
	防災関係機関	2 通信連絡訓練
	市、私立各学校等管理者	3 (1) 計画の策定及び周知徹底 3 (2) 訓練の実施 3 (3) 訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、県、名古屋地方气象台	1 (1) 防災意識の啓発 1 (2) 防災に関する知識の普及 1 (3) 自動車運転者に対する広報 1 (4) 家庭内備蓄等の推進

区分	機関名	主な措置
		1 (5) 報道媒体の活用及び協力要請 1 (6) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための 教育	市、私立各学 校等管理者	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識の かん 養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保
	市	2 職員に対する地震教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施
第4節 防災意識調査 及び地震相談 の実施	市	1 (1) 防災アンケートの実施 1 (2) 住宅の地震相談 1 (3) 地震に関する相談の実施

第1節 防災訓練の実施

実施担当	防災危機管理課、資産管理課、教育総務課、消防総務課、予防課、消防署
------	-----------------------------------

1 市における措置

(1) 総合防災訓練

市は毎年、地域における防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の協力、連携のもとに大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で地震規模や被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

ア 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、災害対策本部運営訓練、避難所運営訓練や初期消火・応急救護訓練などの訓練等を実施する。

イ 災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(2) 個別の防災訓練

自主防災会、婦人消防クラブ、事業所等が独自に計画して、小学校区単位、地域の住宅密集度、道路事情、人口、世帯数等により、あるいは事業所の事業種別、従業員数等、それぞれの実情に合った訓練を行う。

なお、訓練の実施に当たっては、自主防災会及び婦人消防クラブの訓練の場合は、職員及び消防団員が実技の指導をし、必要な資機材等についても可能な限り貸与又は支給する等の便宜を図る。

(3) 浸水対策訓練（水防訓練）

浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般市民と一致協力して水災の警戒並びに防御に当たり、水防体制の万全を期するとともに、水防思想の普及を図るため各種の水防工法、その他の訓練を実施する。

訓練は水防工法、通信連絡及び応急救護を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と、単一種目による訓練とする。

〔水防訓練実施要領〕

水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に住民の参加

を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）
- ウ 動員（消防団、居住者、ボランティア）
- エ 輸送（資機材、人員）
- オ 工法（水防工法）
- カ 樋門、角落し等の操作
- キ 避難（避難情報の広報・伝達・居住者の避難）

（4）招集訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の招集訓練を適宜実施する。

（5）広域応援訓練

県及び市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

（6）防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

（7）訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

（8）図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、ロールプレイング方式を用いた実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練等を実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

地震による災害時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は同一機関が設置する通信施設及び複数の他機関が設置する通信施設の相互間において実施する。

3 市及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

（1）計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては市防災担当部等との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校においては、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒の避難・誘導等、防災上必要な訓練を計画し、実施する。なお、計画作成及び訓練実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動とあいまって十分な効果をおさめるように努めること。
- イ 訓練は毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況及び児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。
- ウ 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努めること。
- エ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒の活動組織を確立し各自の任務を周知徹底しておくこと。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ関係計画の修正・整備を図る。

4 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。

第2節 防災のための意識啓発・広報

実施担当	広報広聴課、教育総務課、学校教育課、防災危機管理課、消防総務課、予防課、消防署
------	---

1 市、県及び名古屋地方気象台における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、県の提供する災害に関するビデオ等により、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が気象警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するように努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ウ 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- エ 警報等や避難情報の意味と内容
- オ 正確な情報の入手
- カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報、気象警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- シ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

（2）防災に関する知識の普及

県及び市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで市民の一人ひとりが正しい防災知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事を通じて配布する。

その際、以下のような事項に重点をおいて実施するものとする。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 地震発生時の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

（3）自動車運転者に対する広報

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

（4）家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

（5）地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市、県等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

（6）報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に

に対する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。

また、報道機関に対して必要な資料を提供し、地震対策にかかわる報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

実施担当	こども政策課、幼児教育・保育課、教育総務課、学校教育課、防災危機管理課、消防総務課
------	---

1 市及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

地震の原因等について科学的知識の普及並びに地震予防措置及び避難の方法等自主防災思想のかん養を図るため、学校教育の全体を通じて地震防災教育の徹底を図る。なお、訓練計画の樹立及び実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 地震知識の指導

学校においては、児童生徒の発達段階、地域の特性や実態等に応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行う。なお、防災対応能力の向上を図るため、次に掲げる内容を目標とする。

(ア) 地震発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組み等科学的な理解を深める。

(イ) 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、適確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付ける。

(ウ) 地震発生時に児童生徒が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるよう態度及び能力を養う。

イ 学校行事における指導

学校行事等で震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設及び地震展等の見学会を行い、学校、家庭及び地域における地震時の実践活動、避難行動等について習得させる。

(2) 関係職員の専門的知識の養育及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の養育及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防本部等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定する等しておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。

(オ) 幼児の登下校については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検確認しておく。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険場所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 職員に対する地震防災教育

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。

(1) 地震に関する基礎知識

(2) 予想される地震に関する知識

(3) 職員等が果たすべき役割

(4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

- (6) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (7) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

実施担当	防災危機管理課、広報広聴課、教育総務課、学校教育課、消防総務課、予防課
------	-------------------------------------

1 市における措置

市民の地震についての正しい知識の普及と防災思想の意識を図るため、防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災アンケートの実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査及び市政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

(2) 住宅の地震相談

地震が起きたとき、果たして我が家は大丈夫かどうかの市民の不安を解消するため、住宅の耐震相談を実施する。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために、相談に応ずるものとする。

第11章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

○ さまざまな災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	市	1 (1) 基礎的調査 1 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 1 (3) 被害想定に関する調査研究 1 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 1 (5) 防災カルテの整備 1 (6) 地籍調査

実施担当	防災危機管理課 「災害の防止、都市の防災化に関する調査」については、関係各課
------	---

1 市における措置

大地震による被害は複雑多様であり、特に、都市への人口集中、建物の高層化、地下街の増加、高速道路網の整備、また、一般の道路、鉄道、通信、電力、水道、公共下水道及びガス等の高密度の展開等によって、その被害の甚大性、複雑性は大なるものがある。これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究し、かつ、総合化することが地震対策の基礎をなすものであり、そのための各種の調査を実施することが必要である。

また、震災発生時の対処方法等も含めて、より具体的で生活に密着した調査活動が求められている。

本市が過去に実施した調査研究は次のものがある。

ア	昭和53年	広域避難場所に関する調査	愛知県・小牧市
イ	昭和53年	地質・地盤に関する調査	小牧市
ウ	平成7年	防災アセスメント調査	小牧市
エ	平成26年	防災アセスメント調査	小牧市

また、地震予知体制の確立は基本的には国の責務であるが、市民の要求を考慮して、地域レベルとして可能な範囲でこの問題に取り組むことが必要であると考えられる。

(1) 基礎的調査（本市の自然・社会的条件に関する調査）

自然的・社会的条件についての調査は、調査研究の最も基礎をなすものである。このような調査については、既存の資料を利用するほか、各機関の得た資料の十分な活用とともに、調査研究を進めるものとする。

また、震災発生に対する対処を容易にするため、市域を細分し、より細部にわたって地域の状況や震災発生時の災害発生予測等を行い、地域防災カルテの作成と更新に努める。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査

地震予知体制の確立は、基本的には国の業務であり責任であるが、市においても予知観測網のあり方やその活動方法について研究を進めるとともに、地震予警報の社会的影響の問題等についての調査研究を行う。

なお、阪神・淡路大震災のような直下型の震災に関する地震予知は非常に困難であるのが実情であるが、この面においても少しずつ研究が進みつつあり、このような研究結果を積極的に活用していくことが求められる。

(3) 被害想定に関する調査研究

被害想定は震災対策を適切に具体化するための誘導目標を設定することを目的とするものであり、基礎的調査、地震の発生、規模及び予知に関する調査等を基礎として、土木、ガス、上下水道等公共施設、住宅その他建築物等にどのような被害が発生するか、また、それによって生ずる火災・爆発等の各種被害予測について調査研究を行う。

しかし震災は、発生する季節、時間によって、また、他の災害との併発等の諸条件によって、生じる被害は大きく異なるものであり、あくまでも目安として活用するものである。

そのため、予測結果等については、十分に市民に周知し、日常の対策を強化することが求められる。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を、地域の総合的開発計画と連携を持ち調査研究を行う。

また、震災による被害は、関東大震災、阪神・淡路大震災からもわかるように、家屋の倒壊、火災等によるものが大きく、都市災害の側面を強く持っている。

そのため、ライフラインの寸断による被害の拡大等の都市部に固有の現象もみられるため、電線類の地中化、共同溝化、道路の拡幅、公園・緑地の確保状況等の都市構造のあり方に関する調査研究活動を充実させる必要がある。

(5) 防災カルテの整備

各種の調査研究成果を活用し、地域の災害危険性をコミュニティレベルで把握することのできる地域防災カルテを作成する。また、作成した地域防災カルテに関しては、諸状況の変化等を考慮し、見直しを行うこととする。

(6) 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第12章 市民のとりべき措置

■ 基本方針

- 市民は、市の実施する広報活動、地震教育活動をふまえ、家庭において安全対策を講じるものとする。また、市の実施する防災訓練等の活動に積極的に参加するとともに、自主防災組織への参加等、地域における防災活動に積極的に取り組むものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
市民のとりべき措置	市民	1 市民のとりべき措置

実施担当	市民
------	----

1 市民のとりべき措置

市民は、平常時から以下の点に留意して災害の予防に努めるものとする。

- (1) 地震防災に関する知識の修得
- (2) 家庭における防災の話し合い
- (3) 災害発生時の避難場所、避難路、最寄の医療救護施設の確認
- (4) 石油ストーブ、ガス器具等について、火災予防措置の実施
- (5) 家屋の補強等
- (6) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止、その他落下物の防止対策
- (7) 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料の平均備蓄は、可能な限り1週間分程度（最低でも3日分））

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

○ 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、地震による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、応急対策の推進を図るため、災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
○ これらに伴う災害の発生を防御し、又は応急対策等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。なお、職員の初動体制は、「職員初動体制マニュアル」に定める。
○ 大規模な地震が発生した場合においては、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため市及び防災関係機関は、応急対策の万全を期するものとする。
○ 各防災機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
○ 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
○ 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○市災害対策本部の設置	→		
	○災害対策要員の確保	→		
	○県又は他市町村職員の派遣要請	→		
防災関係機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備			
	○惨事ストレス対策			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部 の設置・運営	市	1 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) 本部員会議の組織運営
	防災関係機関	2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備・惨事ストレス対策
第2節 職員の派遣要 請等	市	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他市町村の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求 1 (4) 被災市町村への市職員の派遣 1 (5) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

第3節 災害救助法の 適用	県	1 (1) 災害救助法の適用 1 (2) 救助の実施 1 (3) 市町村への委任 1 (4) 救助の委任の留意点 1 (5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 1 (6) 災害救助法が適用された場合の留意事項
	救助実施市	2 (1) 災害救助法の適用 2 (2) 救助の実施 2 (3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 2 (4) 災害救助法が適用された場合の留意事項
	市	3 (1) 救助の実施 3 (2) 県が行う救助の補助
	日本赤十字社 愛知県支部	4 救助の実施

第1節 災害対策本部の設置・運営

実施担当	防災危機管理課、関係各課、関係機関
------	-------------------

1 市における措置

(1) 災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部の設置は、災害対策基本法第23条第1項及び小牧市災害対策本部条例の規定により、本部長である市長が市役所に設置するものである。なお、設置の基準は次のとおりである。

- (ア) 地震災害に関する東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表されたとき。
- (イ) 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (ウ) 市の全域又は相当の地域に、大規模の災害が発生したとき。
- (エ) その他必要により市長が当該非常配備を発令したとき。

イ 本部設置の連絡

本部を設置したときは、職員招集メール等で直ちに市職員に連絡するとともに、小牧警察署及び県に対しても報告するものとする。

ウ 本部の廃止

市長は、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を廃止する。なお廃止した場合の公表等については設置の場合に準ずる。

エ 非常連絡

災害応急対策を円滑に実施するため、平常時においても連絡体制を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動するものとする。市の災害対策本部における各課職員（班員）の動員の要領は次のとおりとする。

(ア) 配備の編成

各班の班長（課長等）は、小牧市非常配備基準に基づき、あらかじめその配備につく職員を定め、職員にその旨を徹底するとともに、非常配備につく職員の名を市民生活部長に報告するものとする。

- (イ) 各課に職員動員命令伝達責任者（以下「伝達責任者」という。）を正副2名設ける。伝達責任者は、勤務時間外、休日等における、その属する課職員に対する動員命令等の非常連絡に当たる。

(ウ) 非常連絡並びに動員

- ① 消防署の警防係通信担当職員は、県から非常配備に該当する地震情報等を受領したときは、直ちに市民生活部長及び必要と認める上司に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 担当職員は市民生活部長及び必要と認める上司から報告に対する指示を受けたとき、又は当該指示を受ける以前であっても状況により自ら必要と判断したときは、速やかに各課伝達責任者に対し電話連絡を依頼する等必要な措置を取るものとする。
- ③ 非常配備要員は、連絡を受けた場合、直ちに登庁して所定の配備体制につくものとする。
- ④ 各部課長は、あらかじめ職員に非常連絡系統、配備等必要な事項を周知徹底しておかなければならない。
- ⑤ 各班の班長は、非常体制下にあつては特に部下を掌握し、その動員を最も効率的に活動させるとともに、本部長の命令のもとに、他部との相互応援を行うものとする。また、臨機の任務にも率先して積極的に活動しなければならない。

(エ) 職員の非常参集

市の職員は、勤務時間外、休日等において大規模地震が発生したときは、以後の状況の推移に注意し、あるいは自らの判断で市役所又は勤務場所に登庁し、所要の配備につかなければならない。

(オ) 職員の動員要請

各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、応援職員動員要請書により市民生活部長に通報するものとする。

(カ) 動員状態の把握及び通報

各部長は第3非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状態を把握するとともに、適時その状態を職員動員状況通報により市民生活部長に通報するものとする。

(キ) 待機職員

災害にかかわる活動について特定の任務を与えられていない職員、又は与えられた任務を終了した職員はそれぞれの所属する課に待機し、上司から出動命令のあったときは、直に出動できるよう体制を整えておくものとする。

附属資料	1.6 非常配備基準 様式第1号 応援職員動員要請書 様式第2号 職員動員状況通報
------	--

(2) 本部員会議の組織運営

本部員会議は本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本事項について協議し、又は本部長の指示を受ける。

ア 本部員会議の協議（指示）事項

- (ア) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (イ) 災害情報及び被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (ウ) 被災調査の方法及び基準に関すること。
- (エ) 救護物資等給与の基準に関すること。
- (オ) 避難情報に関すること。
- (カ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (キ) 国・県の機関、公共機関、他市町村又はその他の機関、団体等に関する応援

の要請に関すること。

(ク) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(ケ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 本部員会議の開催

(ア) 本部長は必要に応じて本部員会議を招集する。

(イ) 本部員会議は特別の指示がない限り市役所で開催する。

(ウ) 本部員は、それぞれの所管事項において会議に必要な資料を提出しなければならない。

(エ) 本部員は必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

(オ) 本部員は会議の招集を必要と認めたときは、市民生活部長にその旨を申し出るものとする。

(カ) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

ウ 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、各部長は速やかにその徹底を図るものとする。

エ 本部連絡員

本部連絡員は各部庶務担当がこれに当たり、本部員会議との連絡及び部相互間の連絡調整に当たる。

2 防災関係機関における措置

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請等

実施担当	人事課、防災危機管理課、消防総務課、消防署、関係機関
------	----------------------------

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

ア 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対

して、職員の派遣を要請することができる。

イ 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）に基づいて春日井市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町及び扶桑町に対して、応援を求めることができる。

ウ 市長は、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づき、県内の消防機関に応援を求めることができる。

エ 市長は、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市緊急消防援助隊受援計画」に基づき、愛知県を通して県外の消防機関に応援を求めることができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

ア 市長は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

イ 市長は、知事に対して地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

(5) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

市内の医療資源ではあきらかに不足、若しくは不足が予想される場合は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の入力状況を閲覧し、メール機能を用いて、非常事態を都道府県及び災害拠点病院へ情報発信するとともに収集した情報を指揮本部へ報告する。

附属資料	6.1 協定等
------	---------

第3節 災害救助法の適用

1 県における措置

(1) 災害救助法の適用

知事は災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

(2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	

（3）市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の供与	市町村（県が委任）	
要配慮者の輸送	市町村（県が委任）	
応急仮設住宅の設置	県（建築局）	
食品の給与	市町村（県が委任）	
飲料水の供給	市町村（県が委任）	
被服、寝具の給与	市町村（県が委任）	
医療、助産	市町村（県が委任）	県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部
被災者の救出	市町村（県が委任）	
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（建築局）
学用品の給与		
市町村立学校児童生徒分	市町村（県が委任）	
県立学校、私立学校等児童生徒分	県（県民生活局、教育委員会）	
埋葬	市町村（県が委任）	
死体の搜索及び処理	市町村（県が委任）	
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市町村（県が委任）	

（4）救助の委任の留意点

市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は県にあるので、県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めることとする。

（5）日本赤十字社愛知県支部への委託

知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

（6）災害救助法が適用された場合の留意事項

知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

2 救助実施市における措置

（1）災害救助法の適用

救助実施市の長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法を適用する。

（2）救助の実施

救助実施市の長は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とす

る者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、救助実施市の定める規則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、救助実施市の長は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

(3) 日本赤十字社愛知県支部への委託

救助実施市の長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、救助実施市の長は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。

(4) 災害救助法が適用された場合の留意事項

救助実施市の長は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、知事と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。

3 市における措置（救助実施市を除く）（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

4 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条）

日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事及び救助実施市の長の委託を受けて、次に掲げる事項を行う。

(1) 救避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。

(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
気象台	○地震に関する情報の発表	→	→	→
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示・勧告 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導	→	→	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 地震情報等の伝達	気象庁及び名古屋地方気象台	1 (1) 緊急地震速報 1 (2) 地震に関する情報等の発表及び伝達
	県	2 (1) 伝達された情報を市へ通知 2 (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報の伝達
	市	3 (2) 情報等の内部伝達組織の事前整備 3 (4) 伝達された情報又は市計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底
第2節 避難の指示	市	1 (1) 避難の指示等 1 (2) 知事等への助言の要求 1 (3) 報告（災害対策基本法第60条第4項） 1 (4) 他市町村又は県に対する応援要求
	水防管理者	2 (1) 立退きの指示 2 (2) 通知（水防法第29条）
	県（知事又は知事の命を受けた職員）	3 (1) 地すべりのための指示 3 (2) 通知（地すべり等防止法第25条） 3 (3) 市長への助言 3 (5) 他市町村に対する応援指示
	警察（警察官）	4 (1) 警察官職務執行法第4条による措置 4 (2) 災害対策基本法第61条による指示 4 (3) 報告・通知等（報告・警察官職務執行法第4条第2項）（通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び第3項）
	自衛隊（自衛官）	5 (1) 避難等の措置 5 (2) 報告（自衛隊法第94条）
第3節 住民等の避難誘導等	市	1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難支援

第1節 地震情報等の伝達

実施担当	防災危機管理課、消防署
------	-------------

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、地震等に関する情報を発表・伝達する。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想等される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(2) 地震に関する情報の発表

ア 震度速報

国内で震度3以上の地震が観測されたとき、地震発生から2分後に震度3以上の地域名を速報。

イ 地震情報

国内で震度3以上の地震が観測されたとき、震源の位置、地震の規模、震度3以上の地域名を5分後を目処に発表。

ウ 愛知県内で震度1以上の地震が観測されたとき、震源の位置、地震の規模、及び隣接県（静岡、長野、岐阜、三重の各県）内の気象庁の観測点の各地の震度を10分後を目処に発表。

2 県における措置

(1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）するものとする。

(2) 全国一斉で震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、県において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、警察にも伝達するものとする。また、県下市町村には、震度情報ネットワークシステムにおいて震度4以上を観測しなかった場合であっても、気象庁又は、名古屋地方気象台が地震情報等を発表した場合にあつては、これらの情報と合わせて伝達される。

3 市における措置

(1) 緊急地震速報については、多くの市民が利用する公共施設に、放送により伝達する。

(2) 地震情報を受領した市民生活部長は、関係部次長と気象の状況及び通報の内容を検討し、必要と認めるものについては市長に報告するとともに、電話・庁内放送等により職員に伝達する。

(3) 地震情報が発表されると予想される時期に停電した場合は、市役所の高度情報通信ネットワークを利用し、県から発表される地震情報等が遅滞なく受領できるようにする。

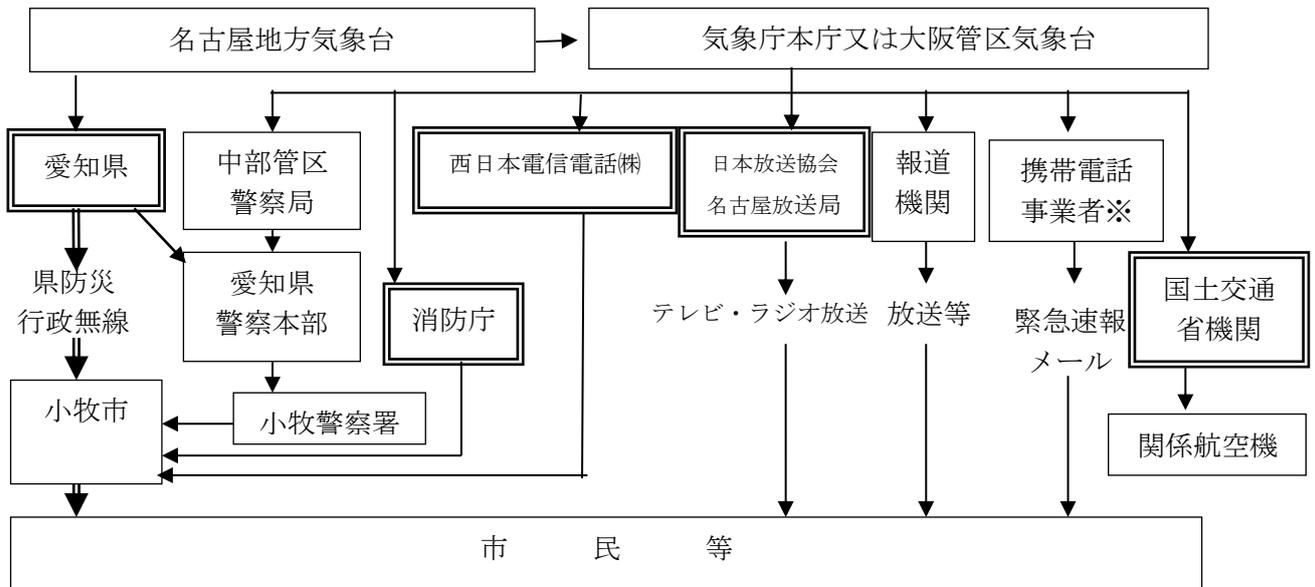
(4) 各次課長は、市民生活部長又は庁内放送により地震情報等の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、必要により市民、市内の

官公署、学校、その他関係先へ所要の連絡を行うものとし、主な方法は次による。

- ア 電話・ファクシミリによる（官公署、施設等）。
- イ サイレンによる。
- ウ 広報車による。
- エ 自治会、自主防災組織等を通じる。

4 地震情報等の伝達

(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。



(注)

1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 気象庁本庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(2) 地震情報等の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。また、受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。

(3) 県において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

震度情報ネットワークシステム情報の伝達系統図



5 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市役所、消防署、警察署及びこれらに勤務する職員に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

実施責任者	(1) 市長 (すべての災害の場合) (2) 知事又は知事の命を受けた職員 (水防法、地すべりの場合) (3) 警察官 (すべての災害の場合) (4) 自衛官 (")
実施担当	関係各課、消防署、自衛隊、警察

1 市における措置

(1) 避難の指示等

ア 避難情報

地震情報等を覚知した場合、市長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、地震警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、地震等の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

地震等に伴うその他の災害により、人命及び身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められる時は、市長は、避難のための立退きを指示する。

なお、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、災害対策基本法第60条第5項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。

市長が不在のときは、地方自治法第152条により、副市長等が避難指示を行う。

なお、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における提供に努める。

イ 高齢者等避難

市民に対して避難準備 (家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備) を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に高齢者等避難開始 (早めの段階で避難行動を開始すること) を求める。

また、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定避難所等を開設する。

ウ 屋内避難

周囲の被害状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

エ 対象地域の設定

避難情報の発令にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告 (災害対策基本法第60条第4項)

(1) により、立退きを指示又は勧告した場合は、直ちに知事に報告する。



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

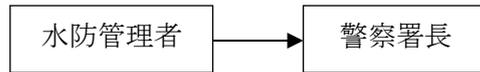
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

(1) 地すべりのための指示

知事等は地震に伴う地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の市民に対し立退きを指示するものとする。

(2) 通知（地すべり等防止法第25条）

地すべり等防止法の規定により立退きを指示した場合は直ちに警察官に連絡する。

(3) 市長への助言

知事は、市長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

(4) 市長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示等を行う。

4 警察（警察官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

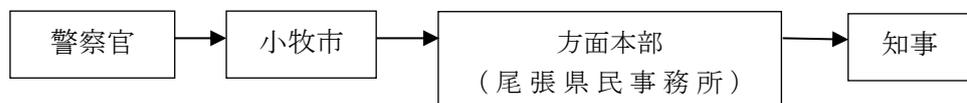
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

(3) 報告・通知等

(1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



(2) の場合（通知及び報告・法第61条第3項及び4項）



5 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 警察官職務執行法第4条による措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、4（1）「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



6 避難の指示の内容

市長又は警察官・自衛官（以下「指示者」という。）は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

7 避難の措置と周知

市は、速やかに関係各機関に連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 市民に対する周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段としては、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、広報車の巡回、地震防災信号（サイレン）、警鐘、あるいは自主防災組織・自治会を通じた電話連絡や戸別伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。また、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

(2) 関係機関の相互連絡

県・市・警察・自衛隊は、避難の措置を行ったときは、その内容について相互に連絡通報する。

第3節 住民等の避難誘導等

実施担当	関係各課
------	------

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員・消防職員・警察官・自衛官等は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとに集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委

員や地域住民と連携して行うものとする。

- (4) 避難場所等に避難した者のうち、住居等が滅失する等、引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児等に配慮して収容保護するものとする。
- (5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者への避難支援

(1) 避難支援の方法

ア 地域住民の協力による支援

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。なお支援の際は、避難支援等関係者の安全の確保に十分留意するものとする。

イ 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メール、SNS等のインターネットサービスを通じた情報提供など複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用

ア 避難行動要支援者の安否確認等

避難行動要支援者の安否確認・避難誘導を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。また平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で安否確認等を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

イ 名簿情報の守秘義務等

提供された名簿情報は、避難支援以外の目的に使用しないための措置を講じる。

ウ 避難後における対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。また、その移送方法や見守り体制について整えておくものとする。

3 学校等の避難対策

(1) 避難誘導

児童、生徒等を収容する学校、その他の施設の引率者は、施設の長の指示を的確に把握して、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

(2) 移送の方法

ア 区又は地区別に班を編成して、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

イ 車両、舟艇等による移送を必要とする場合は、市の計画に合流し、市長の指示により移送する。

4 病院等の避難対策

(1) 避難誘導

病院等の管理者は、あらかじめ担架を必要とする患者と自力で避難できる患者とに分け、自治組織を編成させて、老幼婦女子を優先して誘導する。

(2) 移送方法

病院等の管理者は、入院患者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率者として、直ちに移送を行う。

(3) 避難所の確保

病院の管理者は、災害時における患者の避難所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押し車等を確保し、保管場所を定めておく。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保すると共に、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、市及び各防災関係機関は広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○被害状況等の情報収集及び県への報告	—————▶		
	○即報基準に該当する災害の報告	—————▶		
	○住民への災害広報	—————▶		
	○相談窓口等の開設	—————▶		
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力	—————▶		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の 収集・伝達	市	1 (1) 被害情報の収集 1 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1 (3) 行方不明者の情報収集 1 (4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 1 (5) 伝達要領 1 (6) 被害状況等の相互伝達 1 (7) 被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	1 通信手段の確保
第3節 広報	各防災関係機関	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	各機関	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動へ

区分	機関名	主な措置
		の協力 3 (2) 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

実施担当	防災危機管理課、消防署、その他の情報の伝達については各機関
------	-------------------------------

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市長は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の当該市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

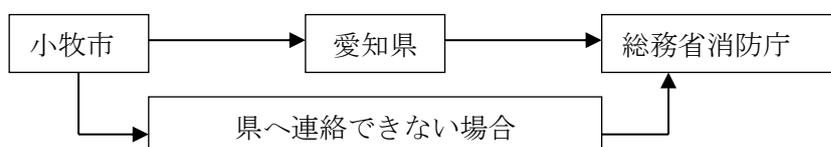
(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

市は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で附属資料様式3-1により、その第1報を県に報告するものとし、以後判明した事項から随時報告する。（第1報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（県即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第1報を、直接消防庁に対しても原則として30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

ア 県及び消防庁への連絡先



イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況	被害状況、応急対策状況（全般）	様式第3-1・3-3によること
人・住家被害状況	人的被害、住家被害	様式第4によること
	避難状況、救護所開設状況	様式第5によること
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等、砂防被害	様式第6によること (確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式による)
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力・ガス・水道施設被害	

※様式は附属資料参照

(5) 伝達要領

伝達要領については、附属資料を参照。

附属資料	様式第3-1号 災害概要速報 様式第3-3号 災害発生状況等（速報、確定報） 様式第4号 人的被害 様式第5号 避難状況・救護所開設状況 様式第6号 公共施設被害 7.2.1 伝達要領（被害の伝達要領） 7.2.2 被害判定基準 7.2.3 住家の被害認定基準
------	---

(6) 被害状況等の相互伝達

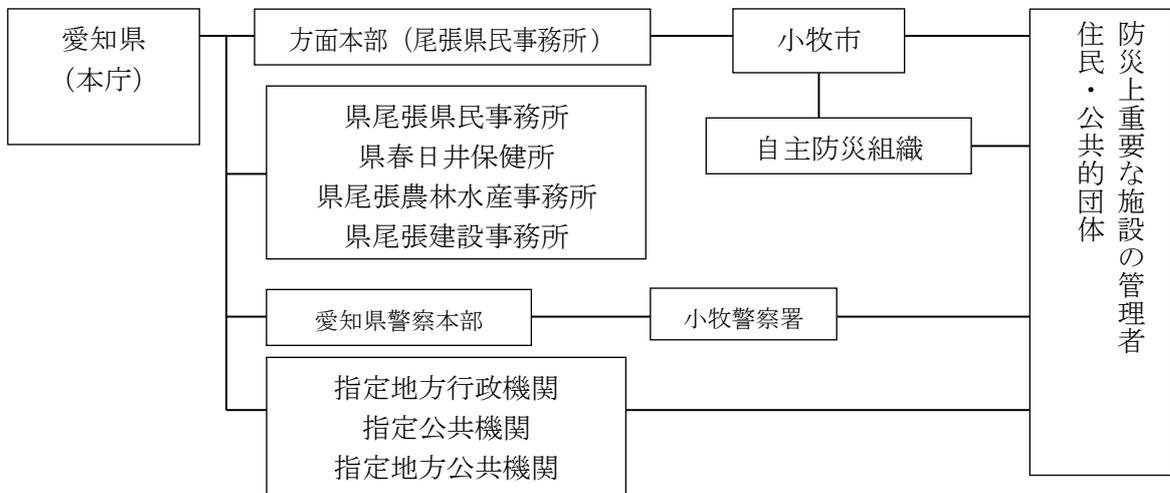
前各号に掲げる人・住家被害等、河川被害、貯水池・ため池被害、砂防被害、道路施設被害、水道施設被害をはじめ鉄道施設被害、電信電話施設被害、電力施設被害、ガス施設被害等の重要な被害状況については、各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況にかかわる情報を愛知県地域防災計画に定める機関に報告するほか、市内防災関係機関に対し相互に伝達するものとする。

(7) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



伝達系統図

- (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- (3) 情報の収集伝達については、本章に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む）の他、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取扱い、あるいは携帯電話を利用する。
- (4) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話にて防災関係機関相互の回線を確保する。
- (5) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (6) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (7) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められる時は、災害の規模の把握のため、必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市及び県は被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 その他の情報の収集伝達

市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、収集した被害状況等災害にかかわる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

5 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあっては、原則として県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

- (2) 県防災行政無線及び有線電話が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

6 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、貯水池、ため池、砂防被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

実施責任者	各機関
実施担当	防災危機管理課、消防署、関係各課、関係機関、各事業所

1 市及び防災関係機関における措置

(1) 通信連絡系統の整備

市は、県、他の市町村及び防災関係機関と、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線通じた通信連絡系統の適切な管理を行うとともに通信連絡系統の充実強化を推進する。

(2) 専用通信の利用

市及び防災関係機関は情報連絡手段として、無線又は有線を利用した専用通信を利用することとし、県は災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。

なお、通常はその設備を他人の通信のために使用してはならないことになっているが、災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要する場合は所定の手続きを経てこれを他人に利用させることができる。

(3) 防災相互通信用無線局の使用

市は、県及び防災関係機関と防災対策に関する通信を相互に行うために設置した防災相互通信用無線局を活用して、災害現場等での円滑な情報の受伝達を図る。

(4) 衛星通信施設の使用

市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。

(5) 同報無線の整備

市は、災害情報や応急対策の実施状況等について、住民に周知するため、同報無線を整備し、迅速な情報の伝達を図る。

(6) 移動系無線局の使用

各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

(7) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を

利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 災害の予警報（河川水位等）及び災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの

(エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの

(オ) 道路の復旧、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のため必要なもの

(カ) 県・市の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資資金の調達及び配分輸送に関するもの

イ 非常通信の発受

非常通信は無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また無線局の免許人は防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(8) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(9) 電話、電報施設等の優先利用

市は、県、他市町村及び防災関係機関と、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用するものとする。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（※22時以降から翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして、次の事項をオペレータに告げる。

- ① 非常扱いの電報の申込みであること。
- ② 発信電話番号と機関名
- ③ 電報の宛先の住所と機関名等の名称
- ④ 通信文と発信人名

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報

の次順位として扱われる。なお、申込みに当たっては（エ）の非常扱いの電報に準ずる。

イ 専用電話

災害時に通話連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる電話としては、警察電話、消防電話、鉄軌道電話、電気事業電話等があり、その利用方法は、一般電話に準じて行う。

(10) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、この場合、知事を通じて行うものとする。

なお、放送事業者との調整にあたっては、放送局ホットラインにより円滑な放送の依頼を確保する。

附属資料	2.3 通信施設・設備等
------	--------------

第3節 広報

実施責任者	各機関
実施担当	広報広聴課、秘書政策課

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できる限り相談窓口を開設し、被災市民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ ケーブルテレビ放送
 - ウ Webサイト掲載及びXなどのソーシャルメディアによる情報提供
 - エ 広報紙等の配布
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報車の巡回
 - キ 掲示板への貼紙
 - ク その他の広報手段

4 広報内容

(1) 広域災害広報

市以外の防災関係機関は次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 道路情報
- ウ 公共交通機関の状況
- エ 電気・ガス・水道等公益事業施設状況
- オ 給食・給水実施状況
- カ 衣料・生活必需品等供給状況
- キ 河川・橋梁等土木施設状況
- ク 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 地域災害広報

市は次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 交通状況
- エ 給食・給水実施状況
- オ 衣料・生活必需品等供給状況
- カ 地域住民の取るべき措置
- キ 避難の指示
- ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

- ア 各防災機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。特に避難情報等については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。
- イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報発信の活用

各防災機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Webサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- (ア) 災害関係記事又は番組
- (イ) 災害関係の情報
- (ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- (エ) 関係機関の告知事項

附属資料	7.7 広報文例
------	----------

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 大地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動が困難又は不可能な事態も考えられるので、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、平素から相互に協力し応急対策活動の円滑化を図るものとする。
- 市の地域にかかわる災害の防除及び被災者の救援等について、市の体制では十分に対処することができないときには、市長は、知事に対して自衛隊の派遣を依頼することができる。なお、当該要請ができない場合は、その旨及び市の災害状況を派遣命令者に通知することができる。陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。また、愛知県内に地震等による災害が発生した場合は、速やかに災害情報の収集に努めるとともに、知事の要請を受け又は特に緊急を要し、知事等の要請を待たずとも自主的に部隊を派遣して、人命救助活動等を実施する。航空自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 大地震により大きな被害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに越えることが予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互に活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。そこで、被災後の本市の自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループ等の受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 ○災害ボランティア支援センターの設置			
自衛隊	○災害派遣			▶
大阪航空局	○自衛隊への災害派遣要請			
防災関係機関	○相互の応援要請 ○資料・調査結果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼			▶

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1 (1) 知事等に対する応援要求等 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求等
	防災関係機関	2 (1) 防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 2 (2) 災害対策上必要な資料又は調査の成果に係る相互交換
第2節 応援部隊による広域応援等	県	1 緊急消防援助隊等の応援要請
	市	2 緊急消防援助隊等の応援要請
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	災害派遣要請者	2 自衛隊の派遣要請
	市	3 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第4節 ボランティアの受入れ	市	1 災害ボランティア支援センターの設置 2 コーディネーターの役割 3 NPO・ボランティア関係団体等との連携
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 応援及びボランティアの防災活動拠点の確保
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域応援	市、県、防災関係機関	(1) 緊急輸送ルート確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給

第1節 応援協力

実施担当	防災危機管理課、消防署、関係各課
------	------------------

1 市における措置

市長は、市域内における災害対策を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対し応援を求める場合は、あらかじめ相互に要領等を明記した応援協定を締結しておく。

(1) 知事等に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

県からの派遣職員（災害応急対策要員）は災害対策本部と調整し、又は災害対策本部の指示を受け、被害状況の現地調査や災害応急対策活動等を行う。

(2) 他の市町村長に対する応援要求等（災害対策基本法第67条）

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長はあらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応

援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請又は応急措置の要請を行う。

(2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 経費の負担

(1) 応援を受けた際における経費の負担については、「災害対策基本法施行令」、協定書及び要綱の定めるところによる。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、市、県をはじめ防災関係機関は政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

附属資料	5.1 協定等
------	---------

第2節 応援部隊等による広域応援等

実施担当	消防総務課、消防署、関係機関
------	----------------

1 県における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、県内における大規模災害発生に際し、消防庁長官に対して、人命救助活動等に当たる緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の援助要請を行うものとする。

また、愛知県消防応援活動調整本部を県庁に設置し、緊急消防援助隊及び愛知県内広域消防相互応援協定に基づく消防活動の調整等を実施するとともに、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受入れ体制を早期に確立するものとする。

その際、南海トラフ地震など個別の緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランに基づく活動が進められる場合や、最大震度に応じた迅速出動が行われる場合には、地震発生直後のより早い段階から受け入れ体制の確立を図るものとする。

2 市における措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長等(市長から委任を受けた消防本部の長を含む)は、大規模な災害等が発生した場合は、知事に対して愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。なお、その要請の手順については、「小牧市消防

本部受援計画」に定めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊等の応援部隊の受入れ

ア 緊急消防援助隊の派遣の決定を受けた市消防本部は、応援都道府県大隊等及び指揮支援隊を受け入れるため、速やかに次の各号の措置を行うとともに、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- (ア) 調整本部等への情報提供
- (イ) 市進出拠点及び宿営場所等の選定
- (ウ) 調整本部への本部員の派遣
- (エ) 県進出拠点への職員派遣
- (オ) 指揮支援本部等の設置場所の確保
- (カ) 応援都道府県大隊等への情報提供

イ 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次の事務をつかさどる。

- (ア) 被害情報の収集に関すること。
- (イ) 被害状況並びに受援消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (ウ) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (エ) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

ウ 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛官、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとする。

3 応援要員の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに当たり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

実施担当	環境対策課、自衛隊
------	-----------

1 自衛隊における措置

(1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

(2) 陸上自衛隊第10師団長等は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

(3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(4) 要請（調整）先及び担任地域

要請（調整）先	所在地	担任地域	電話番号
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 600 (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上
陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)
海上自衛隊 横須賀地方総監	神奈川県横須賀市 西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721

※ただし、県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡調整は第35普通科連隊

(5) 災害派遣の活動範囲

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な防火用具等をもって消防機関に協力して消火に当たるが消火薬剤等は、通常機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

	この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる

(6) 連絡要員の派遣

自衛隊は、災害派遣要請を受けたときは、又は災害派遣要請を受けることが予想されるときは必要に応じて、県災害対策本部に連絡要員を派遣する。

2 災害派遣要請者（県知事）における措置

(1) 措置

ア 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の依頼を受けたとき、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続きをとる。

また、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を要請し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

イ 災害派遣要請者は、市長又は関係機関の長の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに撤収要請を行う。

3 市における措置

(1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣要請依頼書（様式第58号）により自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

この場合において、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

附属資料	様式第 58 号 部隊等の派遣要請書
------	--------------------

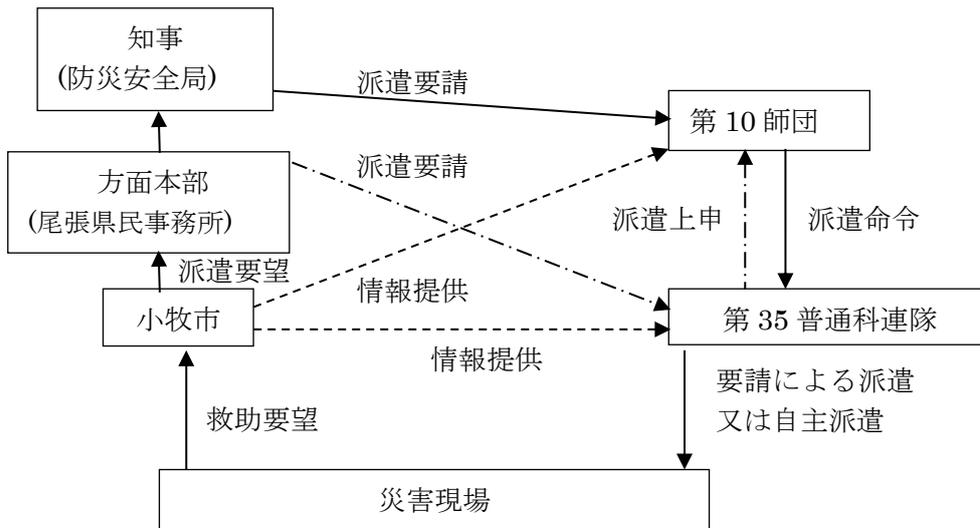
(2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(3) 市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(4) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請依頼書（様式第59号）を提出し、撤収要請を依頼する。

附属資料	様式第 59 号 災害派遣部隊撤収要請書
------	----------------------

4 災害派遣要請等手続系統



(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。

5 災害派遣部隊の受入れ

市長は、災害派遣部隊を受入れるときは、次の点に留意して、派遣された部隊の活動が十分に達成されるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することのないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、ヘリポート可能箇所の選定基準に留意し、次の事項を準備する。

ア 事前の準備

- (ア) ヘリポート用地としての基準をみたま地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- (イ) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を用意する。
- (ウ) 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (エ) 自衛隊があらかじめ行うヘリポートへの調査・離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入れ時の準備

- (ア) 着地点には、基準のH記号を風と平行に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹流し（消防本部保管）を掲揚する。
- (イ) ヘリポート内の風圧で巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (ウ) 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (エ) ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実

- 施する。
- (オ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- (カ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

附属資料	2.5.3 ヘリポート可能箇所 2.5.4 ヘリポート可能箇所の選定基準
------	---

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く)汚物処理料、電話等通信費(電話設備費含む)及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借り上げ、その他運搬、修理費
 - エ 県・市が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入れ

実施担当	福祉総務課、防災危機管理課
------	---------------

1 市における措置

- (1) 市は、小牧市社会福祉協議会と協同で大規模災害の場合は、小牧市市民会館・公民館に、小規模災害の場合は、小牧市総合福祉施設ふれあいセンター内に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置される広域ボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。
- (2) 災害ボランティア支援センターに配置された行政職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材や消耗品の確保・提供等の支援を行うものとする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 小牧市災害ボランティア支援センターのコーディネーターは、ボランティアの受入れ(受付、受給調整等)やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、災害ボランティア支援センター(市・社会福祉協議会)を通して、各関係機関・ボランティア団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるよう努めるものとする。
- (3) ボランティアは、大きく分けて、一般労力提供型ボランティアと専門技術型ボランティアに区分することができ、専門技術型ボランティアについては、それぞれの団体の技能に応じた活動を依頼するものとする。一般労力提供型ボランティアの活動内容は、復旧現場における危険の伴わない軽易な作業が中心となる。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

附属資料	5.1.28 災害時におけるボランティア活動に関する協定
------	------------------------------

第5節 防災活動拠点の確保等

実施担当	防災危機管理課
------	---------

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

2 防災活動拠点の確保

(1) 地区防災活動拠点

市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点	
設置主体	市町村	県及び政令市	県及び政令市	県				
災害想定 の規模	市区域内 ・林野火災 ・局地的な 土砂災害 等	複数の市町村 に及ぶ災害 ・相当規模の 林野火災 ・相当規模の 風水害、土砂 災害等	広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			広域の市町村 に及ぶ災害 ・大規模な地 震災害 ・大規模な風 水害等	
応援の規模	隣接市町等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等				
役割	被災市町内 の活動拠点	郡単位、広域圏 単位の活動拠 点	広域、全県的な 活動拠点	全県で中心 となる活動 拠点	主に空輸さ れる要員、 物資の集積 拠点	海上輸送さ れる要員、 物資の揚 陸・集積拠 点	広域、全県的な 活動拠点	
拠点数	市で1か所 程度	郡又は圏域単 位で1か所程 度	県内に数か所 程度	県内に1か 所程度	県内に1か 所程度	県内に3か 所程度	県内に4か所	
要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中 型ヘリコプ ターの離着 陸が可能	3ヘクタール程 度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能	10ヘクタール 程度以上 中型ヘリコプ ターの離着陸 が可能で、複数 機の駐機が可能	30ヘクタ ール程度以 上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、相当機 の駐機が可能	中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、相当機 の駐機が可能	ストックヤ ード 10ヘクタ ール程度以 上	1ヘクタール程度 以上 大型・中型ヘリコ プターの離着陸が可能
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊施設 等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路	耐震岸壁 1万トン級以上の船舶の 係留施設	倉庫等

附属資料	7.1.4 市防災活動拠点
------	---------------

表2 南海トラフ地震における広域応援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊の派遣機関
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
	航空機用救助活動拠点 救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村

海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

表3 「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画

分類	機能
前進拠点	東海地震警戒宣言時に、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点
進出拠点	地震発生後、各部隊が被災地に進出する際、強化地域内等の拠点に一時集結する拠点
活動拠点	部隊が被災地において活動するに当たり、宿営等を行う拠点
広域物資拠点	非被災地域から物資を輸送する拠点

第6節 南海トラフ地震発生時における広域受援

1 市、県、防災関係機関における措置

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市は、県及び防災関係機関と連携して、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的な要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに知事の事務の一部を行うこととされた市長）、警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。社会通念上明らかな死者の収容先として、市民班へ遺体の仮安置所の設置を要請する。
- 救出に当たっては、要配慮者を優先する。
- 愛知県では、発災直後に上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを用いた活動体制を整備している。救出・救助活動の実施に当たっては、この防災ヘリコプターの活用を考慮する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請			
警察	○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達			
中部地方整備局、 高速道路会社	○救出・救助活動拠点の確保			
関係機関	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	2 (1) 救出活動 2 (2) 他市町村又は県への応援要求 2 (3) 広域的な消防部隊の応援要請 2 (4) 派遣された緊急消防援助隊の指揮
	中部地方整備局、 高速道路会社	3 救出・救助活動拠点の確保
第2節 航空機の活用	市	1 防災ヘリコプターの応援要請
	県	2 航空機の運用調整

第1節 救出・救助活動

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長） 警察
実施担当	消防総務課、消防署、市民病院

1 予想される被害・状況等

地震災害においては、倒壊家屋等の下敷き、地下店舗やビル等での孤立、車両事故等による負傷者等、救出を要する事故が多発するものと予想される。

2 市における措置

- (1) 市は、警察と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「愛知県消防広域応援基本計画」、「災害時における相互応援に関する協定」（尾張北部広域行政圏）、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」及び「小牧市消防本部受援計画」の定めるところにより要請する。
- (4) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長等（市長から委任を受けた消防本部の長を含む。）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。
- (5) 消防署における救助・救急の活動体制

消防署は、小牧市消防計画第1章地震対策計画に基づき、地震発生から72時間の初動体制における消防本部及び消防団が行う初動対応要領について定めた震災消防計画のとおり、活動を行うものとする。

ア 地震発生当初の活動体制

地震発生当初は原則として救急隊等による署所周辺の救助・救急活動を行いつつ、大規模な要救助事案の発見に努め、更に受入病院を把握するなど、順次広範囲の救助・救急体制を図るものとする。

イ 火災発生が少ない場合の体制

地震発生後の火災発生が少なく、かつ、少数の部隊で十分防御が可能と判断された場合は、救助・救急体制を充実させるものとする。

ウ 救助・救急事案を発見するため、出火防止を広報中の広報担当、情報収集担当、参集職員、一般通行人、警察官等から情報を収集する。

エ 活動優先

下記優先順位に基づき活動するものとするが、軽症者等人命に直接影響のない者については、できる限り自主的な処置を行わせるものとする。

- (ア) 火災現場付近の優先
- (イ) 重症者の優先
- (ウ) 多数人命危険対象施設の優先
- (エ) 要配慮者の優先

(6) 出動途上の留意事項

ア 出動途上においては、相当数の負傷者と遭遇することが予想されるが、活動優先を念頭におき、毅然とした態度で臨むものとする。また、軽症者については、自ら可能である応急手当は自ら実施させ、付近の住民等に依頼できる応急手当は住民に依頼し、それ以外の事案は消防等で対応するものとする。

イ 出動途上において、当該救助事案の情報よりも重度の救助事案を発見した場合は、臨機応変に対処するものとする。

(7) 救助現場における留意事項

ア 火災現場付近の救出

救助事案が火災現場付近と現場以外の場所にあった場合は、火災現場付近を優先救助するものとする。

イ 市民に対する協力要請

原則として重症者、中等症者は救助隊が救出し、救急隊が医療機関に収容するものとする。軽症者については一般市民に協力を求め、震度5弱以下の場合は付近の医療機関、震度6弱以上の場合は、市内に開設される医療救護所への搬送を依頼する。

また、負傷者が多数で救急隊等で手当てが困難な場合も同様とし、早期に多数の手当てができるよう、一般市民への協力要請に努める。

ウ 救助現場における情報収集

地震発生後においては、気象情報、余震情報、建物倒壊の物的情報、人的情報、危険物の漏洩等の情報、活動区域の情報、部隊の活動状況、活動危険現場等の情報収集に努め、安全管理上、緊急を要する情報については、時期を失することなく現場の指揮者に報告して、指示を受けるとともに指令センター、警防係通信担当、活動部隊間、活動部隊等との情報共有を図る。

エ 医療チームとの連携

大災害発生時には、日赤医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等が災害現場に駆けつけ、傷病者に対して救出現場からの救命治療が行われることがある。この場合は、救助活動を行う者はこれらの医療チームと連携をとり、医療チームの安全に配慮しながら活動する必要がある。

(8) 救護所の設置及び運営と支援

ア 救護所から医療機関へ傷病者を搬送する。

イ 配置する職員を確保できる場合に限り、救護所の開設、運営及びトリアージの補助を行うものとする。

ウ 各機関と連絡を密にして、相互協力した救護活動を行うものとする。

(9) 負傷者等の搬送

負傷者及び急病人等の搬送については、医療機関・救護所等と緊密な連絡のもとに搬送する。

3 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、拠点・救助活動への支援を行うものとする。

4 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「2 市における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長（救助実施市を除く。）への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。

第2節 航空機の活用

実施担当	消防総務課、消防署
------	-----------

1 市における措置

(1) 防災ヘリコプターを要請する場合は、次のような特性を踏まえて行うものとする。

- ア 上空からの被害状況調査、情報収集活動等
- イ 救助及び救急資機材等の救援物資並びに人員等の空輸
- ウ 上空からの災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 上空からの火災防御活動
- オ 上空からの救急救助活動

(2) 防災ヘリコプターの応援要請を行う場合は、名古屋市消防航空隊に対し、電話により次の事項を通報し、通報後、遅滞なく名古屋市消防航空隊に対し、航空機隊支援出動要請書をファクシミリにて送付するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 防災ヘリコプターが行う支援活動の内容
- ウ 災害の発生場所
- エ 災害発生場所の気象状態及び地形状況
- オ 離着陸場所の所在地及び地上支援の体制
- カ 指揮本部及び地上支援隊の無線呼出し名称
- キ その他必要な事項

(3) 連絡先は、名古屋市消防航空隊及び名古屋市防災指令センターとする。

ア 一般連絡用

(名古屋市消防航空隊)

電話 0568-28-0119 F A X 0568-28-0721

イ 災害要請用

(ア)名古屋市消防航空隊【8時45分～17時30分】

電話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721

(イ)名古屋市防災指令センター【17時30分～8時45分】

電話 052-961-0119 F A X 052-953-0119

(4) 要請によって知事が防災ヘリコプターを出動させるのは、次の要件の内の一つに該当するときである。

- ア 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- ウ その他救助救急活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(5) この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」及び「名古屋市航空機支援

出動要請要領」の定めるところによる。

2 航空機の運用調整

(1) 航空運用チームの設置

県は、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機を最も有効適切に活用するため、必要に応じて、県災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する部署（航空運用チーム）を設置する。

(2) 参画機関

航空運用チームには、警察、消防、中部地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得る。

(3) 調整事項等

航空運用チームにおいては、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の活動エリアや任務の調整などを行うとともに、必要に応じて、次の業務を行うものとする。

ア 自衛隊による局地情報提供に関する調整

イ 国土交通省に対する「航空情報（ノータム）の発行」依頼

また、緊急用務空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

なお、政府の現地対策本部が設置されている場合には、同本部と連携するよう留意する。

附属資料	2.5.3 ヘリポート可能箇所 5.1.10 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定
------	---

第6章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震による各種災害の防止と同時多発火災の消火を基本方針とするもので、人命の安全に直接関係する地域の優先防御と市民生活に直接影響する施設等の優先防御等、消防の全機能を効率的に発揮し、実効のある消防活動を展開し、市民の生命、身体及び財産の安全確保と被害の軽減を図るものとする。また、この種の災害においては、広報、交通、避難、救助救護等、総合的施策との関連が極めて重要であることから、各防災関係機関との密接な連携を保ち活動する。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の火災防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災全体状況の把握・対応 ○ 大震火災防御計画の樹立 <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な消防部隊の応援要請 ○ 被害状況の把握及び県への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援の必要性等の県への連絡 ○ 周辺住民等への情報提供 			
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災その他災害の防御 			
事業所の所有者、管理者又は占有者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集及び防災要員の確保 ○ 応急措置及び通報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報提供及び広報 			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 消防活動	市	3 (1) 大震火災防御計画の樹立 3 (2) 広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	4 (1) 延焼火災その他災害の防御
第2節 危険物施設対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	2 (1) 情報収集及び防災要員の確保 2 (2) 応急措置及び通報 2 (3) 情報の提供及び広報
	市	3 (1) 被害状況の把握及び県への連絡 3 (2) 応援の必要性等の県への連絡
第3節 高圧ガス大量 貯蔵所対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	2 (1) 応急措置・通報等 2 (2) 緊急措置を実施及び二次災害の防止 2 (3) 地震防災体制の確立 2 (4) 高圧ガス製造設備の運転停止

区 分	機関名	主な措置
		2 (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 2 (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策 2 (7) 広報
	市	3 (1) 被害状況の把握及び県への連絡 3 (2) 応援の必要性等の県への連絡
第4節 毒物劇物取扱 施設対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	2 (1) 応急措置・通報等 2 (2) 被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提供
	市	3 (1) 被害状況の把握及び県への連絡 3 (2) 応援の必要性等の県への連絡 3 (3) 事故処理剤確保の県への要請 3 (4) 周辺住民等への情報提供

第1節 消防活動

実施担当	消防総務課、消防署、消防団
------	---------------

1 消防力の現況

大地震による火災に対応する現有消防力は、附属資料に示すとおりであるが、火災の発生件数によっては消防力が劣勢となることが予想されるため、人命が危険にさらされる可能性が大きい地域の優先防御等、部隊の効率的な運用によりこれを補うものとする。

附属資料	2.2 消防施設・設備等
------	--------------

2 計画目標

(1) 消防隊の部隊運用

大地震の発生により火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合は、「小牧市地域防災計画」の定めるところにより、災害活動に専念するものとし、その組織は本計画によるほか「震災消防計画」の定めるところによる。

(2) 初動体制

ア 地震火災発生に伴う即時出動が可能な部隊は「震災消防計画」の定めるところによる。

イ 地震発生後60分以内に参集した職員により編成する部隊は、警防班、救助救急班、応援隊受入れ班及び通信記録班である。

3 市における措置

(1) 大震火災防御計画の推進

ア 大震火災防御優先方策

(ア) 避難地及び避難道路確保防御の優先

火災が同時に多発し、早期に市民の生命に危険を及ぼすことが予想された場合は、避難者の安全確保防御を優先とする。

① 重要地区防御の優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先防御し、消防効果の実をあげる。

② 消火可能地域の優先

同地域に複数の火災が発生した場合は、消火可能地域を優先した防御を行

う。

③ 市街地防御の優先

工場、多量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の防御を優先し、それらを鎮圧させた後に部隊を結集し集中防御を行う。また、中高層建物から出火した場合は、人命救助を優先とした防御を行う。

④ 火災防御の優先（複合災害発生時）

火災発生と同時に水災（地下水の噴き上げ）等が発生した場合は、原則として火災防御活動を優先とする。

イ 大地震発生時における部隊運用

震度5弱以上の大地震が発生した場合は、「震災消防計画」によるものとする。

- (2) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。

4 消防団における措置

(1) 消防団活動の基本方針

消防団は、地域に密着した防災関係機関として、次により出火防止をはじめとする市民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団は班単位で消火・救助救急活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

(2) 基本的活動事項

- ア 各地域における災害防除活動
- イ 各地域における初期消火活動と指示
- ウ 各地域における救助・救出活動
- エ 各地域における火災の発見及び消火活動
- オ 各地域における広報及び避難誘導指揮
- カ 各地域における情報収集活動
- キ 各地域における行方不明者及び遺体の搜索活動
- ク 消防署活動隊への協力

(3) 活動要領

ア 消防団員は、市民に最も密着した地域のリーダーとして災害防除に当たるものとし、活動の最大目標は、人命救助、出火防止及び初期消火である。このことから下記の事項に留意して活動するものとする。

- (ア) 人命救助及び初期消火活動は、団員がその地域のリーダーとして自主防災組織等を指揮し、活動に当たる。
- (イ) 住宅密集地域は特に延焼危険が大きいため積極的に出火防止を図る。
- (ウ) 避難又は防災活動上支障となる路上に持ち出された物品は、着火物となる危険性があるため、搬出物品の整理と警戒を所有者に指示する。
- (エ) 避難の必要がある場合は、市民に対し、避難道路及び避難場所を明確に指示する。
- (オ) 災害対策本部等から応援要請を受けた場合は、消火活動に協力するものとする。
- (カ) 消防隊が活動中に移動命令を受けた場合、又は延焼阻止後、他の火災に移動した場合は、残火処理に当たるものとする。

第2節 危険物施設対策計画

実施担当	事業所、予防課
------	---------

1 予想される被害・状況等

本市の危険物施設は点在する工場内等に貯蔵されており、危険物の性質上地震が発生した場合、火災、爆発、流出及び漏洩等の事故が発生し、当該事業所のみならずその周辺にも大きな被害を及ぼすことが予想される。

2 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

附属資料	4.1 石油類大量保有事業所 4.2 危険物施設倍数別状況
------	----------------------------------

3 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

実施担当	事業所、予防課
------	---------

1 予想される被害・状況等

高圧ガス製造施設（貯蔵所を含む。以下同じ。）は、十分な耐震設計がされており、過去の震災例からみて、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。しかし、液化現象等により、配管、弁類等が損傷を受け、ガス漏洩等の異常事態が発生することも予想される。

2 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施す

るものとする。

- (2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発等の二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。
- (3) 地震防災体制の確立
- ア 防災組織の確立
- 地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報等の地震防災組織を確立する。
- イ 情報の収集伝達
- 地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに災害報道等により、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況等必要な情報を収集し、事業所内各部に伝達する。
- また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。
- (4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止
- 大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガスの製造設備の運転を緊急停止する。
- (5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検
- 高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。
- (6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策
- ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏洩等の災害の有無について迅速に一時点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。
- イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏洩点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。
- (7) 広報
- 地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合、又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

附属資料	4.4 消防活動阻害物質（圧縮アセチレンガス等取扱・貯蔵事業所：1 t 以上）
------	---

3 市における措置

- (1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

実施担当	事業所、予防課、環境対策課
------	---------------

1 予想される被害・状況等

屋外の毒劇物貯蔵タンク設備は、事故時の流出を防止するための防液堤等の設備が設けられており、通常の震災では、大規模な被害を受ける可能性は少ないと考えられる。しかし、激甚な大規模災害時において、貯蔵タンク、防液堤等の設備が破壊した場合

には、毒劇物の外部への流出が予測される。

2 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

- (1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)(3)の措置を実施するものとする。
- (2) 毒劇物貯蔵設備が被害を受け、毒劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。
- (3) 中和処理等事故処理剤の確保が重要になる。したがって、市は県と連携を保ち、不足する場合は県に支援要請を行い、周辺住民に被害が及ばないように努める。

3 市における措置

- (1) 市は、地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。
- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、当該施設の従業員、周辺住民等に被害を及ぼしたり、不安をあたえるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。
- (5) 上記の対策を行うほか、市が県内において事故処理剤が調達できない場合は、県は隣県及び国へ協力要請を行う。

附属資料	4.3 消防活動阻害物質（毒物・劇物貯蔵事業所）
------	--------------------------

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院その他医療機関等との広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 保健医療調整本部及び尾張北部医療圏保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。
- 災害により医療・助産機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、応急的に医療を施し、また助産に関する処置を必要とするので、その方法について定めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○ 尾張北部医療圏保健医療調整会議への参画 ○ DPAT派遣要請 ○ 保健活動及び心のケア ○ 防疫組織の編成 ○ 防疫活動 			→
愛知県春日井保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 尾張北部医療圏保健医療調整会議の設置 			
地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ○ 尾張北部医療圏保健医療調整会議への参画 ○ 臨機応急な医療活動 ○ 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送 ○ 災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入 			
DMAT指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動 	→		
日本赤十字社愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 尾張北部医療圏保健医療調整会議への参画 ○ 医療救護活動の実施 			→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	2 (1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保 2 (2) 尾張北部医療圏保健医療調整会議への参画
	地元医師会、災害拠点病院、災	3 (1) 尾張北部医療圏保健医療調整会議への参画 3 (2) 臨機応急な医療活動

区分	機関名	主な措置
	害拠点精神科病院	3 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送 3 (4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入（災害拠点精神科病院）
	DMA T 指定医療機関	4 DMA T の活動
	日本赤十字社愛知県支部	5 医療救護活動の実施
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された市長）
実施担当	保健センター、市民病院、関係各課

1 予想される被害・状況等

地震災害時には、窒息死、失血死、焼死等も予想され、外傷、骨折及び火傷等傷害の種類が多く、一方入院を必要としない軽い者から、すぐ応急処置をしなければならない者、重傷で搬送に堪えない者、その程度もまちまちであると思われる。

また、震災時においては、医療機関そのものが、災害により本来の機能を発揮することが不可能となり、まず交通麻痺により医療救護班の派遣及び患者輸送の困難等いろいろの問題があり、救急対策は難渋することが考えられる。

2 市における措置

- (1) 市は、愛知県春日井保健所が設置する尾張北部医療圏保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。
- (2) 市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、「小牧市災害時医療救護所開設運営マニュアル」に基づき、指定された救護所を開設し、協定に基づき必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。

附属資料	7.1.6 救護所指定施設
------	---------------

3 地元医師会等、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 地元医師会等、災害拠点病院は、尾張北部医療圏保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、地元医師会及び付近の災害拠点病院が臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、被災地からの重傷患者等の受入れ拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

4 DMA T 指定医療機関における措置

DMA T 指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（DMA T）は、DMA T 活動要領に基づき活動を行う。

5 日本赤十字社愛知県支部における措置

日赤愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

6 その他の医療救護関係機関における措置

要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

7 医療救護班の編成及び派遣

- (1) 災害に基づく医療は原則として、医療救護班によって行うものとする。
- (2) 市長は、状況に応じて必要な医療救護班を順次現地に派遣する。
- (3) 医療救護班は、原則として、医師2人又は3人、看護師2人又は3人、事務員1人又は2人とする。
- (4) 医療救護班等は、指定された救護所にて医療救護活動を行う。また、必要に応じて巡回救護を行うものとする。
- (5) 重症患者等で設備、資材等の不足のため医療救護班では医療ができない場合は、国立及び公立の病院、診療所並びに市内の私立病院及び開業医において入院治療を委託するものとする。
- (6) 災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ、日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、助産師会等へ応援を依頼する。
- (7) 助産については、医師の方法に準じて行う。
- (8) 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とする者については、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。
- (9) 医療救護班の活動に必要な医薬品、その他衛生機材は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。
- (10) 避難所が設置された場合は、医療救護班等による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

附属資料	5.1.12 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市医師会） 5.1.25 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市薬剤師会） 5.1.38 災害時の医療救護に関する協定書（小牧市歯科医師会）
------	---

8 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C Uへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

9 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医薬品その他衛生材料の調達は、市民病院及び薬剤師会が調達することを原則とし、現地において調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される尾張北部医療圏保健医療調整会議に調達の要請をする。

- (2) 尾張北部医療圏保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。
- 圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。
- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。
- (4) 県薬剤師会は市または県の要請に基づき医薬品等の供給及び支援薬剤師の派遣に協力する。
- (5) 保存血液については、市民病院が確保に努める。
- (6) 血液製剤の市内確保が困難な場合には、市外からの血液製剤の導入を図る。
- (7) 市は、緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による空輸を、県、警察又は自衛隊に要請する。
- (8) 市薬剤師会は、県、市及び市医師会と協力して避難所等において被災者に対する医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行う。

附属資料	7.3 医療機関
------	----------

10 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

実施責任者	知事、市長
実施担当	保健センター、環境対策課、ごみ政策課、リサイクルプラザ、関係各課

1 予想される被害・状況等

地震による災害によって環境が破壊され、また、被災者の病原体に対する抵抗力が低下することによって感染症等の疾病がまん延するおそれが生じる。

2 市における措置

市長は知事の指導及び地域住民の協力を得て次のことを実施する。

(1) 防疫組織

市は、県に準じて災害対策本部に防疫組織を設ける。

(2) 防疫活動

ア 市は、道路、溝きよ、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し清掃を行う。

イ 市は、被災の直後に環境保全推進員等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛

生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 臨時予防接種

市は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

(5) 生活の用に供される水の供給

第3編第1章第1節「給水」に準じて実施する。

(6) 広報及び保健指導

市は、県の協力を得て被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に務める。

(7) 自宅療養者等の避難確保

ア 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 県の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

3 食品衛生指導

県は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。

4 栄養指導

(1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

(1) 必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や歯科相談を行うとともに、保健師、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施する等、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともにさまざまな問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレス等心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行う等、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

市及び県は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 動物の保護

(1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

(2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

9 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種についての対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援要請する。

(3) 市は、応援要請があった場合は協力するものとする。

(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(5) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、DPATを派遣する。

(6) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。

(7) 県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。

(8) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣を要請するものとする。

(9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

附属資料	2.5.10 防疫用資機材
	2.5.11 防疫用薬剤

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

○ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
○ 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このため交通の円滑を期するよう道路、鉄軌道、空港等交通施設に対する応急措置、交通規制を中心に定めるものとする。
○ 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
○ 県、市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。
○ 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	○道路情報の収集及び関係機関との情報共有	→	→	→
	○一般通行者に対する情報提供	→	→	→
	○関係機関との情報交換	→	→	→
	○応急復旧対策の実施	→	→	→
空港管理者	○施設の使用停止	→	→	→
	○応急復旧活動	→	→	→
鉄道管理者	○応急復旧活動	→	→	→
	○応援要求	→	→	→
市	○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有	→	→	→
	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保	→	→	→
	○情報の提供	→	→	→
	○応援要求	→	→	→
	○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→	→	→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	警察	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 大震災発生時の交通規制計画 1 (7) エリア交通規制 1 (8) 交通情報の収集及び提供

区 分	機 関 名		主 な 措 置
	自衛官、消防吏員		2 警察官がその場にはいない場合の措置
第2節 道路施設対策	道路管理者		1 (1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立 1 (2) 災害対策用緊急輸送道路の確保 1 (3) 応急復旧活動
	市		2 (1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 2 (2) 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 2 (3) 情報の提供
第3節 空港施設対策	愛知県 名古屋 飛行場	(県) 名古屋 空港事 務所	2 (1) 施設の使用停止及び応急工事 2 (2) 輸送機能の確保 2 (3) 道路管理者への空港アクセス道路（緊急輸送道路）の機能確保要請
		自衛隊	3 航空交通の安全確保及び混乱の回避
第4節 鉄道施設対策	鉄道事業者		2 (1) 災害対策本部の設置 2 (2) 緊急対応措置の実施 2 (3) 応急復旧活動の実施
第5節 緊急輸送手段 の確保	市		1 予想される被害・状況等 2 (1) 輸送力の確保 2 (2) 輸送の方法 3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲 4 緊急通行車両の確認

第1節 道路交通規制等

実施責任者	(1) 応急措置 道路管理者、鉄道事業者 (2) 交通対策 道路管理者、県公安委員会（警察）
実施担当	農政課、道路課、区画整理課

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する場合は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であつて特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初期対応	交通情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・ 道路の損壊が認められる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連携及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入規制を行う。
第一局面（災害発生直後）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・ 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。 	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両も可能となった局面）	<p>第一局面において交通規制の対象として車両について、必要に応じた見直しを図る。</p>	

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。
- (5) 緊急通行車両の確認等
- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。
- (6) 大震災発生時の交通規制計画
- 大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。
- (7) エリア交通規制
- 被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。
- (8) 交通情報の収集及び提供
- 交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大震災が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や

周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って、車を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

実施担当	道路課
------	-----

1 道路管理者における措置

道路の管理者は、道路によりそれぞれ国、県、市等にわかれているが、災害時には各道路管理者及び関係機関が相互に協力して、適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止を図るとともに、緊急度の高い路線から重点的に応急復旧作業を行い避難救出、緊急物資の輸送、警察、消防活動等が円滑に行えるよう道路交通の確保を図る。

なお、緊急輸送道路の指定については、病院、浄水場、空港、広域避難場所等の施設等との有機的な連携を十分考慮し、災害対策活動の円滑化を図るものとする。

さらに、道路の復旧に当たっては、県の定める緊急輸送道路の復旧を支援するとともに、本市の指定する緊急輸送道路の復旧を道路管理者の立場から行うものとする。

(1) 交通混雑・被害状況の把握と連絡体制の確立

交通混雑及び被害状況を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は組織機能を有効に活用して、道路状況、被害状況を積極的に調査把握し災害対策本部に報告するとともに、関係機関に連絡する。

(2) 災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、次の災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。

ア 第1次緊急輸送道路

国の基幹道路である高速自動車国道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送道路

イ 第2次緊急輸送道路

市役所、病院等に通ずる導入幹線輸送道路

ウ 市指定緊急輸送道路

本市の指定する緊急輸送道路

(3) 応急復旧活動

ア 復旧順位

前項の緊急輸送道路の順位で災害の態様と緊急度に応じて各道路管理者の連携のもとに実施する。

イ 復旧資機材等の確保

市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立する。

ウ 復旧方法

(ア) 道路の段差、き裂は、砕石及び土砂で路面の応急復旧を行う。

(イ) 瓦礫等の道路上の障害物は、道路の路側に堆積し、交通の確保を図る。

(ウ) 落橋した場合には、応急対策として代替橋を確保するものとし、その他必要に応じH形鋼、覆工板により復旧する。

2 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通情報を速やかに把握する。

イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意して確保に努めるものとする。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

オ 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

第3節 空港施設対策

(愛知県名古屋飛行場)

1 予想される被害・状況等

航空保安施設の機能障害及び倒壊並びに滑走路、誘導路、エプロン等の陥没、き裂等が予想される。

2 県(名古屋空港事務所)における措置

(1) 施設の使用停止及び応急工事

県(名古屋空港事務所)は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置をとるとともに、応急復旧工事を実施する。

なお、必要があると認めるときは、自衛隊は、必要に応じてこれに協力する。

(2) 輸送機能の確保

被災時における医薬品、その他救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすものと想定されるので、その機能回復措置を速やかに講ずる。

(3) 道路管理者への空港アクセス道路(緊急輸送道路)の機能確保要請(飛行場復旧資機材の調達や帰宅困難者の帰宅支援に限る。)

3 自衛隊における措置

自衛隊は、県(名古屋空港事務所)が施設の利用を停止する措置をとった場合、又は台風、荒天等により空港内の航空機に被害が発生するおそれがある場合には、航空機(乗組員)に対し、必要な情報を提供する等により航空交通の安全確保及び混乱の回避に努める。

第4節 鉄道施設対策

実施担当	鉄道事業者
------	-------

1 予想される被害・状況等

(1) 線路

軟弱地盤上の施設に軌道のゆがみ、き裂、陥没、沈下等の被害が予想される。

(2) 橋梁・高架橋

橋台橋脚の一部には傾斜、沈下等の発生が予想され、さらに落橋の危険性もある。

(3) 建物

駅舎設備には、倒壊のおそれやプラットホームのき裂、沈下等の被害も予想される。

(4) 電力関係

電柱の傾斜、架線のし緩等のため電線混触及び活線接地による送電不能が予想される。

(5) 変電関係

構造物及び機器の損傷等が予想され、一部送電不能となるおそれがある。

(6) 信号関係

信号機柱、踏切警報機柱の傾斜、信号機器及び信号回路の損傷が予想される。

(7) 通信関係

支持物の傾斜等により、回線の一部不通が予想される。

(8) 列車

地盤の沈下、隆起等著しい変状のない限り列車の脱線、転覆等の大事故には至らないと予想される。

2 鉄道事業者における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

(2) 緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

(ア) 地震を感知したときは、橋梁上や地下部等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

(イ) 異常を認めたときは駅へ連絡する。

(ウ) 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内する。

(エ) 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

(ア) 地震発生に際し異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに列車の出発を見合わせる。

(イ) 列車の運転に必要な事項を乗務員に指示・伝達する。

(ウ) 駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め適宜旅客等に案内する。

(エ) 旅客等に対して駅員の指示誘導に従うよう案内する。

(オ) 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

(3) 応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときはマニュアルにより諸施設の担当係員が、点検、巡回、警備を行う。

イ 被害が発生したときは速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第5節 緊急輸送手段の確保

実施責任者	(1) 輸送力の確保 各機関 (2) 緊急輸送車両の確認 県、県公安委員会（警察）
実施担当	用地課、緊急通行車両確認の申請は防災危機管理課

1 予想される被害・状況等

大地震の発生に伴う家屋の倒壊、火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想される。このため、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が予想される。

2 市における措置

(1) 輸送力の確保

ア 災害輸送のための車両の確保、借上げは次の順位とする。

(ア) 市所有の車両

(イ) 公共的団体の車両

(ウ) 営業用の車両

(エ) 自家用の車両

イ 車両の確保、借上げの要請

市は運用又は調達する輸送用車両等で不足する場合は、次の事項を明示して県又は他市町村へ調達・あっせんを要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結の場所及び日時
- (オ) その他必要事項

(2) 輸送の方法

災害輸送は次のもののうち、最も適切な方法による。

- ア 自動車による輸送
- イ 飛行機及びヘリコプターによる輸送
- ウ 人力による輸送

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者。
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、本章第1節1（5）緊急通行車両の確認等に定めるところによる。

附属資料	様式第 49 号 緊急通行車両確認申出書
	様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書
	様式第 51 号 緊急通行車両の標章
	様式第 52 号 運行記録簿
	様式第 53 号 燃料及び消耗品受払簿
	様式第 54 号 修繕費支払簿

第9章 浸水対策

■ 基本方針

- 市及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」に準拠した上で実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○河川の点検及び応急復旧 ○情報の伝達 ○避難情報の発令・河川の監視、巡回			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 浸水対策	市	2(3) 点検及び応急復旧 2(4) 浸水対策資機材 2(5) 可搬式ポンプによる応急排水

第1節 浸水対策

実施担当	農政課、河川課
------	---------

1 予想される被害・状況等

堤防及び護岸にはき裂、傾斜等の被害が生じ、水門、樋門、樋管等については、地盤の不等沈下により門扉の操作不能、樋管の折損等が生じる。また、ため池の決壊は農地、農業用施設のみに留まらず、個人の財産や公共施設等に大きな被害を与えることが想定される。

2 市における措置

浸水対策については、「小牧市地域防災計画（風水害・原子力等災害対策計画）」に準拠して、次の事項を実施する。

(1) 監視及び警戒活動

地震の警戒宣言等が発令された時は、直ちに河川、ため池、堤防等を巡視し、既住の危険箇所、被害箇所、その他重要な箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

(2) 水門及び樋門の操作

水門及び樋門の管理者（操作管理者を含む）は、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

(3) 点検及び応急復旧

ア 地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、速やかに応急復旧を行うものとする。

イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行

われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、速やかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(4) 浸水対策資機材

ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備するとともに、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

イ 県は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため水防資機材を確保するものとし、市長から要請があった場合には、状況を勘案して応急支援する。

(5) 漏、溢水防止応急復旧活動

ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 県は、市等から要請があった場合、可搬式ポンプの貸付けを行う。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 市は地震災害のため現に被害を受け、あるいは、受けるおそれのある市民を一時的に収容するための避難所を必要に応じて開設する。また、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難拠点としての備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営 ○他市町村・県への応援要求 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等対策の実施 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制呼びかけ 			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%; border-bottom: 1px solid black;"></div> <div style="width: 5%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">→</div> <div style="width: 45%; border-bottom: 1px solid black;"></div> </div>
事業所等	○安否確認や交通情報等の収集及び従業員等の一斉帰宅の抑制			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	2 (1) 避難所の開設 2 (2) 多様な避難所の確保 2 (3) 他市町村又は県に対する応援要求 2 (4) 避難所の運営 3 広域一時滞在に係る協議等 4 災害救助法の適用
第2節 要配慮者支援対策	市	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障がい者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節	県、市	2 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報

区分	機関名	主な措置
帰宅困難者対策		及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 2 (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 2 (3) その他帰宅困難者への広報 2 (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
	事業者、学校等	3 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から通知された市長）
実施担当	自治会支援室、教育総務課、学校教育課、市民センター、関係各課

1 予想される被害・状況等

想定濃尾地震（内陸直下型地震）が発生した場合の被害予測調査結果（平成26年度）によると、建物被害は全壊2,676棟、半壊8,615棟と予測され、多数の避難者と帰宅困難者の発生が予想される。

2 市における措置

（1）避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（2）多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、住宅旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

（3）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

（4）避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には職員を常駐させ、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

また、詳細は、「職員初動体制マニュアル」に定めるものとする。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資等の数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障

があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者ニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

なお、Wi-Fi（無線LAN）が整備されている避難所については、Wi-Fi（無線LAN）を避難者に開放し、避難者自身がメールやSNS等による安否確認やWebサイトで災害情報の収集をできるように努めること。

キ 要配慮者への支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、地域奉仕団、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置をとること。

なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援に当たっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備

に必要な措置を講じること。

コ 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

サ 車中泊避難を行うためのスペース

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

ス ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。

また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

セ 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ア) プライバシーの確保状況

(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(ウ) 洗濯等の頻度

(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性

(カ) 食料の確保、配食等の状況

(キ) し尿及びごみの処理状況

(ク) 避難者の健康状態

(ケ) 指定避難所の衛生状態

ソ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

タ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

附属資料	7.1 避難施設等
------	-----------

3 広域一時滞在に係る協議等

(1) 市における措置

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項について助言を行う。

また、県は災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場合には、市に代わって協議を行う。(県もその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議等を代行する。)

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

実施担当	要配慮者対策は、以下の区分による。 障がい者・高齢者：福祉総務課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、介護保険課 外国人：多文化共生推進室
------	--

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の避難支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するも

のとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 自動翻訳機等の活用

ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策

実施担当	事業所、学校、関係各課
------	-------------

1 予想される被害・状況等

市内には、通勤・通学、出張、買い物、旅行等で多くの人々が流入してきており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難になる人々が多数発生することが想定される。

2 県及び市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

県及び市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

県及び市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストア等の徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

県及び市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要になった人等の対策

県及び市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった

人への救助対策、避難所等対策を図る。

3 事業者、学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○水・食料・生活必需品等の供給 ○他市町村・県への応援要求			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	2 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 2 (2) 断水が生じた場合の措置 2 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 2 (4) 取水及び浄水方法
第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊き出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	市	2 (1) 生活必需品の供給 2 (2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 給水

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	上下水道部

1 予想される被害・状況等

水道の普及率が高まり、飲料水の確保は水道以外に求めることがほとんど不可能な状態になっている。

大規模地震が発生した場合、水道水の輸送手段となるパイプラインのうち、強度が低下している老朽管での損壊が予想される。激甚な大規模地震が発生した場合は、さらに抜出防止機能のない継手部の離脱も発生し広範囲の断水が予想される。

水道水が普及しているだけにその影響は大きく、迅速な応急給水が必要となる。

2 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによって不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。
- (5) 市は災害時に備え、地震被害想定調査結果における想定濃尾地震の避難所避難者及び帰宅困難者数を基に、保存水（ペットボトル）の備蓄を行う。

3 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。
- (4) 応急給水量は、下に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～15日	100	おおむね100m以内	同上
16日～21日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓

- (5) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

4 応急給水体制の確立

- (1) 応急給水体制については、「小牧市水道事業地震防災応急対策要綱」に定めており、これに基づいて実施する。
- (2) 近隣市町との相互応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて実施する。

5 応援体制

- (1) 市は、市独自で飲料水の供給が困難であるときは、小牧市管工事業協同組合の他、水道災害応援締結水道事業者及び他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。また、小牧市水道事業地震防災応急対策要綱に基づいて措置を講じるものとする。
- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

附属資料	5.1.13 水道災害相互応援に関する覚書
------	-----------------------

第2節 食品の供給

実施責任者	(1) 応急配給 市長又は知事 (2) 炊き出しその他による食品の給与 市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	収税課、債権回収特別対策室、福祉総務課、農政課

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

- ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 玄米スナック、アルファ米など（市の備蓄物資から供給）

第2段階 パン、おにぎり、弁当など（協定締結業者等から物資の供給を受けることができる場合）

- ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、アルファ米など、その時に調達可能な食品を供給する。
- エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等に配慮するとともに、栄養バランスの取れた適温の食事の供給等質の確保にも配慮し、食品を供給する。
- オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達に当たっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

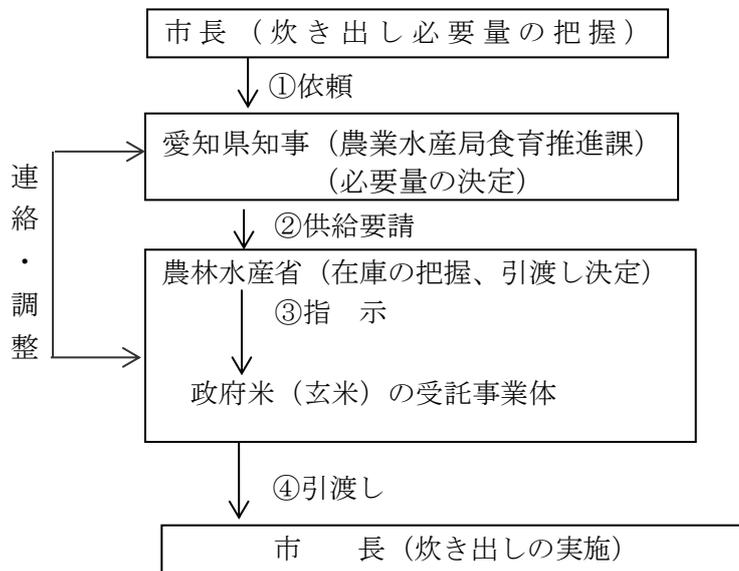
イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶等の場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設が

ない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

炊き出し用として米穀（精米）を確保する手順図



附属資料 5.1.19 災害時における物資調達に関する協定

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	福祉総務課

1 予想される被害・状況等

地震災害の場合は、広範囲にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、かつ物資の販売機構等の混乱により被災者を中心に生活必需品の援助・供給が強く求められるものと予想される。

2 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 市は、生活必需品の供給を行うことが困難な場合、隣接市町及び県に要請するもの

とする。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

3 生活必需品の供給

(1) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた者とする。床下浸水又は非住家に被害を受けた者は対象としない。

(2) 物資の調達及び供給

寝具、身の回り品、日用品等生活必需品は、物資管理班及び福祉班が協力して調達し、給与（貸与）については福祉班が行う。

実施に当たっては、災害の状況をよく把握して、調達すべき品目、数量、調達先、調達方法等を検討したうえで開始する。

(3) 必需品の給与の方法

被災者に対する生活必需品の給与（貸与）の方法は、原則として避難場所に収容している人を対象に実施するが、状況によっては、避難をせずに自宅に残っている人に対しても給与（貸与）しなければならない場合もある。

なお、被災者であっても、他からの寄贈等により特に不自由をしていない人については給与の必要がないので、他の被災者との均衡を考慮したうえで適切な措置をとる。

4 物資の調達

(1) 市は災害時に備え、地震被害想定調査結果における想定濃尾地震の避難所避難者及び帰宅困難者数を基に、生活必需品の備蓄を行うものとする。

なお、避難生活で特に重要となる仮設トイレも備蓄に努めるものとする。

(2) 市は迅速に生活必需品を調達できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

○ 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県警察	○地域安全活動の強化	→		

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止 対策	市	環境汚染防止
第2節 地域安全対策	警察	2 (1) 社会秩序の維持対策 2 (2) 広報、相談活動 2 (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	市	3 警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策

実施担当	環境対策課、ごみ政策課、リサイクルプラザ
------	----------------------

- 1 予想される被害・状況等
工場・事業所の損壊等により、有害物質が環境中に漏出し、二次的な災害及び環境汚染が発生することが予想される。
- 2 市における措置
被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第3項、水質汚濁防止法第14条の2等の規定に基づき事業者に事故時の措置を命ずる等、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を県に依頼する。

第2節 地域安全対策

実施担当	警察
------	----

- 1 予想される被害・状況等
大地震の発生により、死者、行方不明者、負傷者等の人的被害の発生、道路その他ライフライン関係の被害により社会生活が一時的に麻痺状態となり、時間的な経過とともに、被災者の不安、混乱等の高まり、それに乘じた各種犯罪の発生が予想される。

2 警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、火災及び盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 被害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー犯罪に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

3 市における措置

市は、警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市		○遺体の捜索・収容	→	
		○遺体の処理及び一時保存	→	
警察		○遺体の埋火葬	→	
		○他市町村又は県への応援要請	→	
		○医師会の死体検案要請	→	
		○検視(調査)の実施	→	
		○県歯科医師会への応援要請	→	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 遺体の捜索	市	1 (1) 遺体の捜索 1 (2) 検視(調査) 1 (3) 応援要求
第2節 遺体の処理	市	1 (1) 遺体の収容及び一時保存 1 (2) 遺体の検視(調査)及び検案 1 (3) 遺体の洗浄等 1 (4) 遺体の身元確認及び引き渡し 1 (5) 応援要求
	警察	2 (1) 検視(調査)の実施 2 (2) 歯科医師会への応援要請
第3節 遺体の埋火葬	市	1 (3) 死亡届書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付 1 (4) 遺体の搬送 1 (5) 埋火葬 1 (6) 棺、骨つぼ等の支給 1 (7) 埋火葬相談窓口の設置 1 (8) 応援要求

第1節 遺体の捜索

実施責任者	市長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長) 警察
実施担当	市民窓口課、消防署、小牧警察署、関係機関

- 1 市における措置
 - (1) 遺体の捜索

市は、警察と緊密に連絡をとりながら遺体の捜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

市は、自ら遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へこれらの実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援要請する。また応援要請があった場合は、協力するものとする。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 記録等

- (1) 遺体捜索状況記録簿（附属資料：様式第34号）
- (2) 遺体捜索用機械、器具、燃料受払簿（附属資料：様式第35号）
- (3) 遺体捜索用機械、器具修繕簿（附属資料：様式第36号）
- (4) 遺体捜索用関係支払証拠書類

附属資料	参考編 第4 災害救助法施行細則
------	------------------

第2節 遺体の処理

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長） 警察
実施担当	市民窓口課、関係機関、小牧警察署

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検死（調査）及び検案

警察官の遺体の検死（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

市は、自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

附属資料	5.1.31 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書 5.1.32、33 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書
------	---

2 警察における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。なお、現場での検視（調査）が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

実施責任者	市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から通知された市長）
実施担当	市民窓口課、関係機関

1 市における措置

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な埋火葬を行う。

(1) 対象者

災害の混乱の際死亡した者であり、災害発生前に死亡した者であってもまだ埋火葬の終わっていない者もこの対象となる。

(2) 埋火葬の方法

埋火葬を行う者	知事又は市長（通知を受けた場合）
埋火葬の程度	仮埋葬
埋火葬の種類	火葬・土葬のいずれを問わない

支給の方法	棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資の現物給付をもって行う
-------	----------------------------

- (3) 死亡診断書の受理、火葬(埋葬)許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬(埋葬)許可証を交付する。
- (4) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (5) 埋火葬
火葬(埋葬)許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (6) 棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (7) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (8) 応援要求
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

附属資料	5.1.31 災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定書 5.1.32、33 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書 7.4.2 火葬場
------	--

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

附属資料	参考 第4 災害救助法施行細則
------	-----------------

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発等二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市		○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立		→
中部電力		○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施		→
東邦ガス LPGガス協会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施		→
NTT 西日本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消		
放送事業者		○放送事業の継続		→
郵便事業者		○郵便事業の継続		→

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力	2 (1) 非常災害対策本部の設置 2 (2) 情報の収集と伝達 2 (3) 危険防止措置の実施 2 (4) 応急復旧活動の実施 2 (5) 要員、資機材等の確保 2 (6) 広報活動の実施 2 (7) 広域運営による応援
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会	2 (1)・3 (1) 災害対策本部の設置 2 (2)・3 (2) 情報の収集 2 (3)・3 (3) 緊急対応措置 2 (4)・3 (4) 応援の要請 2 (5)・3 (5) 応急復旧作業の実施 2 (6)・3 (6) 広報活動
第3節 上水道施設対策	水道事業者	2 (1) 応急復旧活動の実施 2 (2) 応援の要請 2 (3) 応援・受援体制の確立
第4節 下水道施設対策	下水道管理者	2 (1) 応急復旧活動の実施
第5節 通信施設の応急措置	通信事業者、 移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	市、防災関係機関	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第6節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持

第1節 電力施設対策

実施担当	電力事業者
------	-------

1 予想される被害・状況等

(1) 変電設備

地震動等により電力設備破損の被害が予想される。

(2) 送配電設備

架空送電線は、地盤沈下等による支持物の傾斜や電線の振動による断混線等の被害が予想される。配電線は、網状に施設してあるので地盤変形あるいは一般家屋の倒壊火災等による被害が予想される。

2 中部電力株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には電力会社は非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話、NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する施設及び設備

(ア) 電力会社側

- ① 火力設備
- ② 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- ① 人命にかかわる病院
- ② 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信等の機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に地震発生後の受給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被災状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員及び資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

災害時において、電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への強力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

実施担当	ガス事業者
------	-------

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え関係諸官庁、報道機関の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

(ア) 地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

(イ) 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

(ア) 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

(イ) ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注

意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入れ体制を整備する。

(5) 応急復旧作業の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

地震後のエルピーガスによる二次災害防止の措置、使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

実施責任者	各機関事業者
実施担当	上下水道部

1 予想される被害・状況等

大規模地震においては、軟弱地盤に埋設された管路（導水管、送水管、配水管、給水管）は多数の折損、破裂、継ぎ手の離脱及び一般地域においても強度が低下している老朽管について折損、破裂が生じることが予想されるが、水源、浄水場の構造物については被害が比較的少ないものと考えられる。

また、直下型の激甚な大規模地震においては、水源・浄水場等の構造物については地震力あるいは地盤変状により一部において被害を受けるものの給水への支障は比較的少ないと考えられるが、管路については耐震機能のない配管の抜けだし、管自体の折損

及び伸縮継ぎ手の損傷等の被害が生じ、その影響は大きくなることが予想される。

2 水道事業者における措置

被害施設を短期間に復旧するため、取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、受水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。

(2) 応援の要請

小牧市管工事業協同組合に対し管路の復旧に主力をおいて協力を求める。

ア 仮配管、復旧材料等は資材取扱業者等に緊急手配し現地搬入させるものとする。

イ 隣接市町の水道管から仮設管の布設によって給水を求めることが可能な場合は、協定に基づいて応急給水を受けるようにする。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、市外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第4節 下水道施設対策

実施責任者	各機関事業者
実施担当	上下水道施設課

1 予想される被害・状況等

大規模地震では、軟弱地盤に古くから埋設されている小口径の下水管渠については、地盤の変動、不等沈下、き裂等により損傷を生じることが想定される。しかし、ポンプ場、処理場においては、損傷は比較的少ないものと考えられる。なお、電源が停止したときには自家発電装置に切り替え、応急的に運転も可能であるが、送電が遅れるとその機能を十分に発揮し得ない状態となることが想定される。

なお、直下型の地震動が大きな地震においては、特に地盤の液状化や側方流動で処理場が被害を受け、下水処理機能を著しく低下させることも考えられる。特に排水施設の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼし、感染症等の誘発を招くため、優先的に応急復旧させるものとする。

2 下水道管理者における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

下水管渠の被害に対しては、被害状況に応じ応急復旧として下水のそ通機能回復に重点を置くとともに、必要に応じて緊急措置を講じる。

イ ポンプ場、処理場

ポンプ場及び処理場被害に対しては、各施設の被害状況に応じて排水機能及び処理機能の回復を図るため応急復旧に努める。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかに対応ができるよう努める。

第5節 通信施設の応急措置

実施責任者	各機関
実施担当	防災危機管理課、関係各課、関係機関

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な防災関係機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (ア) 伝送路が被災した場合
応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。
 - (イ) 電力設備が被災した場合
非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。
 - (4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。
 - (5) 応援体制の確立
激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。
- 2 移動通信事業者（KDD I株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置
- 緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。
- (1) 災害対策本部の設置
災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。
 - (2) 応急復旧活動の実施
 - ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
 - イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
 - ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。
 - (3) 災害用伝言板の運用
震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。
 - (4) 応援体制の確立
本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。
また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。
- 3 市及び防災関係機関における措置
- 大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、市及び防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各防災関係機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。
- また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。
- (1) 要員の確保
専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

- (2) 応急用資機材の確保
非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材等、応急用資機材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行う。
- (3) 訓練の実施
各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。
- (4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用
ア 県の連絡
県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。
イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え
通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

実施責任者	各機関
-------	-----

1 日本郵便株式会社の措置

- (1) 郵便物の送達の確保
ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路もしくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。
イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務もしくは集配業務を休止するものとする。
- (2) 郵便局の窓口業務の維持
災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。
なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。
ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対

し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に充てた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

実施責任者	各機関
-------	-----

1 県、市及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 災害により住家が全壊（流失、埋没、全焼）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理をし、又は障害物を除去する必要があるのでその方法について定めるものとする。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、賃貸型応急住宅による方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	<p>《被災建築物応急危険度判定の実施》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物応急危険度判定実施本部等の設置 ○判定活動の実施 <p>《被災住宅等の調査》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災住宅等の調査 <p>《公共賃貸住宅等への一時入居》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 <p>○応援協力の要請</p> <p>《応急仮設住宅の設置》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 <p>《住宅の応急修理》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居意向調査の実施 ○応急修理の実施補 	<p>○障害物の除去の実施</p>	<p>○一時入居の開始</p> <p>○建設用地の確保</p> <p>○入居意向調査の実施</p> <p>○応急修理の実施補</p>	
都市再生機構・住宅供給公社		<p>《公共賃貸住宅等への一時入居》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 		<p>○一時入居の開始</p>

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	市	2 (1) 実施本部の設置 2 (2) 判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	市	1 被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	市、地方住宅供給公社、都市再生機構	2 (1) 提供する住宅の選定・確保 2 (2) 相談窓口の開設 2 (3) 一時入居の終了 2 (4) 使用料等の軽減措置 2 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営	市	2 (2) 建設用地の確保 2 (5) 被災者の入居及び管理運営
	県	2 (1) 応援協力の要請 2 (3) 建設型応急住宅 2 (4) 賃貸型応急住宅
第5節 住宅の応急修理	市、県	2 (1) 応急修理の実施
第6節 障害物の除去	市	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要求

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）
実施担当	建築課

1 予想される被害・状況等

大地震により、多くの建築物・宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した建築物・宅地により、その後の余震等による市民の生命にかかわる二次災害の発生のおそれがある。

2 市における措置

（1）被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の応急危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

（2）判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第2節 被災住宅等の調査

実施担当	資産税課、市民税課、建築課
------	---------------

1 市における措置

市は、地震災害のため住家等に被害が生じた場合、罹災証明書等の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- （1）住家等の被害状況
- （2）被災地における市民の動向
- （3）建設型応急住宅建設現地活動上の支障事項等
- （4）その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

実施担当	建築課
------	-----

1 予想される被害・状況等

大地震による住宅の倒壊、破損さらに火災により、相当数の市民が住宅に困窮することが予想される。

2 市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応すること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 他の都道府県への応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は、県・国を通じて、他の市町村又は都道府県に受入れについて協力依頼をするとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

実施担当	建築課
------	-----

1 予想される被害・状況等

大地震による住宅の倒壊、破損さらに火災による焼失により、相当数の市民が住宅に困窮することが予想され、修理を要する家屋もかなりの数に達すると思われる。

2 市及び県における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

応急仮設住宅の設置は、建設型応急住宅又は賃貸型応急住宅によるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。(救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする)。

(2) 建設用地の確保

市は、建設型応急住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の私有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。私有地の場合には、後日問題が起こらないよう正規の賃貸借契約書（附属資料：様式第39号）を取り交わすものとする。また、二次災害に十分配慮する。

(3) 建設型応急住宅

県及び救助実施市は、建設型応急住宅を次のとおり建設する。（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。

ア 建物の規模及び費用の限度

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日 内閣府告示第228号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、県において市と調整を図ったうえで、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) ただし、これによることができない特別な事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

イ 建設の時期

災害発生の日から原則として20日以内に着工し速やかに設置するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。

市は、被災者から入居申請書（附属資料：様式第40号）を提出させ選考の上、建設必要戸数を算出する。

(4) 賃貸型応急住宅

県及び救助実施市は、「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン 既存賃貸住宅ストック活用等編」、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に民間賃貸住宅を利用した応急仮設住宅の供与を行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。なお、選定に当たっては十分に調査し、必要によっては民生委員等の意見を聴き、入居必要度の高い者から順次入居させるようにし、抽選等により入居者を決定してはならない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力では、住宅を得ることができない者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、救助実施市にあつては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村（救助実施市を除く。）にあつては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

なお、入居者の選定にあつては要配慮者に十分配慮する。

優先入居させることができる者は次のものとする。

(ア) 第1順位

- ① 65歳以上の者のみの世帯（単身者を含む）
- ② 65歳以上の者もしくは18歳未満の者のみの世帯
- ③ 障害者のいる世帯
- ④ 3歳未満の乳幼児を扶養する母子（父子）世帯
- ⑤ 特定疾患により早急に居住の安定を図るがあると医師または医療部局等により判定された者がいる世帯

(イ) 第2順位

- ① 65歳以上の者がいる世帯
- ② 3歳から18歳未満までの者を扶養する母子（父子）世帯
- ③ 3歳未満の乳幼児のいる世帯
- ④ 妊婦のいる世帯
- ⑤ 生活保護受給者世帯（第1順位対象者以外）

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、救助実施市にあつては県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村（救助実施市を除く。）にあつては県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入りに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成した日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。また、住宅の切換えについて国有財産特別措置法第3条の規定を受けることとなる。

また、供与に当たっては入居者に対し、この建物が被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であり、その目的が達せられたときは撤去されるべきものであることを十分承知させ、場合によっては入居者との間に応急仮設住宅入居契約（附属資料：様式第41号）を結ぶものとする。

また、引き続き住宅のあっせんを積極的に行い、なるべく早い機会にこれらの者を住宅へ転居させるよう措置を講じるものとする。

- ① 公営住宅への入居あっせん
- ② 独立行政法人住宅金融支援機構資金借入れの指導
- ③ その他

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

4 記録等

- (1) 応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合
 - ア 応急仮設住宅入居者台帳（附属資料：様式第44号）
 - イ 応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書（附属資料：様式第34号）

附属資料	2.6.1 市有建設機械 参考編 第4 災害救助法施行細則
------	----------------------------------

第5節 住宅の応急修理

実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）
実施担当	資産管理課

1 予想される被害・状況等

大地震による住宅の倒壊、破損さらに火災による焼失により、相当数の市民が住宅に困窮することが予想され、修理を要する家屋もかなりの数に達すると思われる。

2 県における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする）。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

- (イ) 修理の範囲
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
- (エ) 修理の期間
災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
- (オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

3 市における措置

住宅の応急修理に係る申込の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。必要に応じて、応急修理実施業者に応急修理等を行うよう調整する。

4 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

5 記録等

- (1) 住宅の応急修理を実施した場合
 - ア 住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)申込書様式(附属資料：様式第42号)
 - イ 住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)申込書様式(附属資料：様式第42-2号)
 - ウ 却下通知書様式(附属資料：様式第42-3号)
 - エ 緊急の修理に関する依頼書様式(附属資料：様式第42-4号)
 - オ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理依頼書様式(附属資料：様式第42-5号)
 - カ 工事完了報告書(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)様式(附属資料：様式第43号)
 - キ 工事完了報告書(日常生活に必要な最低限度の部分の修理)様式(附属資料：様式第43-2号)
 - ク 住宅応急修理記録簿(附属資料：様式第45号)
 - ケ 住宅応急修理に係る契約書、仕様書等
 - コ 住宅の応急修理関係支払関係証拠書類

附属資料	2.6.1 市有建設機械 参考編 第4 災害救助法施行細則
------	----------------------------------

第6節 障害物の除去

実施責任者	知事（災害救助法が適用されない場合は市長）
実施担当	関係各課

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

（1）障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は災害応援協定を締結している土木業者等に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

（2）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物を除去することが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 記録等

（1）障害物の除去を実施した場合

ア 障害物除去の状況記録（附属資料：様式第46号）

イ 障害物除去費支出関係証拠書類

附属資料	2.6.1 市有建設機械 参考編 第4 災害救助法施行細則
------	----------------------------------

第16章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生し、又はそのおそれのある場合に迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。
- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 広報・周知活動の実施 ○ 教科書等の給与（市立学校） ○ 応援の要求 		
国立・私立学校設置者（管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象警報等の把握・伝達 ○ 臨時休業等の措置 ○ 避難の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設の確保 ○ 教職員の確保 ○ 教科書等の給与（私立学校等） ○ 応援の要求 		

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	市、私立学校設置者（管理者）	1 (1) 気象警報等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	市、私立学校設置者（管理者）	2 (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 2 (2) 教職員の確保
	市	3 他市町村・教育委員会に対する応援要求
	私立学校設置者（管理者）	4 他の私立学校設置者（管理者）、市町村教育委員会等に対する応援要求
第3節	市、私立学校	広報・周知活動の実施

応急な教育活動についての広報	設置者(管理者)	
第4節 教科書・学用品等の給与	市	1 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

実施責任者	市、県（総務部、教育委員会）、私立学校等管理者
実施担当	こども政策課、教育総務課、学校教育課

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学等にあつては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

災害に関する情報は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき県から伝達されるので、市教育委員会が各学校等に対し伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校等

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校等

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が、臨時休業等の措置をとるものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校等

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等に当たっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

実施担当	教育総務課、学校教育課
------	-------------

1 予想される被害・状況等

学校教育活動においては、校舎等の倒壊、破損、焼失、教職員の不足、教科書・学用品の喪失、き損等によりかなりの混乱が予想される。

また、被災によって精神的な支援を必要とする児童・生徒も多いものと予想される。

2 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急的な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施する等の措置を講じる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設あるいは近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設あるいは校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等施設の確保は、上記に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童・生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添っていくものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、次のような確保に万全を図る。

ア 他校の教職員の援助を求める。

イ 他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教職員の確保につき応援を求める。

ウ 必要な教職員を臨時に採用する。

3 市における措置

市教育委員会は、自らの学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。また、県等から応援の要請を受けた場合、できる限り積極的に協力する。

4 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又

は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

実施担当	教育総務課、学校教育課
------	-------------

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

実施担当	学校教育課
------	-------

1 市における措置

(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という）を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校等の児童生徒に対して学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき、応援を要請する。なお、県等から応援の要請を受けた場合は、できる限り積極的に協力する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については災害救助法施行細則による。

第17章 企業及び市民のとりべき措置

■ 基本方針

- | |
|--|
| ○ 災害が発生した場合、企業及び市民は、それぞれの職場や家庭等において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。 |
|--|

第1節 企業においてとりべき措置

実施担当	各事業所
------	------

1 対策

企業においては、自らの生命は自らで守る、自らの企業は企業で守るという考え方を原則として、震災時には、「職場においてとりべき措置」や「市民のとりべき措置」に基づいて、冷静に対処する。

なお、企業所在地近隣において大災害が発生した場合には、市民の救助・避難活動等を支援する。

なお、各企業における支援の内容としては、次のようなものをあげることができる。

- (1) 救助・避難活動に関する人的な支援
- (2) 企業施設の市民による利用のための便宜
- (3) 物資等による支援
- (4) 企業情報ネットワークによる支援

第2節 市民のとりべき措置

実施担当	市民
------	----

1 対策

市民は、自らの生命は自らで守る、自らの地域は地域で守るという考え方を原則として、震災時には、第5編第7章「市民のとりべき措置」に基づいて、冷静に対処するとともに、次の点に留意しつつ行動するものとする。

- (1) 人命の安全対策を第一として被害の発生を最小限に留めるための取り組みを行う。
- (2) 被害情報等は、最寄りの避難所等を通じて災害対策本部に通報する。
- (3) 避難場所及び避難所での活動は、市民が主体であり、この自覚のもとに行動する。

また、行動順序は、次の順序で行うものとする。

- (1) まず自分と家族の安全を守る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火がでたらまず消火する。
- (4) ガス・電気をもとから遮断する。
- (5) 隣近所の助け合いをする。
- (6) 初期消火活動、救出・救護活動に協力する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限とする。
- (8) 避難所での活動に積極的に参加する。

第18章 災害救助法の適用

■ 基本方針

○ 災害救助は、災害救助法が適用される以前は市長が単独で行うが、適用後は国の機関として実施する知事及び知事から通知された市長が行う。

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
災害救助法の適用	市	1 災害救助法の適用基準 2 被害世帯の算定 3 救助の種類及び期間

実施担当	防災危機管理課、市民税課、資産税課、関係各課
------	------------------------

1 適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用は、市町村の区域を単位として、住家の減失が一定規模以上であるとき、多数の者が生命及び身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき、被災者が現に救助を要する状態にあるとき知事が行う。

本市の場合、災害の被害状況が次の適用基準のうちいずれかに達したとき、市長は直ちに知事に対し災害救助法の適用を要請するものとする。

- (1) 市内の全壊、全焼、流失等による住家の減失した世帯が100世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県下の被害世帯数が2,500世帯以上で、市の被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下の被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に援助を必要とする状態にあるとき
- (4) 市の被害状況が(1)、(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が減失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合（厚生大臣に事前協議を要する。）

2 被害世帯の算定

適用基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- (1) 住家の被害程度は、住家の減失した世帯、即ち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、減失世帯の2分の1世帯、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住不能にあつては減失世帯の3分の1とみなして適用基準上換算し取扱うこととする。
- (2) 被害世帯数は、家屋の棟数、あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数をもって計算する。
- (3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

附属資料	参考編 第4 災害救助法施行細則別表第1
------	----------------------

3 救助の種類及び期間

災害救助法に基づく救助の種類及び期間は、次のとおりである。

1	収容施設の供与 ・避難所の設置 ・応急仮設住宅の供与	災害発生の日から7日以内 災害発生の日から2年以内
2	炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
3	飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
4	被服、寝具その他生活必需品の供給 又は貸与	災害発生の日から10日以内
5	医療及び助産 ・医療 ・助産	災害発生の日から14日以内 分娩した日から7日以内
6	被害者の救出	災害発生の日から3日以内
7	被災住宅の応急修理	災害発生の日から1ヶ月以内
8	学用品の給与 ・教科書 ・文房具及び通学用品	災害発生の日から1ヶ月以内 災害発生の日から15日以内
9	埋火葬	災害発生の日から10日以内
10	遺体の搜索	災害発生の日から10日以内
11	遺体の処理	災害発生の日から10日以内
12	土石・竹木等障害物の除去	災害発生の日から10日以内

これらの救助は、県が実施機関となるものである。なお知事からの通知があったときは、市長が救助の応援あるいはその実施を行うことがある。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 復興本部の設置等	市	1 (1) 市復興本部の設置 1 (2) 市復興本部の組織及び運営 1 (3) 本部会議の開催
第2節 復興計画等の策定	市	1 (1) 市復興計画の策定
第3節 職員の派遣要請	市	2 (1) 国の職員の派遣要請 2 (2) 他市町村の職員の派遣要請 2 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興本部の設置等

1 市における措置

(1) 市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の作成

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民

が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧に当たっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害 復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指 定	市	1 (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力 1 (2) 激甚災害の指定の促進 1 (3) 指定後の関係調書等の提出
第3節 復旧に取り組 むに当たって の体制づくり	市	1 組織 2 復旧計画の策定
第4節 暴力団等への 対策	市	1 (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除 1 (2) 公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

実施担当	関係各課
------	------

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木事業施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業

- エ 道路災害復旧事業
- オ 下水道災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- キ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置のに関する法律（昭和25年法律第169号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

- (1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。
- (2) 激甚災害の指定の促進
市は、激甚災害の指定が受けられるよう積極的に県に働きかけるものとする。
- (3) 指定後の関係調書等の提出
市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出するものとする。

2 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - セ たん水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧作業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資機材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 復旧に取り組むに当たっての体制づくり

実施担当	防災危機管理課
------	---------

1 組織

復旧対策を検討するに当たっては、市が総力をあげて対策に取り組むのはもちろんであるが、一日も早く従前の生活を取り戻そうと活動する被災市民の独自の取り組みが大きな原動力となってくる。

そのため、災害の復旧に当たっては、災害対策本部の体制を引き継ぎ、関係各課の密接な連携のもとに復旧活動に取り組むため、災害対策復旧本部を設置し、対策に取り組む。

また、市民の活動と連携し、単なる復旧でなく、新しいまちづくりに向けた取り組みを行う。

2 復旧計画の策定

災害対策復旧本部が中心となって、市民や学識経験者の参加を得つつ、長期的な復旧計画を立案し、この計画に基づいて復旧に取り組む。

なお、復旧活動が遅延することによる市民生活の停滞も予想されるため、短期的に取り組むことのできる事業については、この計画策定以前にも、実施するものとする。

第4節 暴力団等への対策

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

被災地における復旧・復興事業について、暴力団等の参入・介入を防止するための取り組みを推進する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物等処理対策

■ 基本方針

○ 市は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。
(放射性物質及び原子力災害については、「風水害・原子力等災害対策編第3編第18章放射性物質及び原子力災害応急対策」で対応する。)

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○し尿・ごみの収集・運搬、処分 ○応援要請（廃棄物処理）			→

■ 主な機関の措置

区 分	機 関 名	主 な 措 置
災害廃棄物等 処理対策	市	2 (1) 災害廃棄物処理実行計画の策定 2 (2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理 2 (3) ごみ収集処分の方法 2 (4) し尿収集処分の方法

災害廃棄物等処理対策

実施責任者	市長
実施担当	ごみ政策課、リサイクルプラザ

1 予想される被害・状況等

家屋の倒壊・焼失・がけ崩れ、地割れ等により

- (1) ごみ関係では、災害廃棄物の大量発生が予想される。
- (2) し尿関係では、便所等の使用が不可能となることが予想される。
- (3) また、ごみ処理施設、し尿処理施設の損壊により、ごみ、し尿の処理が停滞することが予想される。
- (4) 産業廃棄物関係では、処理施設、最終処分場の損壊により適正な処理が停滞し、かつ、生活環境の保全上重大な影響を及ぼす事態が発生することが予想される。

2 市における措置

廃棄物を処理するに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定める基準に従って円滑に推進するものとする。

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

令和5年3月に改定した災害廃棄物処理計画を基に、市は、被害状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推定した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市

町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) ごみ収集処分の方法

ア 家庭ごみを優先的に収集するものとする。

イ 収集したごみについては、他で再生利用できるものを区分し焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは、埋め立て処分を行うものとする。

ウ 大量のごみが発生する場合は、適当な仮置場に保管するものとする。

エ ごみの収集運搬車両が不足する場合は、業者から借り上げるものとする。

(4) し尿等収集処分の方法

ア し尿等の収集に当たっては、許可業者と協力して行うものとする。

イ 収集したし尿等処分については、クリーンセンターで処分するものとするが、不測の事態が発生した際は協定締結をした施設等へ処理の手配を行い処分するものとする。

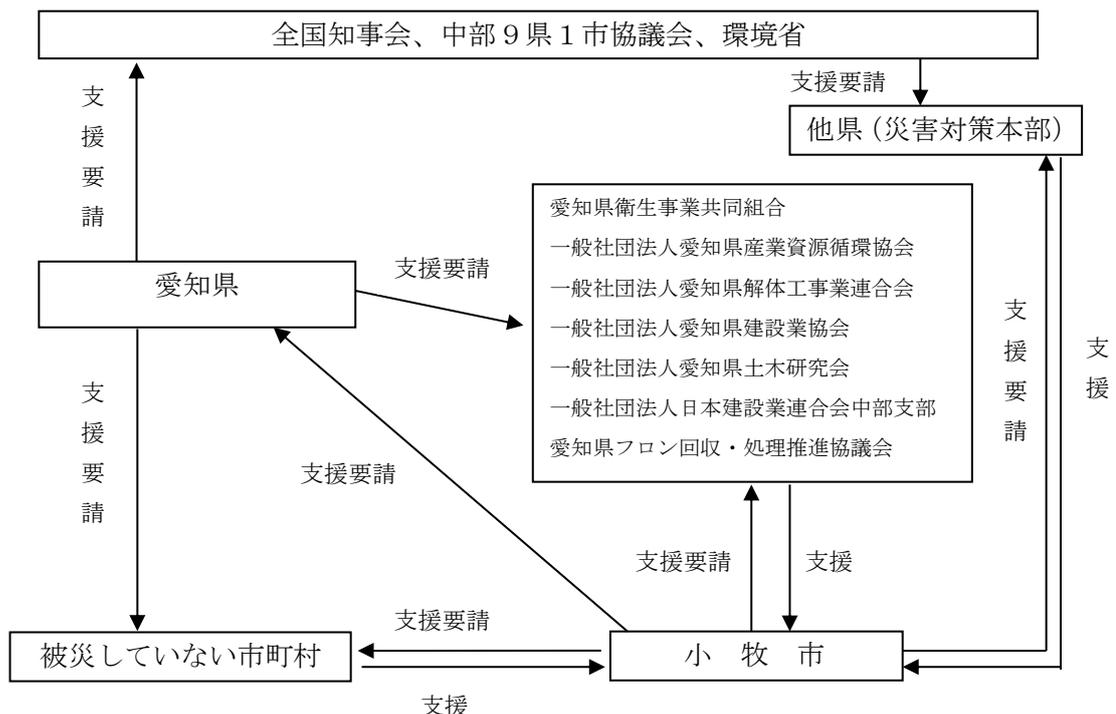
(5) 仮設便所の設置

便所の使用が不可能となった時は被災地域に一時的に使用するため、移動便所又は応急仮設便所を確保するものとする。

(6) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導する。廃棄物処理の支援体制は次のとおりである。

災害時の支援体制



(7) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は原則として、死亡獣畜処理施設で処理する。

3 応援協力関係

市及び県は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を愛知県と県下全市町村及び下水管理者と締結している。市は、自ら廃棄物処理が困難な場合、協定に基づき他市町村又は関係団体や県へ廃棄物処理又はこれに要する資機材につき応援を要請する。また、これらについて応援要請があった場合は協力するものとする。

第4章 震災復興都市計画の手続き

■ 基本方針

- 県及び市町村は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。(手続きの詳細は「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 第一次建築制限	市	1 (1) 市街地の被災状況把握 1 (2) 建築基準法第84条の区域(案)の作成及び県への申出 1 (3) 市町村都市復興基本方針の策定と公表
第2節 第二次建築制限	市	1 市町村都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	市	1 市町村都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

- (1) 市街地の被災状況を把握する。
- (2) 被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に県(建築指導課)の申し出を行う。
- (3) 市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業その他建築物もしくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

県及び市は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、市町村都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。

基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

県及び市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定に当たっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。
- 各方面から被災者に対して、寄託される義援金品等の募集、配分等について定めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書等の交付	市	1 (1) 罹災証明書等の交付
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施
第3節 被災者への経済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分
	県社会福祉協議会	3 生活福祉資金の貸付
	被災者生活再建支援法人 (公益財団法人 都道府県センター)	4 被災者生活再建支援金の支給
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分
	中部管区行政評価局	6 特別行政相談活動の実施
第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置
	独立行政法人 住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置

第1節 罹災証明書等の交付

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書等の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

実施担当	関係各課
------	------

1 市における措置

義援金品及び「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」及び「小牧市災害弔

慰金の支給等に関する条例（昭和49年小牧市条例第23号）」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、被害の程度、種類に応じて災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障がいを受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2/3、県1/3）

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金の受付、配分

市は、各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受付、被害別、世帯の構成員等に応じた配分計画を立て、早急に被災者に配分する。また、災害の状況により赤十字奉仕団は義援金、報道機関、共同募金会等各種団体は義援金品の受付を一定期間行うため、市は委託を受け被災者に配分する。

2 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3 県社会福祉協議会における措置（生活福祉資金の貸付）

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金を貸付け民生委員による必要な援助・指導を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付け対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

実施主体は、愛知県社会福祉協議会である。

4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

5 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

6 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

7 災害見舞金の支給

愛知県は、地震災害により家屋が全半壊し、床上浸水した世帯の世帯主に対し、その辛苦と心情を慰めるため、被害程度に応じて見舞金を贈る。

8 市税の免除

小牧市市税条例（昭和30年条例第1号）及び小牧市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の規定に基づき、災害により被害を受けた納税義務者に対して市税の減免を行う。

第4節 住宅等対策

実施担当	建築課
------	-----

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6章 商工業・農業の再建支援

■ 基本方針

- 被災した中小企業、農業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建 支援	市	1 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農業の再建支 援	市	1 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 1 (2) 金融支援等 1 (3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

実施担当	商工振興課、企業立地・次世代産業推進課
------	---------------------

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、県機関・県内の商工会議所・商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。

第2節 農業の再建支援

実施担当	農政課
------	-----

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農業者又は農業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置し、必要に応じてその体制を拡張した体制をとる。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備えする等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づき、事前避難対象地域（住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域）について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等の発令により事前の避難を促す。

市及び県は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。

5 消防機関等の活動

(1) 地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、地震による津波等からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 気象警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

(2) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ため池等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の

段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県（関係局）が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④ 出火防止措置

⑤ 水、食料等の備蓄

⑥ 消防用設備の点検、整備

⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする

イ 個別事項

① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

② 県立学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

(ア) 児童・生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部又は方面本部（尾張県民事務所）が設置される庁舎等の管理者は、

(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市町村が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

1 1 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

1 2 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCEは、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、愛知県災害対策実施要綱に定めるところにより県災害対策本部（第2非常配備（準備強化体制））を設置する。また、市及び防災関係機関は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密

接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

(参考 南海トラフ地震に関連する情報)

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{*4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{*1} において、モーメントマグニチュード ^{*4} 7.0以上

		の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

第6編 南海トラフ地震防災対策

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の本市は地域防災計画において次のとおり定め地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (3) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定された。（平成26年3月28日現在）

第2節 事務又は業務の大綱

1 実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第4章「各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」により定めた事項に準ずる。

第2章 災害対策本部の設置等

第1節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに小牧市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

なお職員の初動体制は「職員初動体制マニュアル」に定める。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営

1 組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、小牧市災害対策本部設置条例に定めるところによる。

設置基準等は、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」により定めた事項に準ずる。

第3節 災害応急対策要員の参集

1 職員の参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

職員の非常参集は、第3編第1章「活動態勢（組織の動員配備）」により定めた事項に準ずる。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

情報収集・伝達については、第3編第3章第1節「被害状況等の収集・伝達」により定めた事項に準ずる。

2 施設の被害状況の把握

市は、必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

被害状況の把握は、第3編第3章第1節「被害状況等の収集・伝達」により定めた事項に準ずる。

3 二次被害の防止

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について必要な措置をとるものとする。

二次被害の防止は、第3編第14章「ライフライン施設等の応急対策」により定めた事項に準ずる。

4 救急・医療活動

医療・救護活動は、第3編第7章第1節「医療救護」により定めた事項に準ずる。

5 物資調達

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量を確認し、その不足分を県に供給要請する。

物資調達は、第3編第11章「水・食品・生活必需品等の供給」により定めた事項に準ずる。

6 輸送活動

輸送活動は、第3編第8章第5節「緊急輸送手段の確保」により定めた事項に準ずる。

7 保健衛生

保健衛生は、第3編第7章第2節「防疫・保健衛生」により定めた事項に準ずる。

第2節 資機材、人員等の配備計画

1 資機材

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

物資等は、第5編第3章第2節「災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備」により定めた事項に準ずる。

2 人員

防災関係機関は、地震が発生した場合において、小牧市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

人員は、第5編第3章第2節「災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備」により定めた事項に準ずる。

第3節 他機関に対する応援要請

1 応援協定

市が災害応急対策実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定は、第3編第4章第1節「応援協力」により定めた事項に準ずる。

2 自衛隊の派遣

自衛隊の派遣要請等は、第3編第4章第3節「自衛隊の災害派遣」により定めた事項に準ずる。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震防災対策推進地域については、地震防災対策特別措置法（平成7年法第111号）による「地震防災5カ年計画」により整備する。

第5章 防災訓練計画

1 総合防災訓練

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

防災訓練計画は、第2編第10章第1節「防災訓練の実施」により定めた事項に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 教育・広報計画

南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識の教育、広報をする。

教育広報は、第2編第10章第2節「防災のための意識啓発・広報」により定めた事項に準ずる。

小牧市地域防災計画
—風水害等災害対策計画—
—地震災害対策計画—

平成 9年 9月修正
平成12年10月修正
平成13年10月修正
平成16年11月修正
平成18年11月修正
平成19年11月修正
平成20年11月修正
平成21年11月修正
平成22年11月修正
平成23年11月修正
平成24年 4月修正
平成24年11月修正
平成25年11月修正
平成26年11月修正
平成27年11月修正
平成28年11月修正
平成29年11月修正
平成30年11月修正
令和元年11月修正
令和2年11月修正
令和3年11月修正
令和4年11月修正
令和5年11月修正
令和6年11月修正
令和7年11月修正

編集発行 小牧市防災会議
小牧市堀の内三丁目1番地
電話 (0568) 72-2101

別紙 東海地震に関する事前対策

別紙 東海地震に関する事前対策

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策(地震防災応急対策)を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

[地震発生後は、第3編災害応急対策に定めるところにより対処する]

なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。

また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

- 1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。
- 2 東海地震に係る防災訓練に関する事項
第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。
- 3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。
加えて、次の措置を実施するものとする。

[広報に関する事項]

市、県、警察及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救

助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市及び県は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

市、県及び警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市及び県は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

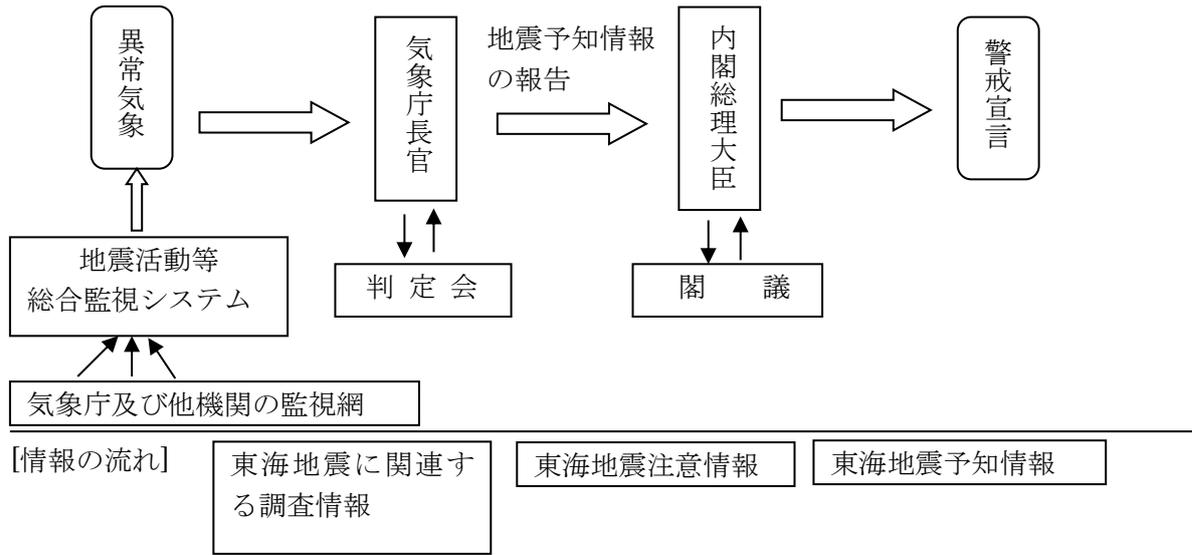
第2節 東海地震に関連する情報

1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表されるもので、これを受け警戒宣言等の対応がとられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言 ・災害対策本部の設置 ・地震防災応急対策の実施
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	東海地震の前兆現象の可能性が高まったとみられる場合に発表されるもので、これを受け準備行動の意思決定等の対応がとられる。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・準備行動開始 ・住民に対する適切な広報
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	・情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



第2章 災害対策本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市及びその他の防災関係機関は災害対策本部あるいは地震災害警戒本部に準じた組織を、それぞれ速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 市は警戒宣言、又は東海地震注意情報が発せられたときは、地震防災対策の実施状況を正確かつ迅速に把握するため、情報の伝達・収集に努めるとともに、被害の軽減に資するため、東海地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、広報活動を展開するものとする。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報(東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報)の内容、その他これらに関連する情報(以下「東海地震に関連する情報等」という。)、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 市災害対策本部の設置	市	1(1) 災害対策本部
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	防災関係機関	警戒宣言等の伝達
第3節 警戒宣言発令時等の広報	市	問い合わせ窓口等の体制整備
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	防災関係機関	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

第1節 災害対策本部の設置

実施担当	防災危機管理課、各機関
------	-------------

1 市における措置

(1) 災害対策本部

ここで規定する災害対策本部は、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発令されたときから地震が発生するまでの間、開設して活動するものであり、地震が発生した場合は、直ちに第3編「災害応急対策」に規定する災害対策本部に切替えて活動するものとする。

ア 本部の組織及び運営は、災害対策基本法第23条及び小牧市災害対策本部条例（昭和38年小牧市条例第40号）の規定に定めるところによる。

イ 本部の設置及び廃止

本部は、東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発令され、災害が発生するおそれがあると認められるときに設置し、これらが解除されたときに廃止する。

ウ 職員の参集

この防災計画に基づき、次の基準により職員の非常配備体制の確保に努めるものとする。

(ア) 第2非常配備

その他必要により、本部長が当該非常配備を発令したとき。

(イ) 第3非常配備

東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。

その他必要により、本部長が当該非常配備を指令したとき。

なお、職員の参集時の体制については、「職員初動体制マニュアル」において詳細を定める。

附属資料	1.6.2 非常配備体制一覧表 参考編 第3 小牧市災害対策本部条例
------	---------------------------------------

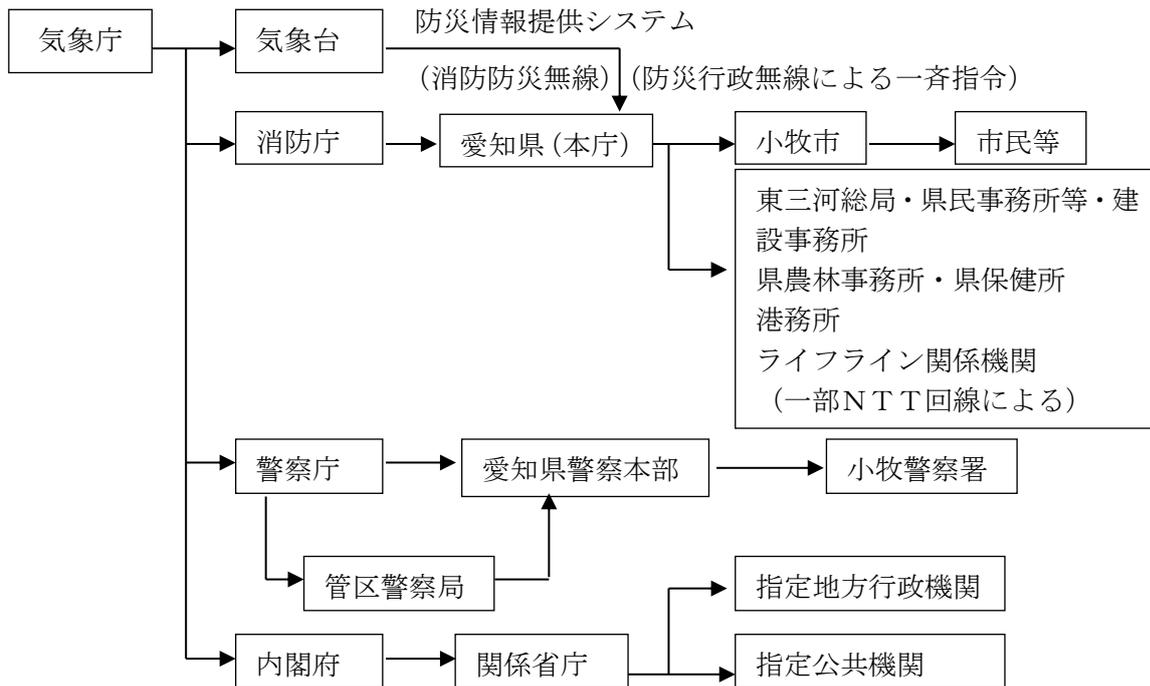
第2節 警戒宣言発令時の情報伝達

実施担当	防災危機管理課、広報広聴課、消防署、関係各課
------	------------------------

1 警戒宣言等の伝達系統

（担当：各機関、各課）

(1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



[東海地震注意情報が発表されたときの県民に対する呼びかけ例文]

県民の皆様、本日、〇時〇分に、気象庁から東海地震注意情報が発表されました。これは、東海地域で観測している地殻変動データに変化が現れており、この変化が、想定される東海地震の前兆現象である可能性が高まっているというものです。

これに伴い、県においては、職員の緊急招集と地震災害警戒本部開設準備室の設置を行うとともに、地震発生に備えた準備行動に取り組んでまいります。

県民の皆様にあっては、今後の情報に十分注意しつつ、県や市町村からの呼びかけに基づいて落ち着いて行動してください。

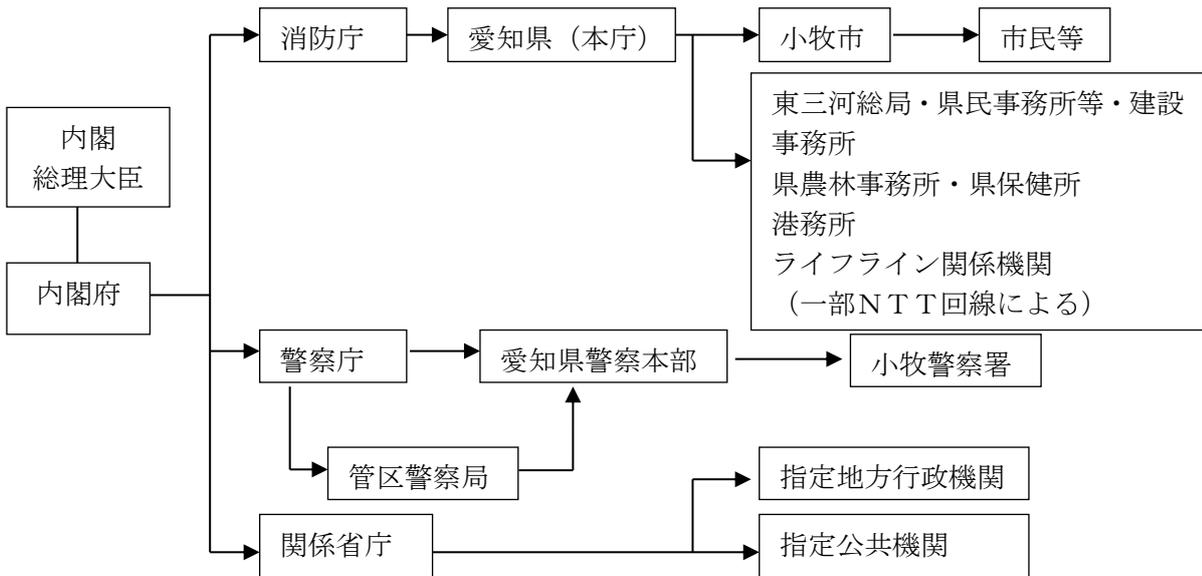
当面、鉄道、バス等の公共交通機関は通常どおり運行し、道路についても平常どおりとなります。また、金融機関や小売り店舗についても、ほぼ平常どおりの営業となりますので、あわてずに対応していただきますようお願いいたします。

また、不要不急の旅行を控えていただきますようご協力お願いいたします。

今後の地殻変動の状況によっては、東海地震の予知情報及び警戒宣言が発せられることがあります。警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の鉄道・バス等公共交通機関は運行を停止することになりますので、注意情報の間に、お早めの帰宅に心がけていただきますようお願いいたします。

また、警戒宣言が発せられると、強化地域の市町村では、津波、がけ崩れ等のおそれのある危険地域からの避難や、耐震性を有する以外の小売店舗の営業停止が実施されますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意していただきますよう、くれぐれもお願いいたします。

(2) 警戒宣言



[内閣総理大臣の東海地震警戒宣言及び国民に対する呼びかけ例文]

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地震の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災対策強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

地震防災対策強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

地震防災対策強化地域の居住者、滞在者及び事業所等は警戒体制をとり、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。

なお、地震防災対策強化地域内への旅行や電話は、差し控えてください。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますので、テレビ・ラジオに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合の県から市への代替伝達系統は第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 内部伝達、住民等への伝達

市の内部における伝達は、勤務時間内は庁内放送及び電話等によるものとし、勤務時間外においては電話等を利用して行う。また、市民に対し速やかに伝達する。

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

実施担当	広報広聴課、消防署、関係各課
------	----------------

1 市における措置

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内外のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 住民、応急計画を作成しない事業所が取るべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) 問合せを目的とした119番利用をさせない呼びかけ
- (13) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

〔市長から市民への呼びかけ例文〕

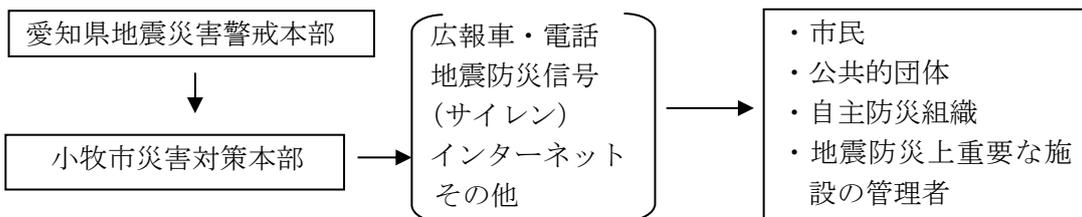
市民の皆さん、小牧市長の〇〇でございます。
既に、ご存知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前（午後）〇時〇分、東海地震の警戒宣言を発しました。
この地震が発生しますと、小牧市内では震度〇〇程度の地震になると予想されますので、十分警戒してください。
既に、県、市を始め防災関係機関では、職員が非常配備に就いて防災対策に全力を挙げておりますが、市民の皆さんも次の点に十分注意して、いざという時に備えていただきたいと思っております。
まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業等は極力自粛してください。
次に、消火の準備や飲料水の汲み置き等、できる限りやっておいてください。
それ以上に大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマ等に惑わされず、放送や市の広報等、正確な情報に耳を傾け、避難等で外出する場合も、市、警察、消防等の職員の指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思っております。なお、問合せについては小牧市役所災害対策本部へお願いします。119番での問合せはしないでください。
市民の皆さんと力を合わせて、この非常時を乗り切っていきたいと願ひ、ただ今、全力を傾注しています。
また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも大変ですが、いざというときに備えて、万全の対策をお願いします。

〔市長から市民への呼びかけ例文（英語）〕

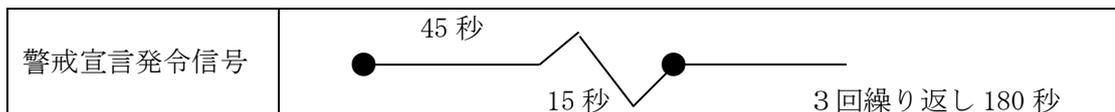
Fellow citizens of Komaki : I am ○○, Mayor of Komaki municipal.
As you are already aware, the Prime Minister issued a warning at ○:○this morning (afternoon/evening) regarding the Likely occurrence of a major earthquake in this area. Should this earthquake occur, it is expected that Komaki would be hit by a very severe Earthquake.
The prefectural and municipal governments offices as well as other organizations concerned have already formed a system for disaster prevention and emergency relief schemes, and I now ask all of your attention as I explain the following procedures for when an earthquake occurs.
First, please refrain from using an open flame, using private vehicles, or engaging in dangerous work. Next, prepare as much water for drinking and extinguishing fire as you can.
In addition, it is essential that everyone remains calm.
Listen for correct and up-to-date news broadcasts, and do not be misled by rumors and unofficial reports.
In the event you are evacuating your residence, please follow directions of local government officers, the police, and fire services personnel.
Please Inquire of Komaki City public office antidisaster headquarter. Please do not inquire of telephone number 119.
I am sure that , with individual strength and the help of citizens of Komaki , we can cope with this emergency ○○situation should it arise.
Finally, I encourage all the people directly involved in the emergency relief operations to give their utmost effort in carrying out precautionary activities.

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、有線電話、インターネット、又は自主防災組織等を通じ、次の伝達系統により実施する。
なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語やさしい日本語による情報提供、表示、冊子等の広報手段を活用して行う。



図：伝達系統図



図：地震防災信号（サイレン）

4 問合せ窓口

市は、市民等からの問合せに対応できるよう、問合せ窓口等の体制を整えるものとする。

5 報道機関との応援協力体制

地震防災応急対策の重要な事項は、各報道機関に対し市民への伝達を要請するとともに、収集した諸情報を提供する。

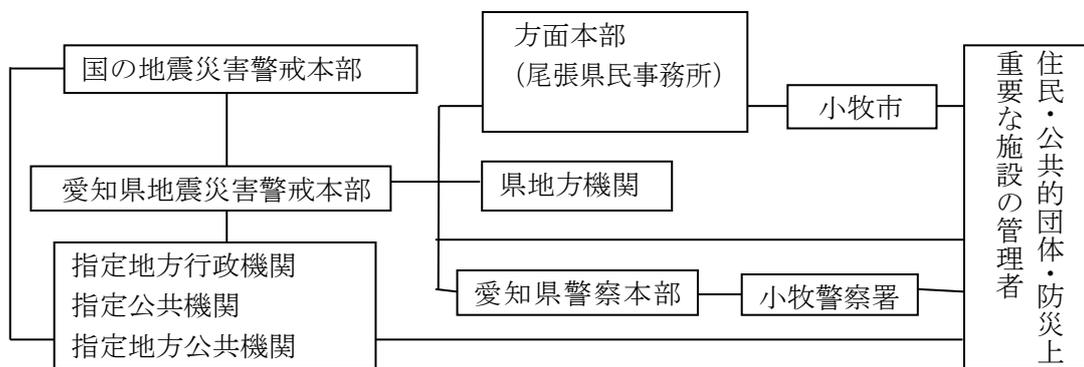
6 広報文例

附属資料	7.7 広報文例
------	----------

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

実施担当	防災危機管理課、消防署
------	-------------

1 収集・伝達系統



2 報告事項・時期

(1) 警戒宣言発令後1時間以内に附属資料様式7により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 東海地震予知情報の伝達 (選択: 1 完了、2 半数以上、3 半数未満)
- (イ) 地域住民の避難状況 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (ウ) 消防・浸水対策活動 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (エ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (オ) 施設・設備の整備及び点検 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (カ) 犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (キ) 食料、生活必需品、医薬品等の確保 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (ク) 緊急輸送の確保 (選択: 1 必要なし、2 必要あり (ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施))
- (ケ) 地震災害警戒本部 (災害対策本部) の設置 (選択: 1 設置、2 準備中、3 未設置)
- (コ) 対策要員の確保 (選択: 1 完了、2 半数以上、3 半数未満)

(2) それ以降は、附属資料様式7-2により報告することとし、報告事項及び報告時期は次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- (ア) 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- (イ) 避難の完了（「避難場所」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- (ウ) 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- (エ) 消防、水防その他応急措置
- (オ) 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- (カ) 施設・設備の整備及び点検
- (キ) 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保
- (ケ) 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備
- (コ) その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

- (ア) は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。
- (イ) は、避難に係る措置が完了した後速やかに。
- (ウ) から(コ) は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて随時。

(3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、県の定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

附属資料	様式第7号、7-2号 避難・地震防災応急対策の実施状況報告書
------	--------------------------------

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

<p>○ 市及び防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食料や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続きを行うものとする。</p> <p>なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。</p>

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	市	1 (4) 医薬品等の確保
	日本赤十字社 愛知県支部 (愛知県赤十字血液センター)	2 血液製剤の確保及び供給の準備
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	市	1 (1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1 (2) 浸水対策用の資機材・人員の配備 1 (3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 1 (4) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1 (5) 医療救護用の資機材・人員の配備
	上下水道事業者	2 (1) 給水確保用の資機材・人員の配備 2 (2) 下水道確保用の資機材・人員の配置計画
	鉄道事業者	3 (1) 応急復旧用資機材・機器の所在等確認 3 (2) 必要により応急復旧体制の確立
	中部電力株式会社	4 (1) 車両・資機材等の整備・確保 4 (2) 対策要員の確保
	ガス事業会社	5 (1) 車両・資機材等の整備・確保 5 (2) 対策要員の確保
	通信事業者、 移動通信事業者	6 (1) 復旧用資機材、車両等の確保等 6 (2) 応急復旧体制の確立
	日本赤十字社 愛知県支部	7 救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備

第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保

実施担当	福祉総務課、農政課、商工振興課、建築課、資産管理課、市民病院
------	--------------------------------

1 市における措置

(1) 主要食料の確保

警戒宣言が発せられた場合、主食の応急対策は県と密接な連絡を図り、県及び市が保有する災害用備蓄物資の確保体制をとるものとし、パン、副食品等についても関係機関の協力を求めその確保に努める。

なお、品目によって数量が不足する場合は、近隣市町に対して協力を要請し、物資の確保に努める。

附属資料	5.1.19 災害時における物資調達に関する協定
------	--------------------------

(2) 生活必需品の確保

日常生活に欠くことのできない被服、寝具を始めとする生活必需品の確保に努めるとともに、発災後における必要量の確保が困難な場合には、県へ援助の要請をするものとする。なお、生活必需品を扱う市内スーパーマーケット、小売店舗については、警戒宣言が発せられた場合、極力営業を行うよう小牧商工会議所を通じ要請し、供給確保に努めるものとする。

附属資料	5.1.19 災害時における物資調達に関する協定
------	--------------------------

(3) 家庭内備蓄の推進

市は、発災以前においての食料を始めとする物資の支給は原則として行わないため、市民は発災時に備えての非常持出し品のほか、3日分以上（可能な限り1週間分程度）の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておくものとする。

(4) 医薬品等の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、医薬品その他衛生材料の確保に努めるとともに、発災後における必要量の確保が困難な場合には、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業運営要領」に基づいて、県等へ援助の要請をするものとする。

附属資料	様式第 62 号 医薬品等供給要領 様式第 63 号 医薬品等受領報告
------	--

(5) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、県、小牧市建築技術研究会、小牧市建築災害支援協力会、災害協定締結市内土木業者等に対し、建設及び修理、相談等の協力要請を行う。

附属資料	5.1.40、41 災害時における応急対策業務に関する協定
------	-------------------------------

2 日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）における措置

日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター）は、東海地震注意情報の発表に伴い、血液製剤の確保及び供給の準備その他必要な措置をとる。

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

実施担当	道路課、上下水道部、ごみ政策課、リサイクルプラザ、保健センター、市民病院、消防署、各事業所
------	---

1 市における措置

(1) 緊急輸送用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認・人員の確保等の準備を行うものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力で推進できるよう、非常配備等の体制を整えるものとする。

(3) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

小牧岩倉衛生組合は、地震災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設を復旧、稼働できるよう、東海地震注意情報が発表された段階から体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、東海地震注意情報発表の段階から人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

(4) 防疫活動確保用の資機材、人員の配置

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、東海地震注意情報発表の段階から必要な配備体制をとるものとする。

(5) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療活動の実施のため準備をする。

(6) 通信確保用の資機材・人員の確保

市は東海地震注意情報が発表された場合、発災後の災害応急対策を迅速、的確に実施するため防災行政無線等の整備及び確認を行い、事前に相互の連絡調整を図る。

2 水道事業者等（市）における措置

(1) 給水確保用の資機材・人員の配備

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、各施設の点検整備をするとともに、給水用資機材、水道施設の応急用復旧資機材及び人員の配備等を実施するものとする。

イ 市は小牧市管工事業共同組合及び「水道災害相互応援協定に関する覚」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

附属資料	5.1.21 災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定
------	------------------------------------

(2) 下水道確保用の資機材・人員の配置計画

ア 市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発生後における応急復旧を確保するため、資機材・人員の確保等の準備を行う。

イ 市は、一般社団法人日本下水道管路維持管理業協会中部支部と連絡を密にして災害時の緊急体制を整える。

3 鉄道事業者における措置

名古屋鉄道株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講じるものとする。

(1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。

(2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

4 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確保及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

5 ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

6 通信事業者及び移動通信事業者における措置

- (1) 西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。

- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

7 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難対策	市	1 (1) 避難対象地区の周知 1 (2) 避難指示等 1 (3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1 (4) 屋外における避難生活の運営 1 (5) 徒歩による避難の誘導 1 (6) 要配慮者に対する支援・配慮 1 (7) 出張者、旅行者等の対応
	警察	2 (1) 避難の際における警告、指示等 2 (2) 避難の指示
	学校	3 (1) 園児及び児童生徒の安全確保 3 (2) 実態に即した具体的な対応方法の決定 3 (3) 園児・児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 3 (4) 施設設備に対する安全点検
第2節 消防、浸水等対策	市	1 (1) 正確な情報の収集及び伝達 1 (2) 火災、水災等の防除のための警戒 1 (3) 急傾斜地崩壊危険地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導及び避難路の確保 1 (4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 1 (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導 1 (6) 迅速な救急救助のための体制確保 1 (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1 (8) 水防資機材の点検、整備、配備
	水防上重要な施設の管理者	2 巡回監視、土嚢の準備等必要な対策
第3節 社会秩序の維持対策	警察	1 (1) 混乱防止の措置 1 (2) 不法事案に対する措置 1 (3) 避難に伴う措置 1 (4) 自主防災活動に対する支援
第4節 道路交通対策	県公安委員会	1 交通規制による道路交通の確保
	市、県公安委員会、道路管理者	2 警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報提供及び運転者のとるべき措置の周知徹底
第5節 鉄道	名古屋鉄道株式会社	1 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 平常通運行及び輸送力増強 イ 旅客への速やかな帰宅の案内等 1 (2) 警戒宣言発令時 ア 列車の強化地域進入禁止等 イ 旅客への情報伝達及び列車の運行情報等の案内

区分	機関名	主な措置
第6節 バス	路線バス事業者	<p>乗客等の安全確保のため、次の措置を講ずる。</p> <p>1 (1) 危険箇所、避難場所の調査及び従業員への周知徹底</p> <p>1 (2) 警戒宣言発令時等の情報提供・伝達経路の決定</p> <p>1 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表）</p> <p>1 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する避難場所の教示（警戒宣言発令）</p> <p>1 (5) 車両の営業所への回送</p> <p>1 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄避難場所、運行中止措置の案内・広報</p>
第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	市及び水道事業者	<p>1 (1) 配水池の水位確保等配水操作</p> <p>1 (2) 自己水源を最大限に活用した送水</p> <p>1 (3) 県(企業庁)に緊急増量の要請</p>
	中部電力株式会社	<p>2 (1) 電力施設の特別巡視、特別点検等の予防措置</p> <p>2 (2) 電力の緊急融通体制の確認</p> <p>2 (3) 電気の安全措置に関する広報</p>
	都市ガス事業者	<p>3 (1) ガス供給の継続</p> <p>3 (2) ガスの安全措置に関する広報</p> <p>3 (3) 本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対する帰宅等の要請</p> <p>3 (4) ガス工作物の巡視・点検</p> <p>3 (5) 工事等の中断</p>
	一般社団法人 愛知県LPガス協会	<p>4 LPガスの具体的な安全措置に関する広報</p>
	通信事業者	<p>5 (1) 地震防災応急対策等に関する広報</p> <p>5 (2) 通信の利用制限等の措置</p> <p>5 (3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用</p> <p>5 (4) 建物、施設等の巡視と点検</p> <p>5 (5) 工事中の施設に対する安全措置</p>
日本放送協会 名古屋放送局	<p>6 (1) 防災組織の整備及び県・市との協力</p> <p>6 (2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等</p> <p>6 (3) 外国人、視覚障がい者等への配慮</p>	
第8節 生活必需品の確保	市	<p>1 (1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請</p> <p>1 (2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請</p> <p>1 (3) 各家庭における1週間分程度の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）</p>
第9節 金融対策	東海財務局、 日本銀行名古屋支店	<p>1 預金取扱金融機関への措置</p> <p>1 保険会社への措置</p> <p>1 証券会社への措置</p> <p>1 電子債権記録機関への措置</p>
第10節 郵政事業対策	日本郵便株式会社	平常窓口業務
第11節 病院、診療所	市、病院、診療所	1 医療救護班の編成し、派遣の準備体制の整備
第12節 百貨店等	百貨店等	1 強化地域内の百貨店等は、原則、営業中止（警戒宣言発令）ただし、耐震性を有する等安全性が確保されている場合は、営業継続可

区分	機関名	主な措置
第13節 緊急輸送	市及び関係機関	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定
第14節 警戒宣言発令時の 帰宅困難者・ 滞留旅客対策	市	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策
	関係機関	帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあつせん等

第1節 避難対策

実施担当	自治会支援室、多文化共生推進室、福祉総務課、河川課、こども政策課、 幼児教育・保育課、教育総務課、学校教育課、関係機関
------	--

1 市における措置

(1) 避難対象地区の周知

地震によるがけ崩れ等により被害の予想される地域の範囲を、あらかじめ指定し、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート及びその他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発令された場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難の指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

避難生活に必須の食料、飲料水及び生活必需品の物資を、警戒宣言発令時には原則避難者に支給しない。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じ屋内における避難生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難は原則として徒歩とする。

(6) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

また、受け入れる施設等について県等と十分連絡調整をとるとともに、避難用具の確保及び点検を行い、発災後の避難に備える。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語、やさしい日本語による伝達、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(7) 出張者、旅行者等の対応

出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 警察における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発令された場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生

するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれがある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立ち入りを禁止し、若しくはその場から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発令された場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

警察官が避難のための立ち退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校等における措置

(1) 園児及び児童生徒の安全確保

園児・児童・生徒の安全確保対策については、原則として次のとおり取扱う。

ア 園児・児童・生徒が在園・在校中に東海地震注意情報が発表された場合においては、保育・授業・部活動及び学校行事等は直ちに中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに降園・下校させる。

イ 園児・児童・生徒が登降園・登下校中に東海地震注意情報が発表された場合においては、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するように指導する。

ウ 園児・児童・生徒が在宅中に東海地震注意情報が発表された場合においては、休園・休校として、園児・児童・生徒等は登園・登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

保育園・幼稚園・学校においては上記を踏まえて、通園・通学方法、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者、地域の関係者の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 園児・児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の学校等における対応の方法については、あらかじめ、園児・児童・生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設、設備について、日頃から安全点検を行い、東海地震注意情報発表時には災害の発生を防止するため必要な措置をとる。

第2節 消防、浸水等対策

実施担当	防災危機管理課、消防総務課、消防署、河川課
------	-----------------------

1 市における措置（消防機関等の対策）

警戒宣言が発令された場合、消防機関等は出火、浸水、混乱等の防止に関して講ずる措置として、消防計画等に基づいて、次の事項を重点として推進するものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防除のための警戒

(3) 急傾斜地崩壊危険地域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導及び避難路の確保

(4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導

- (6) 迅速な救急救助のための体制確保
- (7) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (8) 水防資機材の点検、整備、配備

第3節 社会秩序の維持対策

実施担当	警察
------	----

1 警察における措置

警察は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取り締まりのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。

イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取り締まりを行うものとする。

イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取り締まりを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治会、自主防災組織等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第4節 道路交通対策

実施担当	道路課
------	-----

1 県公安委員会における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留し交通が著しく混雑することが予想される。このため、市は県公安委員会、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 道路交通規制の基本方針

ア 一般道については、一般車両の強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。

ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

① 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路線名	流入を制限するIC
東名高速道路	県内全IC（春日井IC下り線を除く）
新東名高速道路	県内全IC
伊勢湾岸自動車道	県内全IC
東海環状自動車道	せと品野IC及びせと赤津IC内周り線（北進）を除く県内全IC
名古屋瀬戸道路	全IC
東名阪自動車道	県内全IC
名古屋第二環状自動車道	全IC
名古屋高速道路	全IC
知多半島道路	全IC
南知多道路	全IC
知多横断道路	全IC
中部国際空港連絡道路	全IC

② 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し主要箇所において必要な規制を行う。

交差点名	路線名	住所	規制方向
一色下方	国道155号	稲沢市一色下方町	南進
梅須賀	県道一宮蟹江線	稲沢市梅須賀町	南進・東進
中之郷南	国道22号	北名古屋市中之郷南	南進
豊場	国道41号	西春日井郡豊山町	南進
鳥居松北	国道19号	春日井市瑞穂通1丁目	南進
高蔵寺北	国道155号	春日井市高蔵寺町	南進
新大橋南	国道363号	瀬戸市共栄通3丁目	南進・西進
東本町	国道155号	瀬戸市東本町1丁目	南進
小原トンネル北	国道419号	豊田市大ヶ蔵連町	南進
上郷大橋北	国道153号	豊田市大野瀬町	西進

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送路を確保するため、交通の状況に応じて警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国道	1号、19号、22号、23号、41号、42号
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路

東海環状自動車道
第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
伊勢湾岸道路
近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
近畿自動車道（東名阪自動車道）
名古屋第二環状自動車道
知多半島道路
南知多道路
中部国際空港連絡道路

広域交通検問所

名称	住所	道路名
西八町交差点	豊橋市八町通	国道1号
坂下交番前	春日井市坂下町	国道19号
名四町交差点	名古屋市港区	国道23号
豊川インター	豊川市麻生田町	東名高速道路
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道自動車（西宮線）
名古屋西インター	海部郡七宝町	東名阪自動車道
黒川インター	名古屋市北区田幡	名古屋高速道路
一宮木曾川インター	一宮市大字大毛	東海北陸自動車道
せと赤津インター	瀬戸市巡間町	東海環状自動車道
湾岸弥富インター	弥富市駒野町	伊勢湾岸自動車道

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

(3) 交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制表示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

(4) 交通規制を行う地域、路線、及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力制限する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生じる滞留車両の措置

交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条第1項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を、県又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局（小牧警察署）等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると確認したときは、「緊急輸送車両
確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。

附属資料	様式第 49 号 緊急通行車両確認申出書 様式第 50 号 緊急通行車両確認証明書 様式第 51 号 緊急通行車両の標章
------	--

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 市、県公安委員会及び道路管理者における措置

市、県公安委員会及び道路管理者は、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

(1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

実施担当	鉄道事業者
------	-------

1 名古屋鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

(ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。

(イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅するように、状況に応じて輸送力の増強を図る。

イ 旅客への対応

(ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内では列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。

(イ) 地震が発生すると地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。

(ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し落ち着いて行動するよう呼びかける。

(エ) 駅周辺は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

強化地域外の列車は強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。

第6節 バス

実施担当	バス事業者
------	-------

1 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として強化地域内においては次の措置を講ずるものとする。

また、強化地域以外の路線は、強化地域にまたがる路線を除き運行する。

- (1) 運行路線にかかわる危険箇所、避難場所等についてあらかじめ調査し、それを教育訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報又は警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路等についてあらかじめ定めておく。特に運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、警戒宣言発令時には車両の運転を中止することを予告する。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停車し、旅客に対し避難場所の指示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所及び運行中止の措置をとった旨の案内の掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、下水道、通信及び放送関係

実施担当	上下水道部、各事業所
------	------------

1 市及び水道事業者における措置

警戒宣言発令又は東海地震注意情報が発表された場合、発災に備えた緊急貯水を市民等に強力に呼びかけるとともに、応急給水対策を「小牧市水道事業地震防災応急対策要綱」に基づいて次の措置をとるものとする。

- (1) 市民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないように配水池等の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限活用した送水に努めるものとする。
- (3) 県水の受水に対しては、供給地域の貯水不足にならないよう県尾張水道事務所に對し緊急増量の要請を行い水源の確保に努める。
- (4) 第二水源の確保として、本庄配水池・桃花台配水池のほか耐震性貯水槽（飲料水兼用を含む）の活用を図る。
- (5) 下水道対策

東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり下水道における管理上の措置をとる。

ア 速やかに下水道施設の緊急点検と巡視を実施する。

イ 工事中の箇所を把握し、必要に応じ安全対策を講じたうえで、原則として工事の

中断等の措置をとる。

2 中部電力株式会社における措置

中部電力株式会社は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講じる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力設備は、状況に応じて設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及びWebサイトを通じて、地震発生時の具体的な電気的安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発令された場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。また、他の通信会社はこれに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ放送等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

イ 電報の受付、配達状況

ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況

エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況

オ 災害伝言ダイヤルの利用方法

カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款等の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言板（web171）の提供・運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言板（web171）を提供するとともに報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び県・市との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視覚障がい者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第8節 生活必需品の確保

実施担当	福祉総務課
------	-------

1 市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

強化地域外の生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小売店舗に対して、警戒宣言が発せられた場合にも極力営業を行うよう関係団体を通じ要請し、強化地域内にあっても、生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 住民に対する周知

市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市町村から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日以上分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第9節 金融対策

実施担当	東海財務局、日本銀行名古屋支店
------	-----------------

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行う等、通貨の円滑な供給の確保に万全な措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請する。

また、農業協同組合の金融機関については、市は関係機関と緊密な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。

強化地域外に支店、営業所を置く民間金融機関、保険会社、証券会社、電子債権記録機関の措置。

(1) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店、支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

(2) 強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、平常どおり営業する。

第10節 郵便事業対策

強化地域外の日本郵便株式会社は、原則として平常どおり窓口業務を行う。

第11節 病院、診療所

実施担当	市民病院、診療所
------	----------

1 市、病院、診療所における措置

- (1) 市は警戒宣言が発せられたときは、小牧市医師会に医師の派遣を要請するとともに、小牧市歯科医師会及び小牧市薬剤師会に活動の準備を要請する。
小牧市医師会は、医療救護班を編成し、派遣の準備体制を整える。また、小牧市歯科医師会及び小牧市薬剤師会は活動の準備を行う。
- (2) 小牧市民病院は警戒宣言が発せられたときは、尾張北部医療圏の災害拠点病院として、発災後の災害医療活動を確立するため、「小牧市民病院災害マニュアル」に基づき、災害発生に備える。
- (3) 日本赤十字愛知県支部は、警戒宣言が発せられた旨の情報に接したときは、医療救護班を編成し、派遣の準備体制を整える。
- (4) 医療救護班については、第3編第7章第1節「医療救護」を参照。

第12節 百貨店等

実施担当	商工振興課
------	-------

1 百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有する等安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。また、県等からの通知等の周知を適切に行う。

第13節 緊急輸送

実施担当	道路課
------	-----

1 市及び関係機関における措置

- (1) 市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用の車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段等をあらかじめ定めておくとともに、警戒宣言発令時において警察署、交通検問所等で実施される緊急通行車両の確認手続きを迅速・円滑に受けられるよう、県公安委員会の定めるところにより緊急輸送車両の事前届出を実施しておくものとする。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送の方針

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関はあらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市の災害対策本部にて調整を行うものとする。

4 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第3編第8章第3節1(2)で定める道路とする。

5 緊急輸送車両の確認

- (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会(県警察)へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、本章第4節1(6)に定めるところによる。

6 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

実施担当	事業所、学校、関係各課
------	-------------

1 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内における公共交通機関の運行停止、また、強化地域への流入制限措置がとられることにより、通勤・通学者等の帰宅等が困難となることが予想されることから、市は帰宅等を望む者への必要な支援措置を講じる。また、交通機関が運行停止等の措置をとる対象路線地域の範囲は事前に想定されることから、次のとおり、これを踏まえた対策を講じるものとする。

- (1) 交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった者に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- (2) 事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前に帰宅困難者発生抑制に努める。
- (3) 市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者等に対する具体的な避難誘導、保護、並びに食料等のあっせん措置を講じるものとする。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

<p>○ 市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理する道路、河川及び不特定多数の者が出入りする施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。</p> <p>なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。</p>

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路	市	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 1 (1) 道路利用者に対する情報及び運転手の取るべき措置の伝達 1 (2) 巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握
第2節 河川等	市	1 所管する河川等の緊急点検巡視を実施して状況把握等
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	市	強化地域内外における市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等は、おおむね次の措置をとる。 1 (1) ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 (ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時 庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対する情報の伝達 (イ) 東海地震注意情報発表時 庁舎への来訪者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、及び庁舎からの退避案内 施設利用者に対する情報提供、警戒宣言発令時の交通機関運行停止の伝達、退避誘導、及び施設等の閉館 (ウ) 警戒宣言発令時 来訪者に対する情報提供、庁舎からの退避誘導、及び窓口業務の停止 施設利用者に対する情報提供、施設からの退避誘導、及び施設等の閉館 1 (1) イ その他警戒宣言発令時等の措置 (ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置 (イ) 出火防止措置 (ウ) 受水槽等への緊急貯水 (エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備 (オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューター・システム等重要資機材の点検等の体制

第1節 道路

実施担当	関係各課
------	------

1 市及び関係機関における措置

東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとる。

- (1) 広報車、掲示板等を活用して、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他地震に関する情報及び運転者のとるべき措置等を道路利用者に伝達するものとする。
- (2) 速やかに所管道路の緊急点検と巡視を実施して、交通状況、工事中の箇所、通行止め箇所等を把握し、必要に応じ安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

第2節 河川等

実施担当	関係各課
------	------

1 市及び関係機関における措置

東海地震注意情報が発表された段階から、速やかに所管する河川等の緊急点検巡視を実施して状況を把握し、水門及び樋門の開閉の措置を講じ、工事中の場合は工事の中断等の措置をとるものとする

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

実施担当	関係各課
------	------

1 市の各施設がとるべき措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。

(1) 一般的事項（各施設共通事項）

ア 情報伝達及び退避等の措置

(ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

(イ) 東海地震注意情報が発表された場合

来訪者、施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨、及び警戒宣言が発せられた場合には強化地域では公共交通機関の運行停止等の措置がとられる旨、また、道路交通規制等による交通混乱の発生が予想される旨等を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として庁舎、施設等からの退避を促す。

(ウ) 東海地震警戒宣言が発令された場合

来訪者、施設利用者に対して警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、安全確保を図るため、庁舎、施設等から退避するよう誘導する。

イ その他の措置

警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる等発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合、その準備的な対応を行い必要な体制を整えるものとする。

(ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置

(ウ) 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水

(エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備

(オ) 非常用発電装置の準備、コンピューターシステム等重要資機材の点検等の体制
なお、地震防災応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は、上記のほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(2) 保育園、幼稚園、学校

保育園、幼稚園、学校においては、本編第4章第1節3「学校等における措置」に定めるところによる。

(3) 市民病院

市民病院は、尾張北部医療圏の災害拠点病院として、発災後の災害医療活動を確立するため、「小牧市民病院地震防災マニュアル」に基づき、災害発生に備える。

(4) 社会福祉施設

社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引継ぎの方法については、施設の種類や性格を十分に考慮し、各施設において警戒宣言発令時の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

庁舎で地震防災応急対策の実施上重要な建物となる庁舎の管理者は本章第3節1(1)「一般的事項（各施設共通事項）」に掲げる措置をとるものとする。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、警戒宣言が発せられた場合、安全対策を講じたうえで、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■ 基本方針

- 防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。
- なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 防災関係機関 に対する応援 要請等	市	1 他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互 応援協定の締結
第2節 自衛隊の地震 防災派遣依頼	市	1 (1) 自衛隊の派遣要請依頼 1 (2) 関係部隊等との連絡調整

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

実施担当	消防総務課、関係機関
------	------------

1 市における措置

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

2 費用の負担方法

他市町村から、市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。

第2節 自衛隊の地震防災派遣依頼

実施担当	環境対策課
------	-------

1 市における措置

(1) 自衛隊の派遣要請依頼

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、県警戒本部長に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請依頼するものとする。

- ア 派遣を要請依頼する事由
- イ 派遣を要請依頼する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市長は、県警戒本部長からの要請により自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節5「災害派遣部隊の受入れ」及び6「災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第7章 市民のとるべき措置

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報(臨時)及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区 分	主な措置
第1節 家庭においてとるべき措置	1 (1) 正確な情報の収集 1 (2) 警戒宣言発令時に係る市町村の指示に従った避難 1 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 1 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 1 (5) 火の使用の自粛 1 (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置 1 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 1 (8) 身軽で安全な服装へ着替え 1 (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 1 (10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 1 (11) 自主防災組織に係る情報収集伝達体制の確保 1 (12) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてとるべき措置	1 (1) 防火管理者、保安責任者等を中心とした役割分担の決定及び実施 1 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 1 (3) 火の使用の自粛 1 (4) 消防計画、予防規程等に基づく危険箇所の点検 1 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 1 (6) 重要書類等、非常持出品の確認 1 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 1 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 1 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 1 (10) 近くの職場同士の協力 1 (11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛。

第1節 家庭においてとるべき措置

実施担当	市民
------	----

1 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所、消防署、警察署等からの情報に注意すること。
- (2) 耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で

行動する。(あらかじめ自宅の耐震診断等を行い、耐震性を把握しておく。また、各家庭で食料、生活用品や屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備しておく。)

- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (5) 火の使用は自粛すること。止むを得ず使用するときは火のそばから離れないこと。
- (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置をとること。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくこと。
- (8) 身軽で安全な服装(長袖、長ズボン)に着替えること。底の厚い靴も用意する。
- (9) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (10) 万一のときの脱出口を確保すること。また、被害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保する。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛すること

第2節 職場においてとるべき措置

実施担当	各事業所
------	------

1 職場においてとるべき措置

- (1) 防火・防災管理者や、保安責任者等を中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) とりあえず身の安全を確保できる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程等に基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。